

第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年10月21日（木） 17時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 10月20日15時時点）

国・地域		感染者数	死亡者数
米	国	45,132,148	728,192
イ	ン	34,094,373	452,454
ブ	ラ	21,664,879	603,855
英	国	8,581,278	139,265
ロ	シ	7,936,798	221,314
ト	ル	7,714,349	68,060
フ	ラ	7,196,754	118,272
イ	ラ	5,809,967	124,423
ア	ル	5,274,766	115,737
ス	ペ	4,990,767	87,051
そ	の	93,156,203	2,254,276
合	計	241,552,282	4,912,899

※194の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表10月19日24時時点)

都	道	府	県	感染者数	死亡者数
東			京	377,264	3,108
大			阪	201,867	3,030
神	奈		川	168,724	1,297
埼			玉	115,469	1,027
愛			知	106,096	1,153
千			葉	100,204	1,020
兵			庫	78,165	1,394
福			岡	74,324	620
北	海		道	60,631	1,469
沖			縄	50,088	365
そ	の		他	378,154	3,655
合			計	1,710,986	18,138

※チャーター便帰国者15名、空港検疫4,363名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(10月20日17時45分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	377,305 人
入院	280 人
軽症・中等症	253 人
重症	27 人
宿泊療養	66 人
自宅療養	172 人
入院・療養等調整中	158 人
死亡	3,113 人
退院等 (療養期間経過を含む)	373,516 人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 377,302名

(注)

- ・ チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・ 「重症」は、人工呼吸器管理（ECMOを含む）が必要な患者数を計上。
- ・ 「入院・療養等調整中」は、当日の新規陽性者及び前日までの陽性者のうち、入院・宿泊療養・自宅療養の調整中や保健所間の移管手続中の陽性者等の人数
- ・ 退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月24日 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月27日 第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
9月28日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
10月 8日 第78回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
10月15日 第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 直近の都の動き

1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
9月 9日 第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
9月28日 第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月30日まで延長)
- ・東京都におけるリバウンド防止措置の実施
(外出時における感染防止策等の要請、施設の使用制限等、令和3年10月1日零時から10月24日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(8月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（8月3日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（9月16日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同取組実施（9月29日）

【都民安全推進本部】

- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ

【総務局】

- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施
- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種（6月25日～）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
（緊急事態措置期間（7月12日～9月30日）、要請：1,480店舗、命令：91店舗）
- ・ 都内で開催される大規模イベントに係るワクチン・検査パッケージの技術実証（実施主体：国）に、都として同意（10月13日）

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など
各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和２年６月１日より開始、令和３年５月６日より対象アプリを拡大
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和２年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、７月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・新聞一般紙６紙及びスポーツ紙３紙に「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載（7月29日～8月1日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・広報東京都9月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援、感染症に関する情報（ワクチンの接種）、相談窓口について掲載
- ・東京都公式Twitterアカウント等で、ターゲットに応じたワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始（9月3日～）
- ・新聞一般紙６紙にパラマソンの自宅での観戦を呼びかける広告を掲載（9月4日）
- ・私立学校の児童生徒等の感染が確認された際に、当該感染者と接触があった児童生徒等のPCR検査を速やかに実施できる体制を整備
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、ワクチンの副反応に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布
- ・広報東京都10月号で、抗体カクテル療法の取り組み、医療提供体制の確保、感染症の影響を受けた方への支援、ワクチン接種の推進、相談窓口について掲載
- ・スポーツ紙４紙にワクチン接種を啓発する広告を掲載（10月２・３・16・17日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月１日からのリバウンド防止措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信

【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時（10月1日から21時）以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時（10月１日から21時）以降の消灯についてお願い

【住宅政策本部】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また随時募集において新たな団地を追加毎月募集においては、令和3年10月～12月の戸数360戸（うち60戸は若年夫婦・子育て世帯を対象）（令和3年1月～12月累計1,400戸（うち毎月募集1,080戸、随時募集320戸））

【病院経営本部】

- ・ 都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・ 区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（10月15日時点 延2,270人）
- ・ 多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～）
- ・ 「酸素・医療提供ステーション（救急型）」の運用を開始（8月14日～）
- ・ 「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置（8月21日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・ 「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・ 「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・ テレワーク実施率の調査結果（7月）を公表（8月6日）
- ・ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（8月17日）
- ・ 「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の対象施設の追加について公表（8月17日）
- ・ 「東京都中小企業者等月次支援給付金（7・8月分）」の申請受付開始（9月1日）
- ・ テレワーク実施率の調査結果（8月）を公表（9月3日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」早期支給分の申請受付開始（9月13日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・ 「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・ 「営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（10/1～10/24実施分）」について公表（9月30日）
- ・ テレワーク実施率の調査結果（9月）を公表（10月7日）
- ・ 「東京都中小企業者等月次支援給付金（10月分）」の申請受付開始について公表（10月13日）
- ・ 「テイクアウト専門店出店支援」の開始について公表（10月13日）
- ・ 「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施について公表（10月13日）
- ・ 「飲食事業者向け業態転換支援事業」の申請受付期間等の延長について公表（10月13日）
- ・ 観光関連事業者に対する新たな支援等の実施について公表（10月13日）

【産業労働局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る「雇用環境整備促進奨励金」の申請受付期間延長について公表(10月13日)
- ・ 「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の実施について公表(10月13日)
- ・ 「小規模テレワークコーナー設置促進助成金」第2期募集開始について公表(10月13日)
- ・ 「第2回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の申請受付開始(10月13日)
- ・ 「中小企業等による感染症対策助成事業」の申請受付期間等の延長について公表(10月13日)
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付期間延長について公表（10月14日）
- ・ 「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」の申請受付開始（10月14日）
- ・ 「東京都中小企業者等月次支援給付金（9月分）」の申請受付開始（10月15日）
- ・ 「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め・休業等に関する電話特別相談」の実施について公表(10月15日)

【中央卸売市場】

- ・ 市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで→R4.3支払い分まで延長）

【建設局】

- ・ 都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・ 都立公園における飲食等の臨時出店の運用を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【港湾局】

- ・ 臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・ 海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【交通局】

- ・ 「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局・下水道局】

- ・ 水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和4年3月31日まで延長

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施

【教育庁】

- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間再延長に伴い、夏季休業明けについての教育活動の留意事項及び感染症対策の一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（8月17日）
- ・都立学校における、夏季休業明けの教育活動実施に向けたデルタ株に対する感染症対策の取組の強化等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（8月24日）
- ・都内全公立学校で児童・生徒及び教職員等の感染が判明した場合、学校において濃厚接触者相当の者を特定し、PCR検査を9月1日から実施（区市町村立学校も対象）（8月27日）
- ・高校生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（8月31日）
- ・都立学校における感染症対策の更なる徹底のため、デルタ株対応の感染症対策チェックリストを配布（区市町村には都の感染症チェックリストを参考送付）（8月31日）
- ・都立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理（9月1日）（区市町村には都の措置を参考周知）
- ・文部科学省から都内公立学校向けに抗原簡易キットが配布されることに伴い、各都立学校へ活用を依頼（9月7日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、校内の感染症対策の強化と一層の徹底等（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月9日）
- ・中学3年生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（区市町村立学校も周知）（9月17日）
- ・12歳以上の児童・生徒が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（区市町村立学校も周知）（9月24日）
- ・リバウンド防止期間中における、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月28日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

基本的対策徹底期間における対応（案）

令和3年10月21日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応（案）

（１）区 域
都内全域

（２）期 間
令和３年10月25日（月曜日）０時から11月30日（火曜日）24時まで
※12月１日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

（３）対応の概要
新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）は終了
- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨 ・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 ●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 ・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 ●カラオケ設備を提供している店舗 ・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ●上記の店舗に共通の協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	●イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ●大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ●業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	

(3) イベントの開催制限（令和3年10月31日（日）0時から）

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催**を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合（※2）	収容定員の半分まで可		

（大声での歓声等がないことを前提としうる場合）クラシック音楽、演劇等 （大声での歓声等が想定される場合）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

(4) 職場への出勤等

- テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

第6波に向けた医療・療養体制

医療機関 (入院重点医療機関等)

確保病床 **6,651**床 増床

回復期
支援病床 **1,785**床 増床



臨時の医療施設等

緊急
対応 入院待機
ステーション **46**床 増床

中等症Ⅱ
～軽症 酸素・医療提供
ステーション など **720**床 最大 増床

第6波に向けて、
さらに医療・療養体制を
拡充していく

合計 **約9,200**床
〔 第5波と比べ 約**1,450**床
増加見込み 〕

第6波に向けた宿泊療養の体制

施設使用率の向上

運用の見直し

- 施設への受入時間帯を拡大
- 食事時間帯を複数設定 など

機能の分化・強化

- 医療・看護度が高い施設とリモート診療対応の施設に機能分化
- 中和抗体薬の投与を受けた患者の受入れ。酸素投与の実施



新たな対策

- 陽性判明後、**患者自らが**
申込可能な電話窓口を設置

宿泊療養を**希望する患者が、**
早期に入所できる仕組みを構築

速やかな入所の促進

- 更なる規模の拡大も目指す

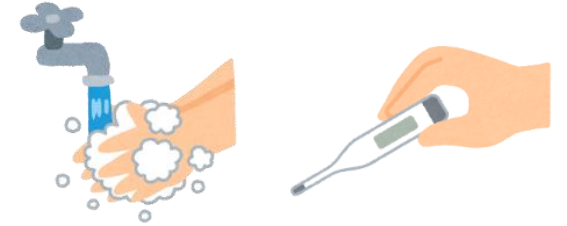
第6波に向けた自宅療養の支援

安心して自宅療養していただく支援策を拡充

- ビデオ通話システムを活用したオンライン・電話診療
- 往診を行う拠点病院を設置
- パルスオキシメータを必要量確保
- 酸素濃縮装置を追加確保
- 重症化リスクの低減のため中和抗体薬を投与 など

学校の対応

✓ 基本的な**感染防止対策を一層徹底**



✓ 陽性者発生時のP C R検査の活用（継続実施）

✓ 抗原簡易キットの活用（継続実施）

✓ **教育活動に取り組む上で、P C R
検査を活用できる体制を整備（新規）**



新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組

-未曾有の感染を乗り越えて-

- 東京における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況と都の対策を、**第Ⅰ期から第Ⅳ期**に分けて整理
- 積み重ねた知見や経験を、今後「**新たな感染の波**」が生じた場合**への対策**に活かしていく

これまでの主な対策

- ✓ 検査の戦略的展開
- ✓ 新型コロナワクチン接種の推進
- ✓ 病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養のフォローアップ
- ✓ 飲食店等への「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト、
「コロナ対策リーダー」の取組支援
- ✓ 踏み込んだ休業要請・時短要請（協力金支給）

新型コロナウイルス感染症対策に係る 東京都の取組

－ 未曾有の感染を乗り越えて －

令和3(2021)年10月21日改訂版

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部

本資料は、令和３年６月８日に公表した資料から、同年９月30日の緊急事態宣言の解除を受け、時点の更新を行ったものです。

各種データは、別に表記がある場合を除き、同年10月８日時点の内容を記載しています。

「予算上の対応状況」については、同年10月13日（議決日）の補正予算まで反映しています。

はじめに

- 世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症との厳しい闘いはおよそ2年に渡り、東京・日本においても、この間、幾度となく感染の波が発生しました。
- 中でも、第5波においては、感染力が極めて強い変異株（デルタ株）の広がりにより、災害レベルとも言える爆発的な感染拡大にも直面しました。都はこの状況を「医療非常事態」と位置付け、都民の命と健康を守るためのあらゆる対策を講じ、総力戦でこの波を乗り越えてきました。
- この資料は、東京における新型コロナウイルス感染症のこれまでの発生状況と、未知の感染症に対し都がいかなる対策を講じてきたのかを整理し、これまで積み重ねた知見や経験を、今後、新たな感染の波が生じた場合への対策に活かしていく観点から、とりまとめたものです。
- 闘いの最前線に立ち続ける医療従事者の方々や、都民・事業者の皆さんの協力の下、国や区市町村、近隣自治体とも連携しながら、新型コロナウイルスの終息に向けて対策を講じてまいります。

目次

都の新型コロナウイルス感染症対策の基本スタンス 3

都内陽性者数の推移と都の対策のステージ 4

■ 第Ⅰ期から終息に向けた主な対策 6

都における対策の概要 12

区市町村、保健所、医療機関等と連携した感染拡大防止の取組

- 東京 iC D C を核とした感染症対策 13
- 東京 iC D C の専門的知見を都の対策へ活用 14
- 相談・検査体制の拡充 16
- 検査の戦略的展開 17
- 医療提供体制等の確保 18
- 調整本部による広域的な入院・入所調整 19
- 酸素・医療提供ステーションの設置 20
- 抗体カクテル療法の活用促進 21
- 新型コロナワクチン接種の推進 22
- 保健所機能の強化 24

都民・事業者の生活と事業活動を支えるためのセーフティネットの強化

- 様々な影響を受けた人への
支援・セーフティネットの強化 25
- 子供の安全安心の確保と学びを止めない取組を展開 26
- 事業者等に対する多面的な支援の展開 27

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るための対策

- 事業者と協力・連携した感染拡大防止の推進 29
- 経済活動の再開に備えた取組 30
- 緊急事態措置等に係る都の取組 31
- 「リバウンド防止措置」として、感染リスクの高い
夜間人流に留意しつつ、実効性ある対策を段階的に実施 32
- 都民等への要請・都立施設の対応等 35
- 事業所・飲食店等の感染対策の徹底
(コロナ対策リーダー等) 37
- 飲食店等への「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクト 38
- 人流の抑制に向けたテレワークの推進 39
- 人流の抑制に資する様々な取組を展開 40

都民等に向けた広報、情報発信 42

1都3県(東京・埼玉・千葉・神奈川)による共同の取組 44

東京2020大会における新型コロナ対策 45

世界各国と日本・東京の感染状況の比較 48

付属資料 49

- ※ 新型コロナ関連の相談・問い合わせ先一覧 65
- ※ 新型コロナ関連の主なデータ掲載ウェブサイト 67

予算上の対応状況 68

都の新型コロナウイルス感染症対策の基本スタンス

100年に1度の未曾有の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症との闘いはおよそ2年に渡り続いている。この「見えざる敵」に対し、東京都は、この間、以下のスタンスを基軸に対策を講じてきた。

- 何よりも大切な**都民の命を守る**ため、
国、区市町村、保健所、医療機関等と連携し、東京の総力を挙げて感染拡大を防止
- 甚大な影響を受けた**都民・事業者の生活と事業活動を支える**ため、
多面的な支援により、セーフティネットを充実・強化
- **感染拡大防止**のため、人流抑制や基本的な感染防止対策を徹底する「守りの対策」、
ワクチン接種や抗体カクテル療法という武器による「攻めの対策」を実施するとともに、**社会経済活動との両立**を図るための対策を実施

新たな感染の波が生じた場合でも、上記の考え方に基づき、状況に応じた機敏な対策を総力を挙げて講じることで、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていく。

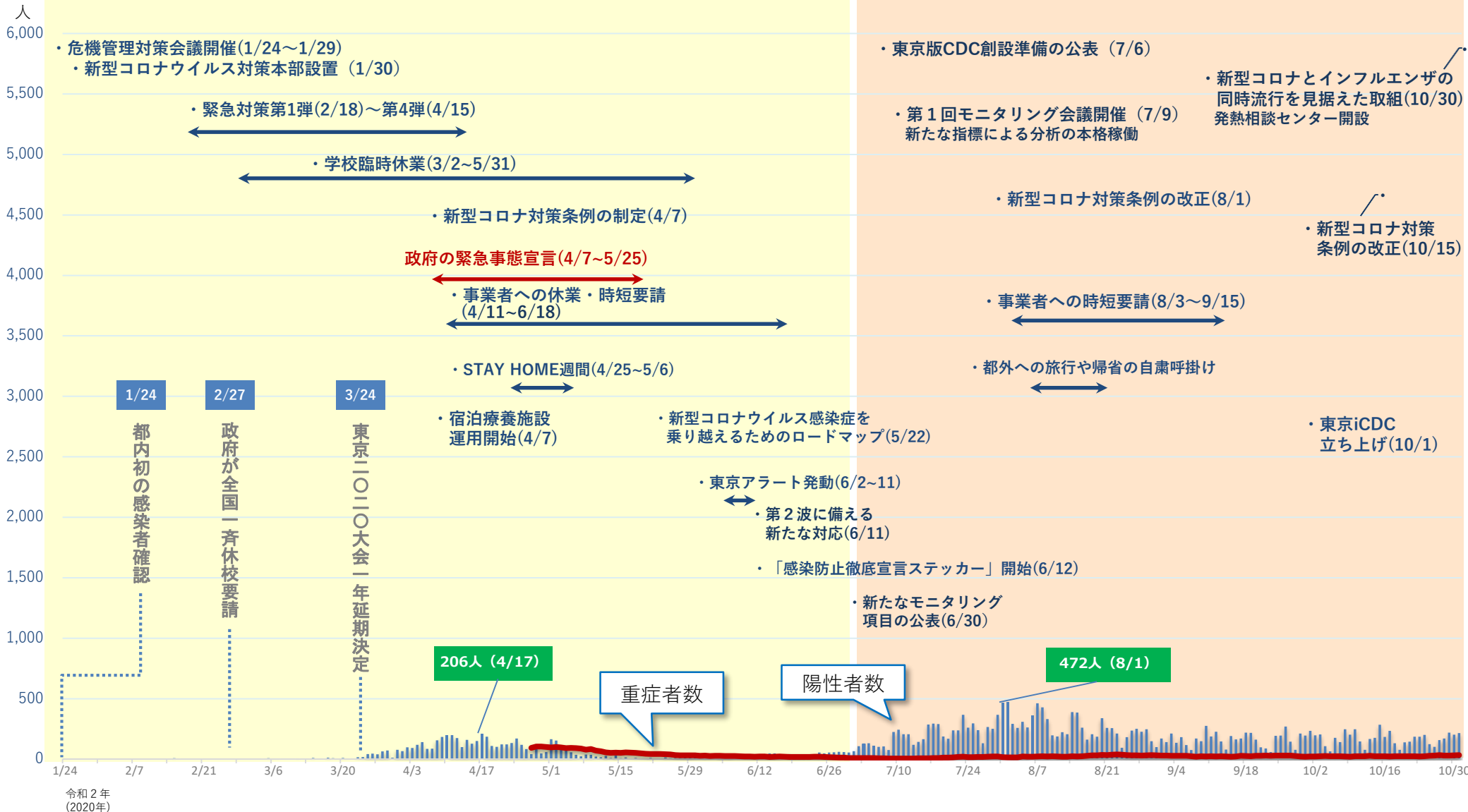
都内陽性者数の推移と都の対策のステージ

第Ⅰ期(第1波)

(令和2年1月～6月)

第Ⅱ期(第2波)

(令和2年7月～10月)

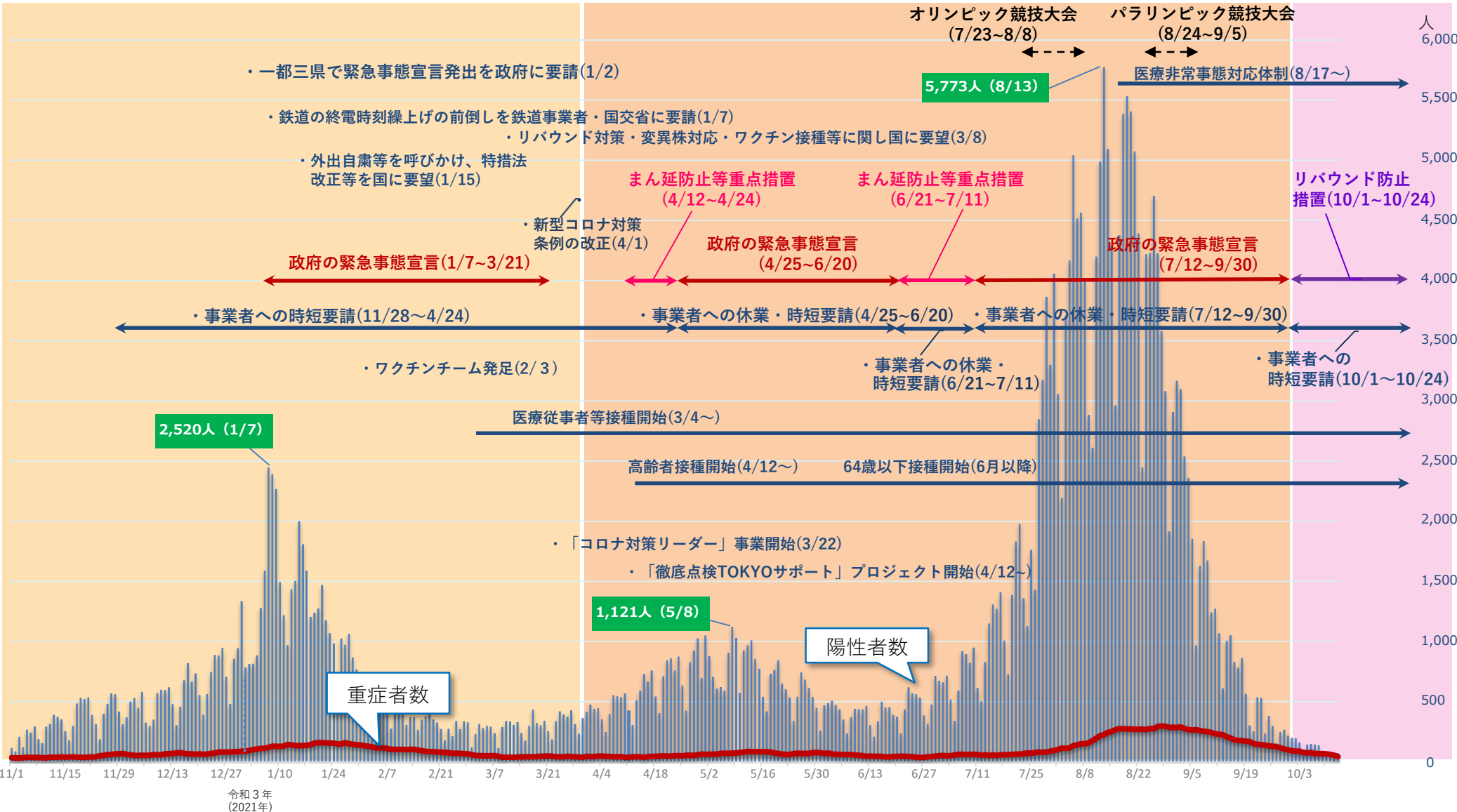


都内陽性者数の推移と都の対策のステージ

第Ⅲ期(第3波) (令和2年11月～令和3年3月)

第Ⅳ期(第4・5波) (令和3年4月～令和3年9月)

終息に向けて (令和3年10月～)



第1期（令和2年1月～6月）における主な対策

～未知のウイルスに対し、感染拡大を食い止めるべく、人と人との接触削減（8割）を徹底～

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
	未知のウイルスへの不安が広がる中、都庁内の体制や相談窓口等を整備			
R2年 1月	・都内初の感染者確認(24日)	・危機管理対策会議開催(24-29日) ・新型コロナウイルス対策本部を設置(30日)	・コールセンターの設置(29日) ・武漢からの帰国者の一部を都立・公社病院へ受入れ(29日)	・中小企業者等特別相談窓口の設置(30日)
2月	・緊急対策第1弾 (補正予算①・②)公表(18日) ・緊急対策第2弾公表(26日)	・健康安全研究センターの検査体制拡充 ・民間検査機関の活用による検査可能件数の拡大 ・都主催イベント、都立施設の休止等	・新型コロナ受診相談窓口・新型コロナ外来の開設(7日) ・都内病院に病床確保等を要請 ・都立・公社病院の患者受入拡大	
3月	・緊急対策第3弾公表(12日) ・補正予算③(31日)	・学校臨時休業(2日～5月31日)	・都立・公社病院の重症患者受入体制強化	・緊急融資制度の創設(6日) ・テレワーク助成金募集開始(6日)
	感染拡大局面において、8割の接触削減を目指した徹底的な人流抑制等を推進			
		・知事会見(25日) 「感染爆発の重大局面」	休業・時短要請 (4/11～5/6。その後5/25まで延長。さらに、6/18まで実施)	・生活福祉資金特例貸付の受付開始(25日)
4月	・新型コロナ対策条例制定(7日) ・緊急対策第4弾公表(15日) ・補正予算④(6日)・⑤(15日)	・緊急事態措置等の実施 (外出自粛・飲食店への時短要請等) ・STAY HOME週間(25日～5月6日) ・(補正予算)検査自己負担分を都が負担	・宿泊療養施設運用開始(7日) ・患者情報管理センターの立上げ(30日) ・病床3300床を確保 ・(補正予算)新型コロナ外来運営経費支援	・感染拡大防止協力金の創設を公表(10日) ・(補正予算)飲食事業者業態転換支援 ・(補正予算)中小企業制度融資の拡充(以後、随時拡充)
	・補正予算⑥(5日)・⑦(19日)		・宿泊療養施設2865室を確保	・実質無利子融資の開始(1日)
5月	感染者の減少を受けて、その後の経済社会活動と感染症防止の両立に向けた取組を提示			
	・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ公表(22日) ・「ステップ1」(26日)	4/7～5/25		・(補正予算)生活福祉資金特例貸付原資の追加(以後、随時追加)
6月	・「ステップ2」(1日) ・「第2波に備える新たな対応」とりまとめ(11日) ・「ステップ3」(12日) ・新たなモニタリング項目公表(30日)	・東京アラート発動(2日～11日) ・感染防止対策徹底宣言ステッカー発行開始(12日) ・「東京都版コロナ見守りサービス」運用開始(12日)		・ガイドライン等に基づく取組を行う中小企業等の支援の開始(18日)

第Ⅱ期（令和2年7月～10月）における主な対策 ～「ウィズコロナ」という新たなステージに合わせた対策を推進～

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
7月	新たなモニタリング会議により、専門家の議論・分析等を踏まえた対策を推進する体制を整備			
	・「東京都版CDC」創設準備の公表(6日) ・新たなモニタリング指標による分析の本格稼働(9日) ・補正予算⑧(9日)・⑨(31日)	・(補正予算)医療機関及び介護・障害・児童福祉施設等における感染症対策を支援 ・知事会見(15日)「感染拡大警報」	・(補正予算)医療機関臨時支援金 ・(補正予算)医療従事者等に対する慰労金	・(補正予算)中小企業等への家賃等支援給付金
	第2波の到来に対し、検査体制・保健所支援機能の拡充や、病床・宿泊療養施設の確保などを実施			
		・知事会見(30日)「感染拡大特別警報」	・宿泊療養施設の追加開設(16日、23日、29日) ・保健所支援拠点の設置(20日)	
8月	・感染症対策条例改正(1日)(店舗等へのステッカー掲示等を規定) ・補正予算⑩(31日)	・知事会見(6日)「夜の繁華街への外出自粛」 「都外への旅行や帰省の自粛」	時短要請(8/3～8/31。特別区内のみ9/15まで延長)	・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を公表(3日)
			・都立・公社病院でコロナ病床約1,000床を確保する方針公表(7日) ・宿泊療養施設3044室を確保	
9月	感染者が減少傾向へ転じた後、秋冬の感染症流行期を見据えた対策を推進			
	・補正予算⑪(3日)・⑫(24日)	・(補正予算)高齢者施設等におけるPCR検査等経費を支援	・コロナ専用医療施設の開設(東海大学医学部附属東京病院) ・保健所支援機能の強化(トレーサー班の設置)	・雇用安定化就業支援事業を開始(28日) ・倒産防止特別相談窓口設置(28日)
10月	・「東京iCDC」立ち上げ(1日) ・感染症対策条例改正(15日)(都及び都民等の具体的責務の規定)	・高齢者の季節性インフルエンザ予防接種への補助	・ペット同伴者用の宿泊療養施設の開設(9日) ・宿泊療養施設3251室を確保	・「Go To トラベル」東京都への適用開始(1日) ・「もっとTokyo」の開始(23日)

第Ⅲ期(令和2年11月～令和3年3月)における主な対策

～かつてない規模に拡大した第3波に対し、あらゆる方面からの方策で対応～

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
	新型コロナとインフルエンザとの同時流行を見据えた、冬期における取組を実施			
10月 末	・「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた都の取組」公表(30日)		・「新型コロナ受診相談窓口」の運営を終了し、「発熱相談センター」を開設(30日)	
11月	・補正予算⑬(17日)⑭・⑮(25日)	・知事会見(19日)「5つの小」 ・知事会見(25日)「感染対策短期集中」 ・検査処理能力約6.8万件／日を確保	・(補正予算)年末年始の診療・検査体制の確保 ・保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充)	・東京における「Go To Eat」一時停止(27日) ・「もっとTokyo」新規販売停止(28日)
	時短要請(11/28～4/24まで延長)			
	年末年始にかけての感染者の大幅な増加に対し、あらゆる方面からの方策で対応			
12月	・補正予算⑯(14日)	・知事会見(17日)「年末年始コロナ特別警報」 ・変異株スクリーニング検査開始(28日)	・コロナ専用医療施設(旧府中療育センター)開設(16日) ・病床3500床、宿泊療養施設3961室を確保 ・診療・検査医療機関の指定(約3200か所)	・「Go To トラベル」利用自粛呼びかけ(2日) ・「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施 ・「Go To トラベル」全国一斉停止(28日)
R3年 1月	・一都三県で緊急事態宣言の発出を政府に要請(2日) ・鉄道の終電時刻繰り上げの前倒しを鉄道事業者・国交省に要請 ・補正予算⑰(7日)	・緊急事態措置等の実施(外出自粛、飲食店への時短要請等)	・都立・公社3病院のコロナ重点病院化(13日) ・保健所支援機能強化(トレーサー班の拡充) ・病床4700床、宿泊療養施設4947室を確保	・「中小企業等による感染症対策助成事業」を開始(4日) ・協力金の店舗ごと支給公表(8日) ・協力金の支給対象を大企業にも拡大(22日)
	感染者の減少が下げ止まる中、ワクチン接種やリバウンド防止に向けた対策を推進			
2月	・補正予算⑱(5日) ⑲・⑳(18日)	・都、区市町村、医師会等によるワクチンチーム発足(3日)	・後方支援病院への支援開始 ・病床5000床、宿泊療養施設6010室を確保	・都内の特産品販売の特設ページを開設(26日)
3月	・補正予算㉑(5日) ・補正予算㉒・㉓(24日)	・ワクチン副反応相談センター開設(1日) ・医療従事者等接種開始(4日) ・コロナ対策リーダー開始(22日)	・保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充) ・病床5048床、宿泊療養施設6010室を確保	・「中小企業等による感染症対策助成事業」の充実

第Ⅳ期(令和3年4月～9月)における主な対策

～感染力の強い変異株の脅威に直面する中、医療提供体制の確保とワクチン接種の加速化を推進～

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
4月	・補正予算②④(9日) ・まん延防止等重点措置の実施(23区及び多摩6市・12日～24日) ・緊急事態宣言の発出を政府に要請(21日) ・補正予算②⑤(23日)	時短要請(11/28～4/24まで延長) ・知事会見(9日)「新たな局面」 ・「徹底点検TOKYOサポートプロジェクト」開始(12日～) 休業・時短要請(4/25～6/20) ・知事会見(23日)「おさえる」 ・検査処理能力約9.7万件／日 ・L452R変異株スクリーニング検査開始(30日～)	・ワクチン集団接種会場として都府県施設を提供(4/1～) ・200施設、1千床の後方支援病院確保 ・自宅療養フォローアップセンターの体制強化(20日) ・都立・公社病院の後遺症相談窓口を8病院に拡大(26日)	・住まいを失った方への一時宿泊場所の提供 ・事業規模に応じた協力金の支給 ・大規模施設に対する協力金の支給 ・休業要請に応じた中小企業、個人事業主に対する都独自の支援金制度を創設
5月	・補正予算②⑥(7日) ・補正予算②⑦(17日) ・補正予算②⑧②⑨(28日)4/25～6/20	緊急事態宣言 ・知事会見(7日) 「人流抑制」 「ポイントを押さえた対策」 「先を見据えた備えの対策」 ・テレワークマスター企業支援事業の開始(12日) ・知事会見(28日) 「リバウンドを何としても阻止」	・GW期間中の診療・検査医療機関等への支援を実施(1日～5日) ・病床5594床、宿泊療養施設5558室を確保 ・ワクチン接種促進に向け、地域の診療所等への協力金支給 ・築地ワクチン接種センター開設を公表(開設期間:6/8～6/30)	・中小事業者等月次支援給付金の支給 ・自殺防止相談やひとり親に対する支援体制を強化・充実
6月	・補正予算③⑩(18日) ・まん延防止等重点措置の実施(23区及び多摩市町・21日～11日)	・知事会見(18日) 「人流抑制」「基本的対策の徹底」 「ワクチン接種の加速」 時短要請(6/21～7/11)	・都庁展望室ワクチン接種センターの開設(北6/18 南6/25) ・回復期支援病院の確保(約200施設・約1000床)	・一定要件を満たした店舗で酒類提供が可能に(2人以内・90分以内・19時まで)(21日～) ・飲食店、大規模施設等への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給

第Ⅳ期(令和3年4月～9月)における主な対策

～感染力の強い変異株の脅威に直面する中、医療提供体制の確保とワクチン接種の加速化を推進～

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
7月	・補正予算③①(8日)	・知事会見(8日)都民の命・健康を守る3つの柱(「飲食店対策」、「50代問題対応」、「ワクチン接種の推進」) 休業・時短要請(7/12～9/30まで延長) ・要請に応じない店舗への対策強化(個別訪問等)	休業・時短要請(7/12～9/30まで延長) ・入院待機ステーション開設(葛飾) ・新たな大規模接種会場(7か所)、大学と連携した接種会場(青学大、一橋大、都立大)を開設 ・病床5967床、宿泊療養施設5703室を確保 ・回復期支援病院の確保(約230施設・約1500床)	・飲食店、大規模施設等への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給
8月	・補正予算③②(12日) ・補正予算③③(17日)	・知事ぶら下がり(17日)「医療非常事態」「体制の構築」 ・路上飲み対策の強化 ・商業施設の人流5割削減に向けた業界団体との連携	・酸素ステーション整備(12か所) ・入院待機ステーション開設(八王子) ・抗体カクテル療法の活用 ・宿泊療養施設約6200室を確保 ・自宅療養者の訪問診療体制の強化 ・感染症法に基づく医療機関への要請(病床確保、人員派遣等) ・若者対象の接種会場開設(渋谷) ・ワクチン接種率(31日現在) (1回目:59.5% 2回目:45.1%)	・妊婦等のワクチン接種促進 ・妊産婦等への支援の強化(助産師によるオンライン相談、円滑な入院調整等)
9月	・補正予算③④(9日) ・補正予算③⑤(17日) ・補正予算③⑥(28日)	・繁華街や高齢者施設等における戦略的・集中的な検査の継続 ・学校や保育所等での検査体制の整備 ・知事ぶら下がり(28日)「リバウンドによる医療逼迫を避ける」	・大会施設を活用した酸素・医療提供ステーションの開設(築地・調布) ・約9200床の医療提供体制を確保(病床6651床、回復期支援1785床、酸素・医療提供ステーション620床等) ・都の大規模接種会場の対象を拡大(都内在住在勤在学の全12歳以上) ・ワクチン接種率(30日現在) (1回目:73.8% 2回目:64.0%)	・飲食店の経営基盤強化への支援 ・観光事業者の収益力向上のための取組支援 ・飲食店等に対する協力金の早期支給(要請期間終了を待たずに支給)

緊急事態宣言

7/12～9/30

収束に向けた主な対策(令和3年10月)

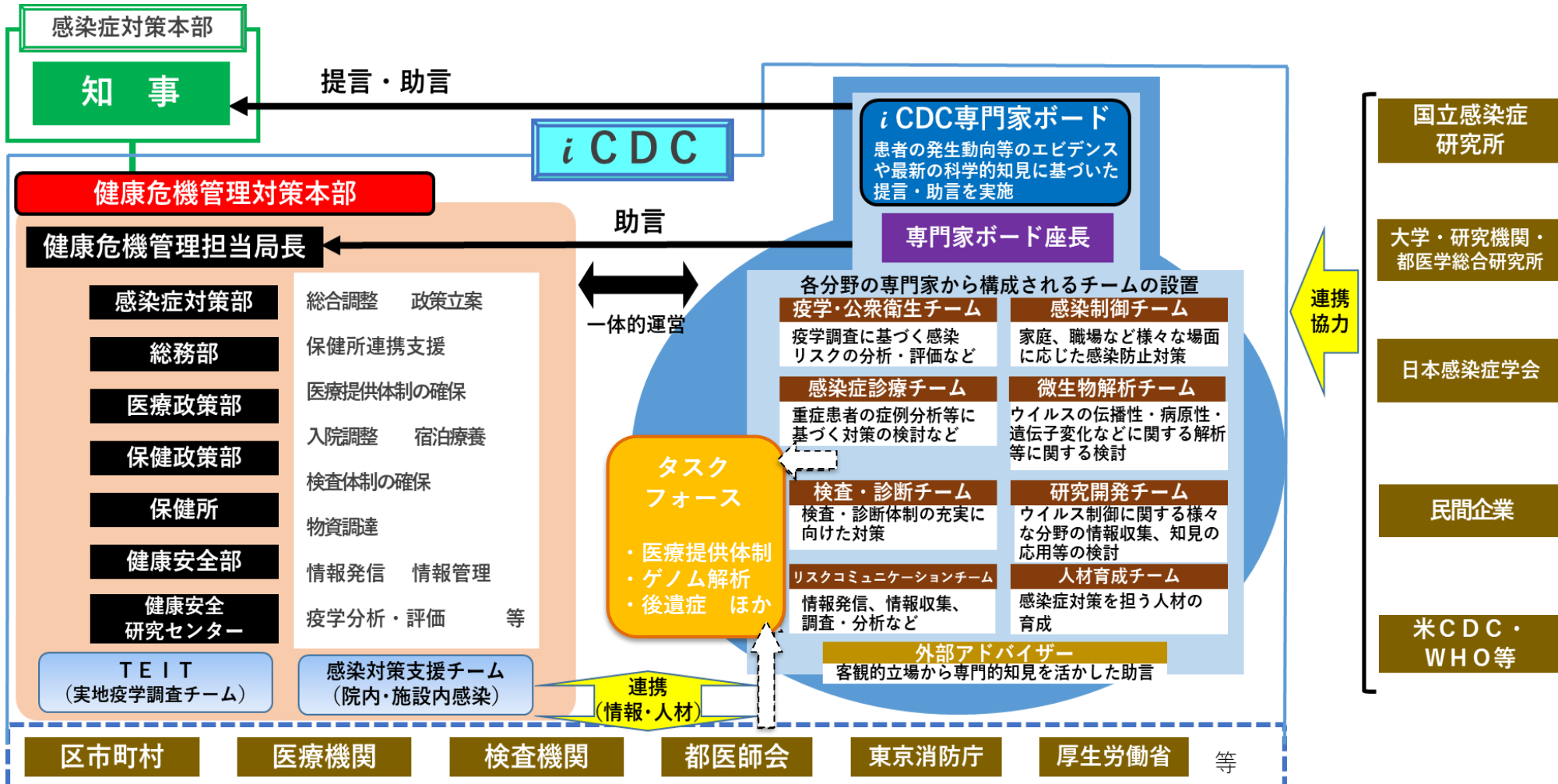
～リバウンドによる再度の医療逼迫を避ける～

	全体の対応等	感染拡大防止対策	医療提供体制等の確保	経済対策・セーフティネット強化
10月	・リバウンド防止措置の実施(1日～24日) ・補正予算③⑦(4日)	時短要請(10/1～10/24) ・商業施設における入場者整理、イベントにおける人数上限等に沿った開催や参加者の直行直帰等を要請 ・感染防止対策を徹底した部活動の実施、修学旅行等の延期	・新たな大規模接種会場の開設(渋谷、東京ドーム) ・都の大規模接種会場で予約なし接種を実施(渋谷、行幸地下) ・中和抗体薬治療コールセンターの開設	・認証店のみ酒類提供が可能に(1テーブル4人以内・20時まで)(1日～) ・飲食店への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給

都における対策の概要

東京 i C D C を核とした感染症対策

- 調査・分析、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に担う常設の「司令塔機能」として令和2年10月1日に立ち上げ
- 平時から、人材育成や自治体・研究機関等とのネットワーク構築などを通じて、インテリジェンス機能を強化
- 危機発生時は、迅速かつ効果的に対応を図る緊急時オペレーション機能を発揮



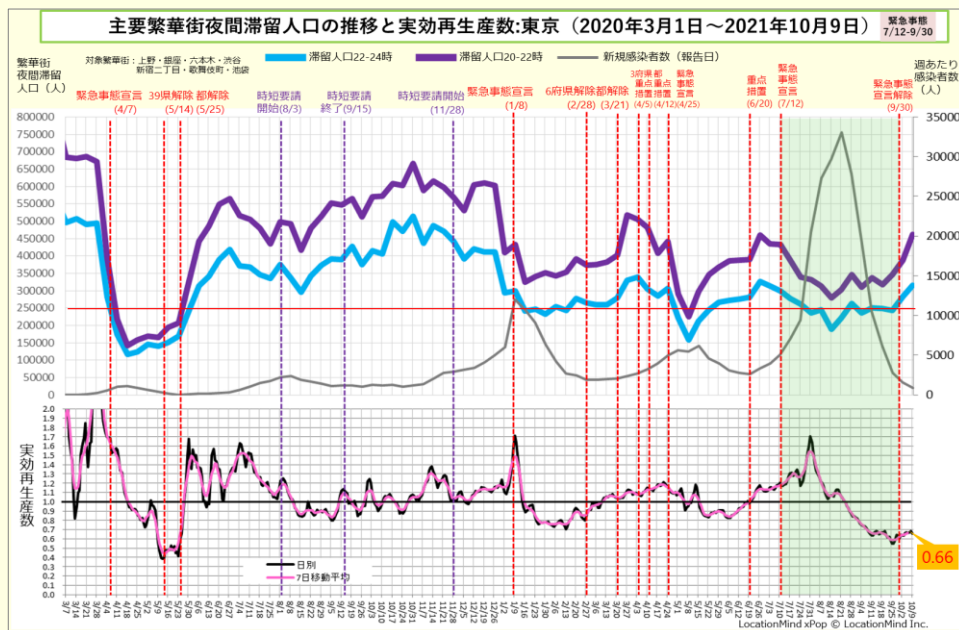
東京 i C D C の専門的知見を都の対策へ活用①

- 専門分野ごとのチームを設置し、専門的な知見に基づき様々な活動を展開するとともに、感染症対策全般について、エビデンスや最新の科学的知見に基づき、政策に繋がる提言を実施

都の感染症対策に資する助言・提言、調査研究などを推進 ⇒ 新型コロナウイルス感染症モニタリング会議等の分析・議論等に活用

疫学・公衆衛生チーム

- ✓ **都内主要繁華街の滞留人口を常時モニタリングするとともに、ステイホーム指標や都内大型ショッピングセンター内のフードコート滞留人口推移等により、人流の抑制状況を把握**



令和3年10月14日 第67回東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議

後遺症タスクフォース

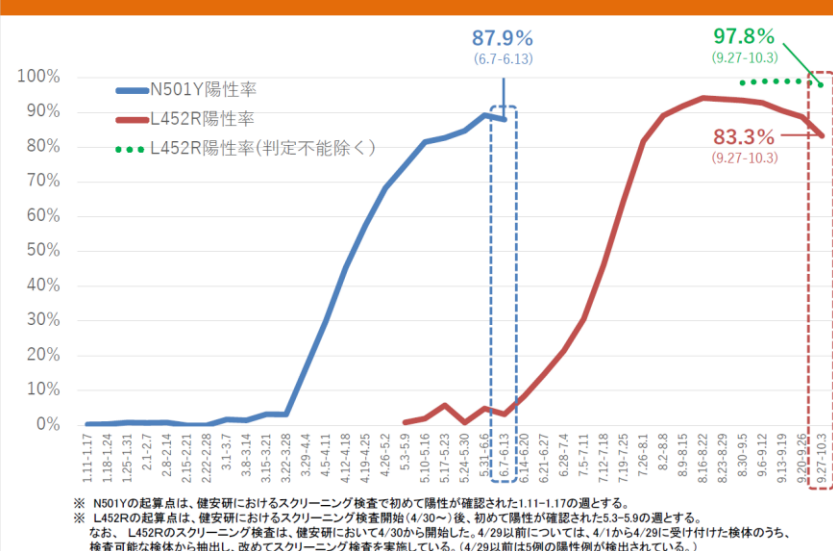
- ✓ **後遺症に関する疫学調査**を実施、後遺症の実態把握に努め、今後の対応策の検討につなげる

ゲノム解析に関する検討チームタスクフォース

- ✓ 都内での**変異株の発生状況**を把握する**スクリーニング検査**を実施

【検査数】 N501Y変異株：約2万5千件（R2.12月～R3.6月）
（令和3年9月末） L452R変異株：約11万1千件（R3.4月～）

L452R変異株とN501Y変異株の陽性率の推移



令和3年10月14日 第67回東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議

その他

- ✓ 抗体カクテル療法の都内実施状況やワクチン接種効果等に関する分析の実施

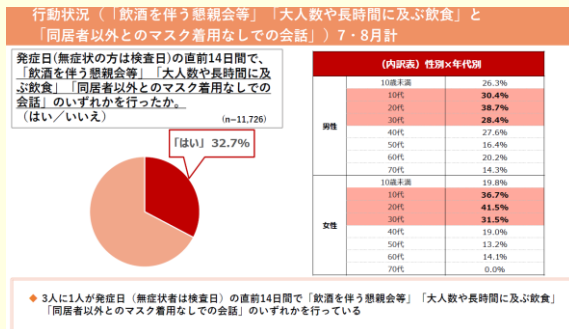
東京 i CDC の専門的知見を都の対策へ活用②

感染者等に関する都民の意識調査を実施

リスクコミュニケーションチーム

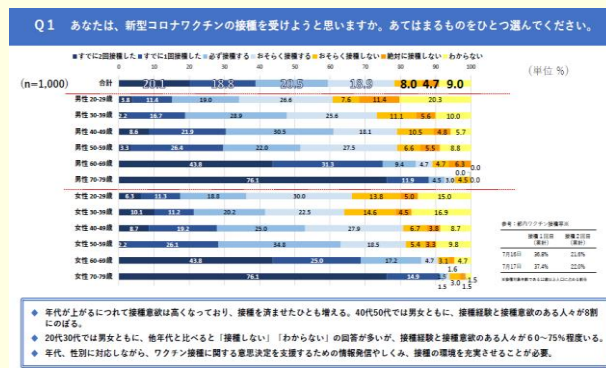
✓ 宿泊・自宅療養者向けアンケート調査を実施

⇒ 令和3年9月16日
モニタリング会議で報告



✓ 緊急事態宣言下の都民意識、ワクチン接種に関するアンケート調査を実施

東京 i CDC リスクコミュニケーションチームによるワクチン接種に関する都民アンケート調査（令和3年8月26日）



都民への情報発信・普及啓発を推進

感染制御チーム/後遺症タスクフォース

- ✓ 「都民向け感染予防ハンドブック」、「自宅療養者向けハンドブック」、「後遺症リーフレット」を作成
- ✓ 感染予防のポイントをまとめた都民向けメッセージを発信



自宅療養者向けハンドブック



後遺症リーフレット

院内・施設内感染の拡大防止を支援

- ✓ 医師や看護師等からなる「感染対策支援チーム」を設置。保健所と連携しながら、病院や高齢者施設等の感染拡大防止対策の取組を支援（約100件、約350回（令和3年9月末））
- ✓ 施設における正しい感染対策を啓発するため、「高齢者施設・障害者施設の感染対策事例集」を作成

高齢者施設・障害者施設の新型コロナウイルス感染対策事例集



高齢者施設・障害者施設の感染対策事例集

相談・検査体制の拡充

- 感染について不安に思う方や、発熱等の症状が生じた方がアクセスできるよう、相談体制を順次充実
- 新型コロナの感染拡大防止に向け、検査体制を順次拡充するとともに、感染状況に応じ戦略的な検査を実施

相談体制の充実



感染の疑いがあり医師の診察や検査が必要な方

検査体制の拡充

過去に経験したことのない感染状況
(過去最大の新規感染者数の二倍の規模)
下でも、十分に対応可能な検査体制を整備

検査(検体採取)体制 (令和3年9月末現在)

検査実施機関

診療・検査医療機関 ※
約3,900か所 (PCRセンター等含む)
⇒地域で検査を受けられる体制を確保

※患者自身で受診しやすい医療機関を
探せるよう 同意を得た医療機関名を公表

検体

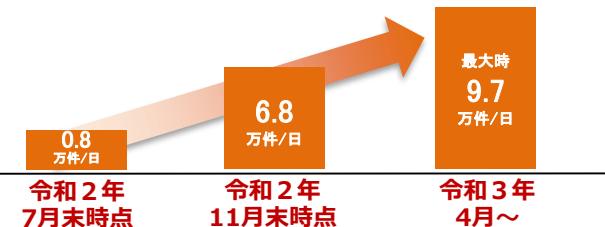
検査処理機関

東京都健康安全研究センター、
民間検査機関、医療機関等

検査処理能力

(令和2年7月末時点)
約8,600件/日
(令和2年11月末時点)
約68,000件/日

検査需要に対して、十分な検査
処理能力を確保
(令和3年4月～)
最大時 **約9.7万件/日**



PCR検査等の戦略的な実施

高齢者・障害者施設・病院等での検査

- ・ 特別養護老人ホームや障害者の入所施設などを対象としてPCR検査等の感染症対策経費を補助
- ・ 高齢者施設等にPCR検査キットを送付するなど、職員に対する集中的検査を実施 (令和3年2月～)
- ・ 重症化するリスクの高い患者等が多く入院している療養病床を有する病院や精神科病院等の職員等を対象に定期的・集中的検査を実施

保育所等におけるPCR検査体制の整備

- ・ 区市町村を通じて施設に検査キットを送付し、施設において感染者と接触した園児や職員に迅速に検査を実施する仕組みを構築

区市町村による通所施設等の検査実施の支援

区市町村が地域の実情に応じて実施する感染拡大防止対策を支援

感染拡大防止のための検査の実施を支援

重症者の発生リスクが高い高齢者施設 (通所施設やショートステイ等を含む) における検査、高齢者や障害者を対象とした訪問系サービス事業所の職員に対する検査等

戦略的検査強化事業

感染拡大防止に向け、感染の連鎖が起こりやすいと考えられる場所や集団などでの検査等を実施し、感染拡大の端緒を捉え、早期の拡大防止に繋げる

検査の戦略的展開

- 重症化リスクの高い施設や感染拡大が想定される場所等における戦略的・集中的な検査を拡充し、感染の端緒を捉え、感染拡大を防止。また、保育所等における感染者増加を踏まえ検査体制を整備。

高齢者・障害者施設・病院等での集中的検査

- 罹患した際に重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用する施設や重症化リスクの高い患者等が多く入院する病院の職員等を対象として、集中的・定期的な検査を実施

【令和3年10月14日時点】

高齢者施設 : 2,335施設 (約105.9万件実施)
障害者施設等 : 968施設 (約 33.6万件実施)
療養病床を有する病院 : 296病院 (約 19.6万件実施)
(精神科病院を含む)



保育所等におけるPCR検査体制の整備

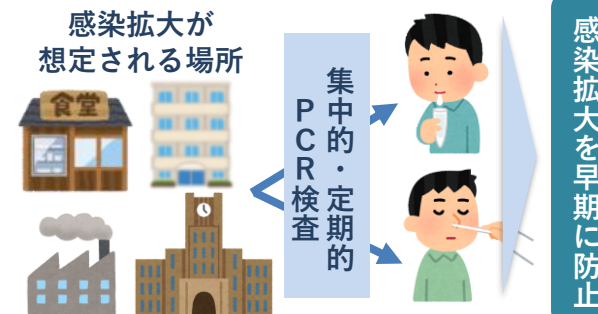
- 保育所等の感染者が増加した状況を踏まえ、保育所等において園児や職員が感染した場合に、速やかに接触者の検査を行い、拡大防止に繋げるための体制を整備
<実施スキーム> 区市町村を通じて施設に検査キットを送付し、感染者の発生時に施設において感染者と接触した園児や職員に対する検査を実施



感染拡大が想定される場所等での戦略的検査

感染拡大の予兆を早期に把握するため、リスクの高い場所等でモニタリング検査等を実施 (令和3年9月末時点 累計約39万件実施)

- 国と連携し繁華街、飲食店、事業所、駅前、空港、大学などで検査
- 都単独事業では、簡便で被検者の負担の少ない機動的な方法を採用



医療提供体制等の確保

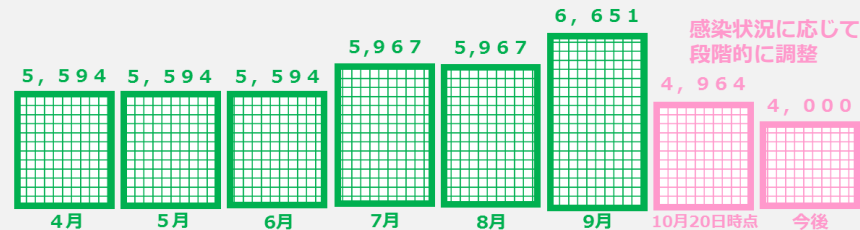
- 感染状況に応じ病床・宿泊療養施設を確保、「医療非常事態」の状況を受け感染症法に基づく要請を実施
- 自宅療養者の健康面・生活面を一体的に支援するフォローアップ体制を整備、療養者への医療支援を強化

病床等の確保

入院

- 感染症法に基づく要請を行い、入院病床最大約6,650床を確保
⇒感染状況に応じて段階的に病床確保を行い、4000床確保に向け調整中
- 都立・公社病院におけるコロナ病床を確保（2,000床）
- 重症度や患者特性に応じて受け入れを行う入院重点医療機関を指定（128か所）
- 転院等受入のための回復支援病院を確保（約280病院、1,800床）

確保病床数の推移



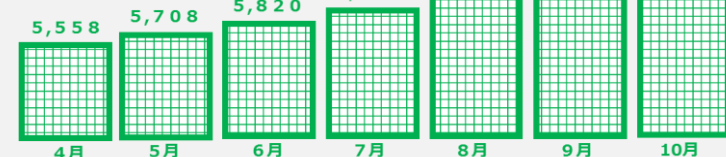
宿泊療養の体制整備

（利用者累計：70,717人）

宿泊療養

- 都内17施設、約6,550室を確保（令和3年9月末現在）
（ペット同伴等が可能な施設を含む）
- 医師がオンラインで問診を行う体制のほか、往診等を行い、必要時に酸素投与や輸液投与、抗体カクテル療法を実施するなど、医療機能を強化した施設を整備

宿泊療養施設の借上げ 総部屋数の推移

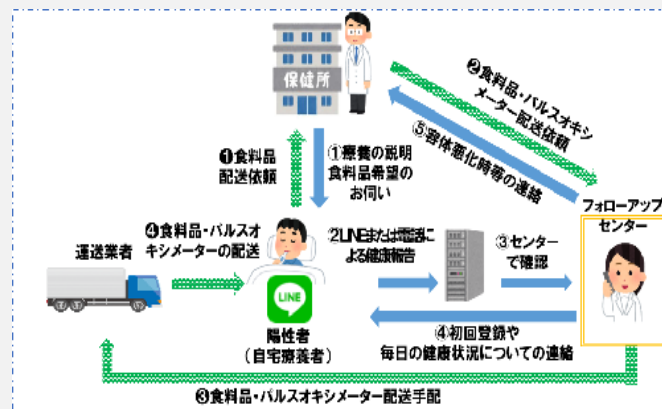


フォローアップ体制整備

自宅療養

- 自宅療養支援フォローアップセンター（累計：46,386件（令和3年10月10日現在））
自宅療養者の健康状態の確認に加え、療養者からの医療相談に24時間対応。外国語も対応。体調が悪化した場合は迅速に保健所に連絡。相談等を担う看護師や電話回線を増強。
- 健康管理アプリを活用した健康観察
LINEアプリを利用したチャットボットによる問診。スマートフォン入力で自動的にデータベースに記録。
- 自宅療養者の容体変化を早期に把握するため、パルスオキシメーターを貸与（98,000台を確保）
- 食料品等の配送などの支援の充実（累計：87,292件（令和3年10月10日現在））
パッケージ化された食料品を希望者の自宅に配送。また、自宅療養者の情報を市町村に提供し、地域の実情に応じた、日用品の支援や見守りや声かけなどのきめ細かな支援を充実
- 関係団体と連携した医療支援の強化等

都医師会や在宅医療事業者等と連携したオンライン診療や訪問診療、都訪問看護ステーション協会と連携した健康観察、都薬剤師会と連携した調剤・自宅への薬剤配送、都助産師会との連携による妊産婦の健康観察の実施。療養者の緊急対応用の酸素濃縮装置（約760台）の確保。



調整本部による広域的な入院・入所調整

- 令和2年4月、新型コロナ入院調整本部を設置し、保健所からの依頼を受け、広域的な入院・入所調整、病院間での転院調整を実施

入院調整

- 当初、感染症法等に基づき、各保健所がそれぞれの患者の状況に適した入院先の調整を行ってきたが、令和2年4月、都は**入院調整本部**を設置し、保健所からの依頼を受け、患者の重症度、基礎疾患の有無、住所地等を踏まえ、入院先医療機関の調整を実施

入院調整本部の構成：福祉保健局及び病院経営本部職員、医師(東京DMAT)、看護師等

- 令和3年1月からは、**夜間入院調整窓口**を設置し、**夜間の調整業務等にも対応**

宿泊施設への入所調整

- 都は、陽性者の医療・療養が適切に行われるための判断ツールとして、東京iCDCの専門家の知見に基づく、「**新型コロナウイルス感染症患者の療養/入院判断フロー**」を作成し、保健所と共有
- 軽症者や無症状者について、保健所からの依頼を受け入所先を調整。また入院治療後、引き続き療養が必要な軽症者についても、病院からの依頼に基づき、入所調整を実施
- 保健所の負担軽減を図るため、保健所からの調整依頼に基づき、宿泊療養決定に関する連絡等にも対応

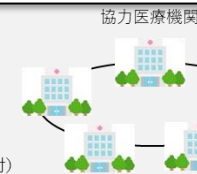
転院調整

- 新型コロナの回復期以降、新型コロナ以外の疾患の入院管理が必要な患者を受け入れる医療機関を**回復支援病院**として確保（約280病院・約1,800床）
- 「多職種連携ポータルサイト」の「**転院支援システム**」を活用し、医療機関間の転院調整を支援
- 病院間での転院調整が困難なケースは、**入院調整本部が調整**



(東京都)

①後方支援可能な医療機関を募集
(都は受け入れ実績に応じて謝金を交付)



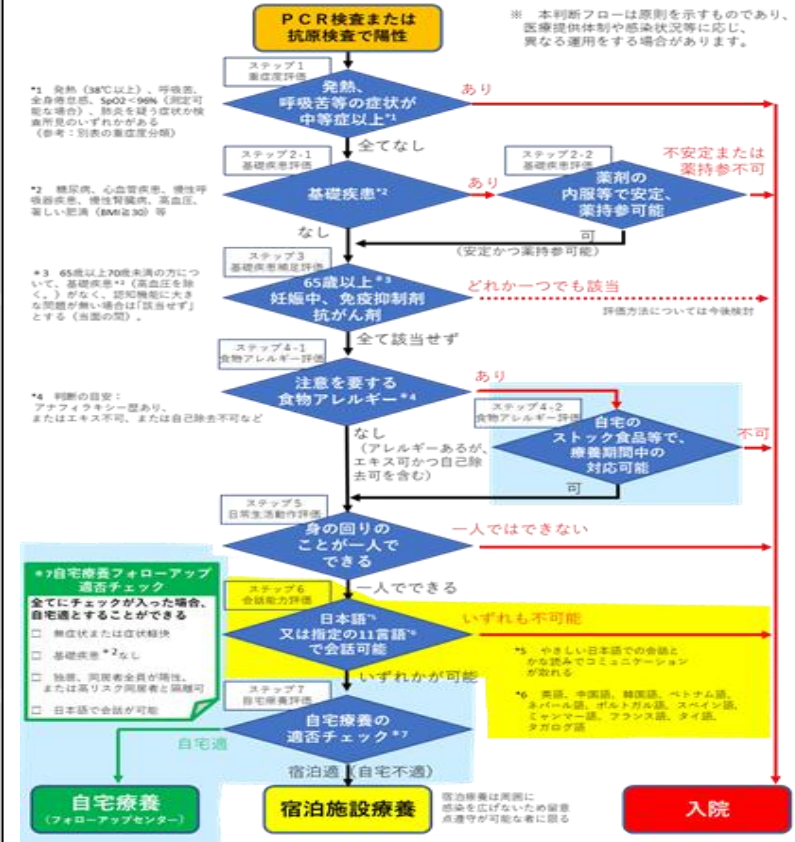
③転院



新型コロナ患者
受入医療機関

②後方支援可能な医療機関リストを送付

新型コロナウイルス感染症患者の療養/入院判断フロー



酸素・医療提供ステーションの設置

- 感染拡大時に備えて、病床確保に加え、これを補完する機能を確保するため、酸素・医療提供ステーションなどの臨時の医療施設・入院待機施設を設置

臨時の医療施設・入院待機施設

(感染状況に応じて稼働)

◆酸素・医療提供ステーション 最大520床を確保 (令和3年10月13日現在)

類型	概要	設置施設
病院型	主に中等症患者(中等症Ⅱを含む)に酸素投与等の医療的ケアを実施	荏原病院 【40床】
		豊島病院 【40床】
		多摩南部地域病院 【20床】
		多摩北部医療センター 【20床】
施設型	軽症等の方を一時的に受け入れ、酸素投与や抗体カクテル療法等を実施	都民の城(渋谷区内) 【130床】
		築地(中央区内) 【161床】
		調布庁舎(調布市内) 【74床】

* このほか救急型施設、練馬区酸素・医療提供ステーション(区と連携して運営)等を設置



外観



ナースステーションで24時間モニター等で管理



酸素濃縮器

都民の城



外観



館内写真

築地デポ



外観

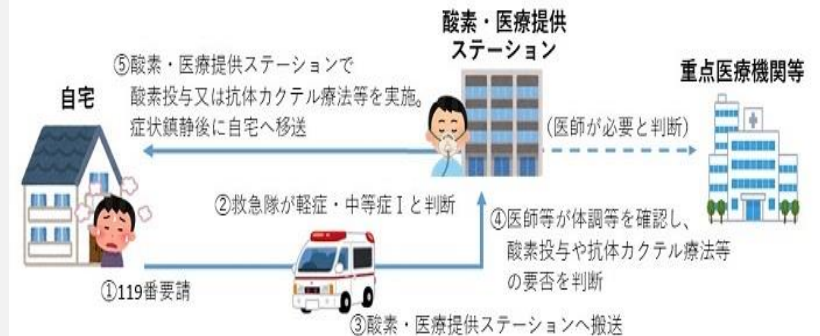


館内写真

調布庁舎

(酸素・医療提供ステーション)

【救急搬送により患者を受け入れる場合】



◆TOKYO入院待機ステーション 最大46床を確保 (令和3年10月13日現在)

病床逼迫時に入院先が見つからず入院待機となった患者を一時的に受け入れ
医療機関の協力を得て、区部2施設(平成立石病院、東京北医療センター)、
多摩地域1施設(永生病院)を設置

(TOKYO入院待機ステーション)



抗体カクテル療法の活用促進

- 重症化の未然防止のため、抗体カクテル療法を早期・確実に実施するための体制整備の推進

抗体カクテル療法の活用促進

(中和抗体薬の早期・確実な投与)

軽症患者等の重症化防止のため、重症化リスクのある患者に中和抗体薬ロナプリーブを投与

<実施体制>

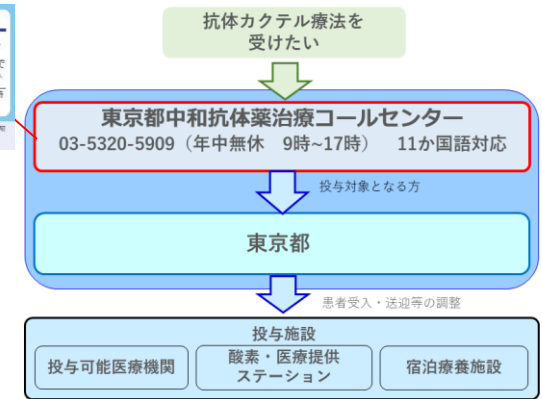
- ・抗体カクテル療法を実施可能な都内約210病院に治療薬を配備
- ・酸素・医療提供ステーション及び宿泊療養施設の一部において投与を実施

<早期・確実な投与の促進>

- ・陽性判明前の方は、かかりつけ医や発熱相談センターが投与可能な医療機関を案内
- ・陽性判明後の投与対象患者は、保健所と都の抗体カクテル療法促進担当が連携し、投与可能な医療機関への入院・受診を調整
- ・中和抗体薬治療コールセンターの設置（令和3年10月）対応時間：毎日9時～17時
抗体カクテル療法に関する相談に対応。希望する対象者に対し投与施設・搬送等を調整



(コールセンターへの相談による中和抗体薬治療の流れ)



東京都福祉保健局HPより抜粋

抗体カクテル療法と効果

抗体カクテル療法とは

軽症の患者さんに対して
重症化を防ぐことを目的とした治療です。

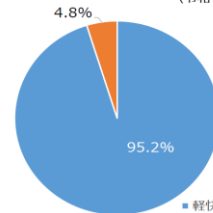
点滴で投与し、
投与後に副作用が生じないか、
一定時間、経過の観察を行います。



東京都福祉保健局HPより抜粋

投与の効果

都内で投与後の経過について報告のあった1,048例のうち、
投与から14日以上経過している420例を分析した結果、400例（95.2%）で
「軽快」*となりました。（令和3年9月3日時点）



*「軽快」は、投与後に重い有害事象がなく、軽快と報告された数
*「非改善」は、投与後に酸素投与など悪化したケースや、軽快の報告がなく入院継続中の数
*投与後の経過については、抗体カクテル療法以外の要素も含まれる。

東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料（令和3年9月9日）より

東京都福祉保健局HPより抜粋

抗体カクテル療法の対象となる方



東京都福祉保健局HPより抜粋

新型コロナワクチン接種の推進①

- 希望する全都民の確実な接種に向け、区市町村等と連携しワクチン接種を推進
- 12歳以上の都民で、1回目の接種を受けた方は76.4%、2回目の接種まで完了した方は67.6%（10月7日現在）



ワクチンチームの立ち上げ（令和3.2.3～）

- 都、区市町村、東京都医師会等の関係団体により接種体制整備の促進・円滑な実施に向けて「**ワクチンチーム**」を立ち上げ、定期的に情報交換
- **現場の課題等の情報共有、連携の強化**を図り、チーム一丸となってワクチン接種を推進



医療従事者等向け優先接種の推進（令和3.3～6）

都内約57万人対象者への接種体制を確保し、接種を完了

- **基本型接種施設**約180か所、**連携型接種施設**約2,600か所を確保
- 医療従事者等がスマートフォンやPCから接種の予約ができる「**ワクチン接種予約システム**」の開発、**専用コールセンター**の設置等を実施

住民向け接種の推進

住民向け接種を行う区市町村への支援

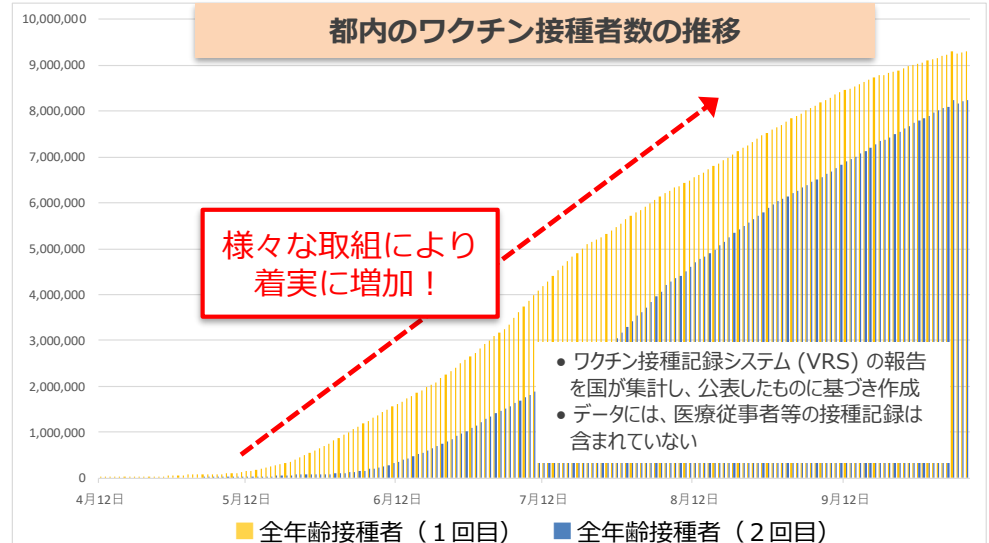
- 集団接種会場の確保支援として、**都有施設を無償で貸与**
- 住民が身近な医療機関でワクチン接種を受けられるよう、**個別接種を担う医療機関がワクチン接種に専念できる環境を整えるための協力金を支給**

医療従事者の確保

- 看護協会と連携した**筋肉内注射にかかる実技研修**
- 医師・歯科医師を対象に**ワクチン接種にかかる求人情報の提供**を行う「**ワクチン接種人材バンク**」を設置
- 薬剤師会の協力を得て、大規模接種会場へ**巡回指導の薬剤師を派遣**
- 区市町村等の要請に応じ、都立・公社病院から医療従事者を派遣

広域自治体としての調整等

- **ワクチン配分調整**について、国から都道府県の調整に移行されたことを受け、各区市町村の進捗状況や予約状況等も勘案しながら調整を実施
- 区市町村の取組を補完し、接種を加速化するため、**都の大規模接種会場**を設置し、**様々な職種の方や若者等への接種**を実施



11月末までに希望する全ての都民の2回接種完了を目指す

新型コロナワクチン接種の推進②

大規模接種会場の設置による接種の加速化

会場	開設時期	対象	接種規模 (人／日)	ワクチン
築地ワクチン接種センター	6/8～7/3	警察・消防等	5,000人	モデルナ
代々木公園ワクチン接種センター	7/6～8/12			
都庁北展望室ワクチン接種センター	6/18～12月下旬	都内在住・在勤・在学の 12歳以上の方	2,250人 200人	モデルナ アストラゼネカ
都庁南展望室ワクチン接種センター	6/25～10/16		1,700人	モデルナ
乃木坂ワクチン接種会場	8/18～10/14		600人	
立川北ワクチン接種センター（１）	7/26～11月下旬		600人	
NHK渋谷フレンドシップシアター会場	10/5～11/29		400人	
行幸地下ワクチン接種センター（１）	10/15～12月上旬		2,400人	
東京ドーム接種会場	10/18～11/18		1,250人	
立川地域防災センターワクチン接種会場	7/24～9/3	教育関係者等 専修学校、各種学校の学生、 妊婦等、 高校３年生等	900人	ファイザー
多摩総合医療センターワクチン接種会場	7/26～10/17		800人	
立川北ワクチン接種センター（２）	7/28～10/13		800人	
行幸地下ワクチン接種センター（２）	7/26～10月末		2,400人	
三楽病院	7/26～10月末		750人	
青山学院大学	8/2～10/29	大学生等 （大学との連携）	2,000人	
一橋大学	8/2～10/25		1,500人	
東京都立大学	8/2～10/25			
多摩センター会場	8/2～9/30	中小企業従業員 （経済団体との連携）	500人	
産業サボスクTAMA会場	8/2～9/30			
飯田橋会場	8/2～9/30			
井の頭恩賜公園ワクチン接種会場	8/7～10/24	自力での移動が困難な方	予約状況次第	
東京都・調布市グリーンホールワクチン接種会場	8/3～8-29	教育関係者等	700人	
若者ワクチン接種センター	8/27～10/8	若者（16歳－39歳までの方）	350人	

追加接種（3回目）の円滑な実施に向けた準備

- 国の検討状況を注視しつつ、区市町村と協働して接種を推進する体制の構築を念頭に、役割分担等の調整を図りながら準備

ワクチン接種に関する情報発信

- 「東京都新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト」において、都民、医療従事者、外国人等に向けて、ワクチン接種に関する情報を随時発信
- ワクチンチームにおいて国の動きや各区市町村の参考となる情報等の提供、ウェブを活用した定期的情報交換等により、緊密に連携して接種を推進

東京都新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト



■ 都庁設置する大規模接種会場については、東京都ワクチン接種コールセンター（0570-034-899）にお問い合わせください（受付時間等はご参照）。
■ 大規模接種会場の情報は、公式Twitter (@tocho_vaccine) でも発信しています。

副反応への対応体制を整備

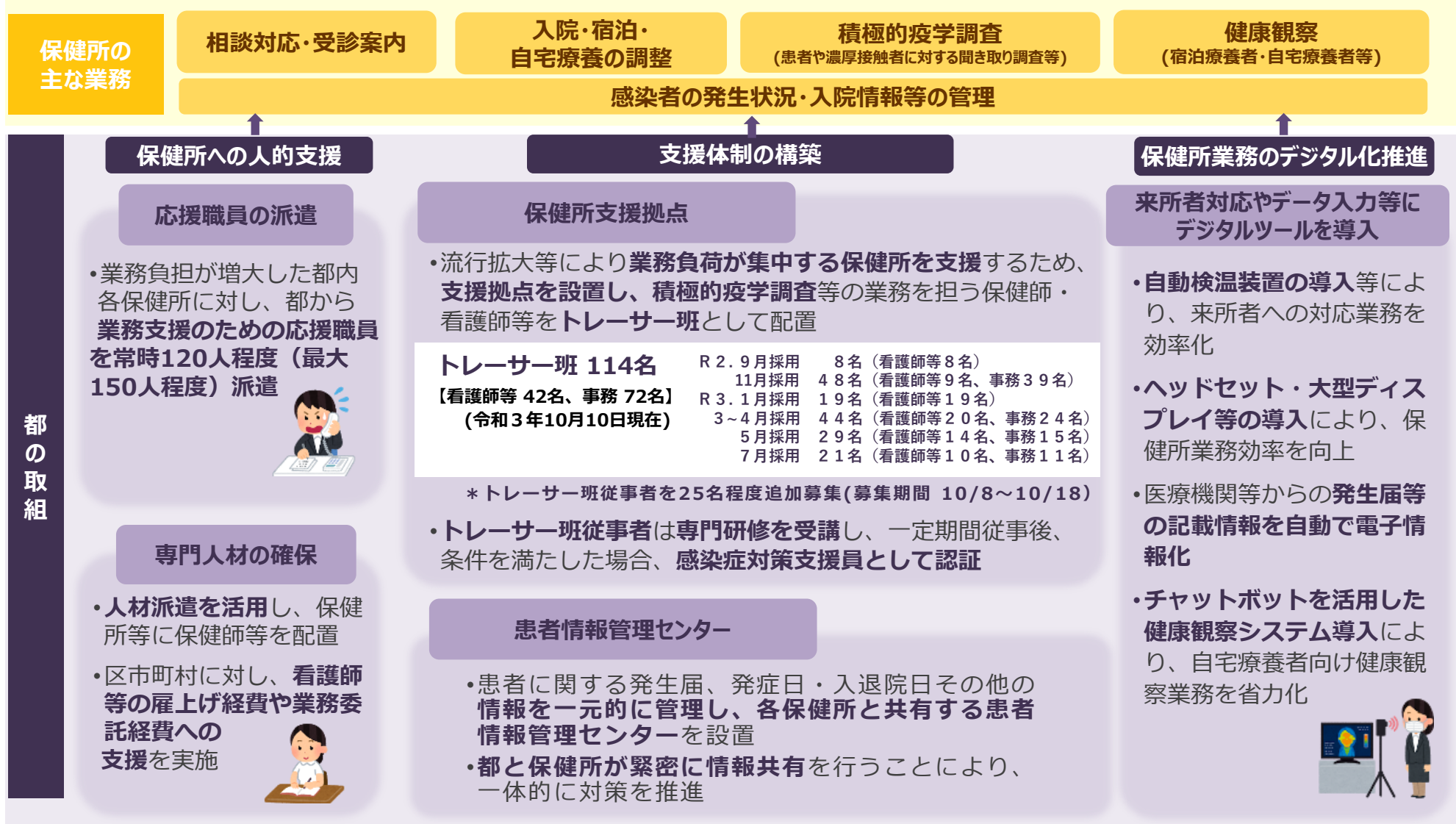
- 「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を開設
 - 接種後の副反応の症状など医学的知見が必要となる専門相談
 - 医師や看護師、保健師等の専門職が電話で対応
 - 土・日・祝日を含む毎日、24時間体制
- 接種後の副反応を疑う症状を呈する患者について、かかりつけ医等が紹介できる専門的な医療機関を確保

予防ワクチンの研究推進

- (公財)東京都医学総合研究所において、国立感染症研究所等とワクチン開発に向けた共同研究を実施。新たなコロナウイルスが発生した場合にも対応可能なワクチンの開発研究を推進

保健所機能の強化

- 相談対応や受診案内、積極的疫学調査や健康観察など、保健所の感染症対策機能を的確に発揮できるよう、応援職員の派遣や環境整備など、様々な面で都の取組を強化



様々な影響を受けた人への支援・セーフティネットの強化

- 仕事の喪失や生活困窮等により不安を抱えている方に寄り添い、かけがえのない都民の命と健康を守るため、都民生活を支えるセーフティネット対策を強化

生活に困窮する方

- ・生活福祉資金制度の周知、貸付けに向けた体制強化
- ・ネットカフェ難民等の住居喪失者や仕事を失った方を対象として、相談窓口の拡充やビジネスホテル等の一時住宅等を提供
- ・都税の徴収猶予
- ・水道料金・下水道料金等の支払猶予
- ・都営住宅の入居者募集の拡充



高齢者の方

健康的な生活習慣を保てるよう室内でも実践可能な体操等を紹介した動画を配信



ひとり親世帯

- ・ひとり親家庭に関する制度や相談先をまとめたサイトを新たに開設
- ・ひとり親家庭支援センター「はあと」の相談時間を拡充
- ・ひとり親家庭に食料品や生活必需品を提供（約7万世帯）



障害者の方

就労継続支援事業所の事業継続に向けた取組を支援（生産活動存続に必要な固定経費等への支援等）



悩みを抱える方

- ・「自殺相談ダイヤル」や「相談ほっとLINE@東京」の回線数や相談員を拡充
- ・SNS相談に相談員からの連絡機能追加
- ・区市町村や民間団体の相談体制拡充等を支援
- ・女性に対する相談体制を各機関と連携して整備



外国人の方

- ・令和2年度の緊急対策として、14言語対応の相談窓口「TOCOS」を設置
- ・令和3年度からは、つながり創生財団「多言語相談ナビ（TMC Navi）」において新型コロナを含む生活相談にも対応
- ・ワクチン等の多言語情報を集約、発信

妊産婦等

- ・タクシー移動に使えるチケット等、感染防止に必要な物品等を配布する区市町村を支援
- ・新型コロナに感染した妊産婦に対して、助産師・保健師等が電話や訪問等による寄り添い支援を実施
- ・分娩前のPCR検査等実施費用を助成
- ・子供1人当たり10万円分の子育て支援サービスや育児用品等を提供



新型コロナの影響を受けた様々な人への支援

東京都生活応援事業

新しい日常の生活に向け、キャッシュレス決済によるポイント還元などの取組を行う区市町村を支援

東京ささエール住宅の供給

住宅に困窮する方の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進を図るため、令和2年度に住宅設備導入費補助を実施（約400戸）

アートにエールを！

活動自粛や公演中止等を余儀なくされたアーティスト等に対する創作活動の支援
（個人型：約2万人）
（ステージ型：400件）

新型コロナ差別解消への取組

都HPやSNS等を通じ、新型コロナ差別解消に係る啓発活動を推進

子供の安全安心の確保と学びを止めない取組を展開

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校における感染症対策を徹底
- 児童・生徒等の学びを継続するため、オンライン学習等の環境整備を加速して進めるとともに、学校の「新しい日常」に対応した教育活動を展開

学校における感染症対策を徹底

都独自のガイドラインなどによる感染症対策

- ・都独自の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」を策定（区市町村立学校には留意点を付記して周知）
- ・デルタ株対策強化として東京iCDCの専門家の助言を踏まえ、ガイドラインを改訂
- ・ガイドラインを踏まえた上で、感染状況に応じ、きめ細かに教育活動上の工夫を実施（分散登校の実施、部活動の中止等）

都立学校、区市町村立学校、私立学校等の感染症対策を支援

- ・都立の学校施設、寄宿舎及びスクールバス等において、不織布マスク、アルコール消毒液、サーモグラフィ、CO₂測定器、アクリル板等の感染症対策用品を配備（区市町村立学校、私立学校等で感染症対策用品を購入する際の経費等を補助）
- ・感染症対策に伴うスクール・サポート・スタッフの拡充
- ・学校において感染者が発生した場合に、濃厚接触者相当の者へPCR検査が速やかに実施できる体制を整備（都内全公立学校、私立学校）



コロナ感染症に対する子供たちへの指導・支援

- ・感染症への理解や三密回避、健康観察の徹底等の指導、医療従事者等に感謝の念を持つ等の発達段階に応じた子供たちへの指導を実施
- ・人と人とのつながりを深めるための取組を募集し紹介する「心のつながりプロジェクト」を実施（医療従事者への感謝の手紙を募集（30万通以上を送付））
- ・学校再開後の全生徒を対象としたアンケート、緊急自殺予防対策（SNS相談の拡充）、いじめ・偏見・差別防止の指導等、子供たちの心のケアを実施
- ・「学びの支援サイト」の構築や臨時休業中の児童・生徒の生活、学習の習慣づけを支援するテレビ番組を放映（TOKYOおはようスクール）
- ・「学校生活のコロナ対策」の動画・リーフレットを作成し、指導を徹底
- ・ワクチンに関する正しい知識の啓発用リーフレットを作成し、周知



デジタル機器等により学びを止めない体制を整備

一人1台端末・通信基盤整備を前倒しで実施

- ・一人1台の学習用端末や通信基盤の整備を前倒し実施
- ・一人1台端末が整備されるまでの間、区市町村立学校への端末貸与の緊急支援（PC 4万2千台貸与）
- ・都立学校にデジタルサポーター（ICT支援員）、区市町村立学校に端末導入支援員の配置等を推進



一人1台の学習環境

【都立学校】

当初目標
2023年度



目標年度を大幅に前倒し
2020年度

都立学校においてBYOD※1方式により一人1台端末を実現するとともに、CYOD※2実施に向けた制度構築を検討

※1 Bring Your Own Device
生徒が所有している端末を学習に活用

※2 Choose Your Own Device
学年単位で標準機種を指定し生徒が購入

【参考：区市町村立学校】

※国事業GIGAスクール構想の取組

当初目標
2023年度



目標年度を大幅に前倒し
2020年度

全都立学校にオンライン学習ツールを導入

課題の配信・提出や双方向学習を可能とする学習支援ソフトを全都立学校に導入

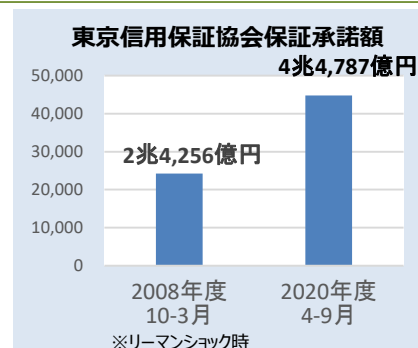
事業者等に対する多面的な支援の展開①

- 資金繰り支援のほか、家賃支援や相談対応などの様々な経営支援により中小企業の事業継続を後押し
- 離職を余儀なくされた方の早期再就職や生活の安定に向けた支援など、働く方々をサポート
- 新たなニーズを捉えた事業展開を行う中小企業の取組を支援

都内中小企業への経営の下支え

資金繰り支援

- ・「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」等制度融資メニューを創設・拡充
- ・令和2年4月～9月の東京信用保証協会の保証承諾額はリーマンショック時を上回る4兆4,787億円に達する



経営支援

- ・国の家賃支援給付金に対する都独自の上乗せ給付により、賃料等の固定経費の負担を軽減
- ・倒産防止のための特別相談窓口の設置や円滑な事業承継に向けたマッチング支援などにより事業継続を支援
- ・国の月次支援金に都独自に支援金額を加算するとともに、月次支援金の支給対象外となる事業者の一部まで対象事業者を拡大
- ・国の一時支援金等を受けた事業者に対して、経営安定化等を図るための専門家派遣や販路拡大、新事業展開等の支援を実施

働く方々への支援

※実績は令和3年8月末時点

生活の安定に向けた支援

- ・休業で収入が減少した中小企業の従業員（非正規含む）に実質無利子の融資を実施（融資件数：4,013件、融資額：36.3億円）

就職支援

- ・離職者等に対し、トライアル就労の機会を提供し正社員就職を支援（派遣者数：928人、就職者：336人）
- ・求職者に対し、キャリアカウンセリングや就職セミナー、就職面接会等、短期間の集中的な就職支援プログラムを実施（参加者：591人）

職業訓練

- ・中小企業が従業員に対して行うオンライン訓練への支援や、IT関連のスキルを付与する訓練等を実施
- ・在職中の求職者を主な対象に、ステップアップにつながる短期間・短時間の委託訓練を実施

事業者等に対する多面的な支援の展開②

ウィズコロナにおける企業活動等への支援

業態転換・販路開拓支援

- ・都内飲食事業者等による**テイクアウト等の業態転換や、都内の特産品販売事業者のEコマース活用を支援**
(業態転換：交付決定9,470件、交付金額53.1億円) ※令和3年9月末時点
- ・コロナ禍で売上が減少した企業の**オンライン展示会への出展等の支援**や、中小企業診断士など**専門家の無料派遣による経営課題解決のサポート**

新しい生活様式に対応したビジネス展開支援

- ・非対面型の接客など、**3密回避を前提としたビジネスモデルへの転換を行う中小企業等を支援**

雇用環境整備への支援

- ・雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業等が行う、非常時における職場環境整備に対する奨励金の規模を拡大(3,000件→6,300件)

観光事業者・宿泊施設への支援

※令和3年9月末時点

- ・タクシー・バス事業者の**飛沫感染等を防止するための取組を支援**
(交付決定件数：タクシー21,606台、バス1,504台 交付決定金額：タクシー1.3億円、バス0.6億円)
- ・非接触型サービスの導入など**宿泊事業者による感染防止の取組を支援**
(交付決定件数：520件、交付決定金額：3.5億円)
- ・都民を対象とする**都内への旅行商品等に対する助成(もっとTokyo)**
(助成実績：宿泊52,912泊、日帰り6,309回)
- ・VR等の新技術を活用するなど観光事業者の**オンラインツアー造成を支援**
(助成件数：48件、助成金額：0.6億円)
- ・観光事業者が専門家のアドバイスを受け実施する経営改善に向けた取組を支援
- ・宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備の取組を支援

感染防止対策への助成

業界団体作成のガイドライン等に沿った感染防止対策に必要な経費を以下のとおり助成

申請主体	助成の内容	助成率	助成限度額
中小企業者等 ※単独購入	備品購入費 内装・設備工事費	2/3	備品購入費：50万円 (内装・設備工事を含む場合：100万円 換気設備設置を含む場合：200万円) ※店舗ごとに上限を計算
3者以上の中小企業者等グループ ※共同購入	消耗品	2/3	30万円
飲食店を会員とする団体 ※共同購入	CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液、ビニールシート、体温計	4/5	10万円 ※店舗ごとに上限を計算
コロナ対策リーダーを配置する飲食店等 ※単独購入	CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液	4/5	3万円 ※店舗ごとに上限を計算

事業者と協力・連携した感染拡大防止の推進

- 営業時間の短縮要請等の実効性を確保するため、全面的に協力頂いた事業者に協力金・支援金を支給

協力金・支援金の支給

・全国に先駆けて制度創設。これまで総額3兆4,583億円を措置※1

対象期間	支給対象※2	支給要件	対象地域	支給金額
令和2年 4/11～5/6	緊急事態措置により休業等の要請を受けた施設	・施設の使用停止 ・5時から20時までの間に営業時間短縮（飲食店）	都内全域	50万円 (2以上の施設は100万円)
5/7～5/25				
8/3～8/31	・酒類提供を行う飲食店 ・カラオケ店	・5時から22時までの間に営業時間短縮 ・酒類提供終日停止	都内全域	一律20万円
9/1～9/15			23区内	一律15万円
11/28～12/17			23区内 多摩地域	一律40万円
12/18～ 令和3年1/7				一律84万円
1/8～2/7	飲食店等	・5時から20時までの間に営業時間短縮	都内全域	186万円/店舗※3
2/8～3/7				168万円/店舗
3/8～3/31		・営業時間短縮 3/8～21:5時から20時まで 3/22～3/31:5時から21時まで	都内全域	124万円/店舗※4

※1 うち感染拡大防止協力金は総額3兆429億円を措置

※2 中小事業者（中小企業、個人事業主）・大企業（令和3年1月22日以降対象）

※3 ①令和3年1月12日～2月7日までの間、全面的に協力した場合は162万円を支給

②令和3年1月22日～2月7日までの間、全面的に協力した場合は102万円を支給

※4 従来の営業終了時間が夜20時から21時までの店舗は84万円

※5 「重点措置区域」とはまん延防止等重点措置区域のことを指す。対象地域は以下のとおり。

要請期間 令和3年4月12日～4月24日：23区内、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

要請期間 令和3年6月21日～7月11日：23区及び輪原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

対象期間	支給対象※2	支給要件	対象地域	支給金額
令和3年 4/1～4/11	飲食店等	・5時から21時までの間に 営業時間短縮	都内全域	44万円/店舗
4/12～4/24		・5時から20時までの間に 営業時間短縮	重点措置 区域※5	52万～260万円/ 店舗※6 (事業規模に応じて支給)
		・5時から21時までの間に 営業時間短縮	重点措置 区域外	
4/25～5/11	緊急事態措置 により休業等 の要請を受け た施設	・施設の使用停止、店舗の休業※7 ・5時から20時までの間に営業時間 短縮（酒類提供のない飲食店等）	都内全域	事業形態、事業 規模に応じて支給
5/12～5/31				
6/1～6/20				
6/21～7/11	まん延防止等 重点措置によ り休業等の要 請を受けた施 設	・施設の使用停止、店舗の休業※7 ・5時から20時までの間に営業時間 短縮（酒類提供のない飲食店等）	重点措置 区域※5	事業形態、事業 規模に応じて支給
		・5時から21時までの間に営業時間 短縮（酒類提供のない飲食店等）	重点措置 区域外	
7/12～8/31	緊急事態措置 により休業等 の要請を受け た施設	・施設の使用停止、店舗の休業※7 ・5時から20時までの間に営業時間 短縮（酒類提供のない飲食店等）	都内全域	事業形態、事業 規模に応じて支給
9/1～9/30				
10/1～10/24	飲食店等	・認証店：5時から21時までの間に 営業時間短縮（非認証店は20時 まで）	都内全域	60万～480万円/ 店舗※6 (事業規模に応じて支給)

※6 支給金額は中小事業者の場合を記載（大企業については、一日の売上高減少額に基づき算出した額）

※7 休業要請等を行う大規模施設に対する協力金を支給（令和3年4月25日～5月11日及び令和3年5月12日～5月31日までの間については、休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金を支給）

経済活動の再開に備えた取組

- 飲食店や観光事業者などの事業活動の再開への準備を支援
- 中小企業における新たな事業展開に向けた設備導入等を支援

飲食店 ～飲食店利用の更なる向上（再開準備）～

- ・都内飲食事業者等に対して、ATM跡地などを活用した**テイクアウト専門店**を新たに
出店する際の経費の一部を助成
- ・今後の行動制限緩和を見据え、事業の本格的な稼働再開を検討する都内飲食事業者に対して、専門家を派遣するとともに、その助言等を受けて収益の確保に取り組む際の経費の一部を助成



**テイクアウト
できます**

新事業展開等

～将来に向けて、新事業展開等を促進～

- ・都内中小企業等のデジタルトランスフォーメーションの推進に資する設備導入を対象とした助成を拡充



観光 ～観光需要の回復を見据えた準備～

- ・中小企業等が営む**ホテル・旅館**の取組を後押しするため、経営戦略策定のための専門家派遣を実施するとともに、**経営戦略に基づく特色づくりやマイクロツーリズム等のプランづくり**などを支援
- ・旅行事業者及び観光バス事業者が行う業務の効率化やサービス向上に向けた取組を後押しするため、**専門家派遣を実施**するとともに、業務のデジタル化など**経営活力の向上**を支援
- ・今後のインバウンド回復に繋げていくため、オリンピック等へのインタビューを含む映像を制作し、**東京2020大会開催を通じ外国人目線で感じた東京の魅力などを海外へ発信**



雇用 ～将来の安定雇用に向けた支援～

- ・経済活動の再開に向けて、**非正規労働者等へキャリア形成の機会を提供し**、雇用の安定化と成長産業分野への人材シフトを促進するため、**eラーニング等**による新たな資格やデジタルスキルの取得支援と、職業紹介等の就職支援を一体的に実施



緊急事態措置等に係る都の取組

- 感染拡大防止を図るため、国の基本的対処方針を踏まえながら、都民・事業者等への要請などからなる緊急事態措置等を実施。現在、4度目の緊急事態措置後のリバウンド防止措置を実施

	都の措置等・期間	都の措置等の概要
令和2年	緊急事態措置① [4月7日～5月25日] (都民) [4月11日～5月25日] (事業者)	【都 民】 不要不急の外出自粛等を要請 【事業者】 施設の休業を要請、飲食店の営業時間の短縮を要請（5時～20時）、イベントの開催停止を要請
	[5月26日～6月18日]	【都 民】 不要不急の外出自粛等を要請 【事業者】 施設の休業等を要請、イベントの開催制限を要請、飲食店の営業時間の短縮を要請（5時～20時等）
	[8月3日～9月15日]	【事業者】 酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮を要請（5時～22時）（9月1日～15日は23区内のみ）
	[11月28日～1月7日]	【事業者】 23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店の営業時間の短縮を要請（5時～22時）
令和3年	緊急事態措置② [1月8日～3月21日]	【都 民】 不要不急の外出自粛等を要請 【事業者】 飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～20時）、イベントの開催制限を要請
	(リバウンド防止期間) [3月22日～4月11日]	【都 民】 不要不急の外出自粛等を要請 【事業者】 飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～21時）、イベントの開催制限を要請
	まん延防止等重点措置① [4月12日～4月24日]	【都 民】 不要不急の外出自粛、都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛等を要請 【事業者】 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市の飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～20時）、イベントの開催制限を要請
	緊急事態措置③ [4月25日～6月20日]	【都 民】 不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間の移動の自粛等を要請 【事業者】 大規模集客施設の休業・営業時間の短縮を要請、イベント関連施設等の無観客開催・営業時間の短縮等を要請、酒類等を提供する飲食店等の休業を要請、酒類等を提供しない飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～20時）、イベントの開催制限を要請
	まん延防止等重点措置② [6月21日～7月11日]	【都 民】 不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間の移動の自粛等を要請 【事業者】 23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町の飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～20時、酒類提供は一定の条件の下で一部可能）、大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等を要請、イベントの開催制限を要請、テレワークの活用等により出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請
	緊急事態措置④ [7月12日～9月30日]	【都 民】 不要不急の外出自粛、混雑した場所等への外出を半減すること等を要請 【事業者】 酒類等を提供する飲食店等の休業を要請、酒類等を提供しない飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～20時）、大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等を要請、イベントの開催制限を要請、テレワークの活用等により出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請
	(リバウンド防止期間) [10月1日～10月24日]	【都 民】 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動すること等を要請 【事業者】 認証を受け、一定の条件を満たした飲食店等の営業時間の短縮を要請（5時～21時、酒類提供は20時まで可）、大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等の協力を依頼、イベントの開催制限を要請

「リバウンド防止措置」として、感染リスクの高い 夜間人流に留意しつつ、実効性ある対策を段階的に実施①

- リバウンドによる再度の医療逼迫を避けるためにも、感染を一層抑制していく必要があるため、令和3年10月1日から、都は、リバウンド防止措置として、事業者への時短要請等を実施

◆区域：都内全域

◆期間：令和3年10月1日（金）0時から令和3年10月24日（日）24時まで

分類	施設の種類（特措法施行令第11）	措置の概要
規模要件に沿った使用、時短等を要請	・劇場等（映画館 等） ・集会場等（公会堂 等） ・展示場等（多目的ホール 等） ・ホテル等（宴会場のみ） ・運動施設（体育館 等） ・遊技場（テーマパーク 等） ・博物館等（美術館 等）	■ 規模要件等に沿った施設の使用を要請（§24IX） ■ 営業時間の短縮（5時～21時）の協力を依頼 ■ 以下の取組の実施を要請（§24IX） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ■ 酒類提供・持込の自粛要請（§24IX） ■ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（§24IX）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（§24IX）

「リバウンド防止措置」として、感染リスクの高い 夜間人流に留意しつつ、実効性ある対策を段階的に実施②

分類	施設の種類（特措法施行令第11）	措置の概要
時短等を 要請	・商業施設（大規模小売店 等） ・遊技場（マージャン店 等） ・遊興施設（勝馬投票券発売所）	■営業時間の短縮（5時～21時）の協力を依頼（生活必需物資を除く。） ■以下の取組の実施を要請（§24IX） 従業員に対する検査の勧奨、入場をする者の整理等、発熱等の症状のある者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場をする者に対するマスク着用周知、感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場、施設の換気、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離確保等） ■百貨店の地下食料品売場等に対し、施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（§24IX） ■酒類提供・持込の自粛要請（§24IX） ■カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（§24IX）
その他	・学校（小・中学校、高校等）	■地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底について、協力を依頼 ■部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底について協力を依頼 ■発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底について協力を依頼 ■大学等については、感染防止と面接事業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することについて協力を依頼
	・保育所等	
	・大学等	
	・集会場等（葬祭場）	■施設での酒類提供・持込自粛の協力を依頼 ■カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底について協力を依頼
	・博物館等（図書館）	■入場整理の実施について、協力を依頼
	・遊興施設（マンガ喫茶等）	■入場整理の実施、施設での酒類提供・持込自粛の協力を依頼 ■カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底について協力を依頼
	・商業施設（銭湯、理・美容店等）	
	・学習塾等（自動車教習所等）	

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（§24IX）

「リバウンド防止措置」として、感染リスクの高い 夜間人流に留意しつつ、実効性ある対策を段階的に実施③

分類	施設の種類（特措法施行令第11）	措置の概要
時短等を 要請	食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている遊興施設、飲食店（居酒屋含む）、集会場等（結婚式場）	■「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ・営業時間の短縮（5時～21時）を要請（§24IX） ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（§24IX） ・11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする ●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ・営業時間の短縮（5時～20時）を要請（§24IX） ・酒類提供・持込の自粛を要請（§24IX） ■飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（§24IX） ●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（§24IX） ■以下の取組の実施を要請（§24IX） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止及び退場 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離確保等）

全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（§24IX）

都民等への要請・都立施設の対応等①

- 感染状況等を踏まえながら、都民に対して、不要不急の外出・移動の自粛など感染拡大防止に係る要請や呼びかけを行うとともに、都立施設の休館、都主催イベントの延期・中止等を実施

都民等に対する要請・呼びかけ

不要不急の外出自・移動の自粛の徹底

- 特に**20時以降の不要不急の外出自粛**
- **ステイホーム**の徹底
(コロナをおさえるSTAYHOMEポータルサイトで発信)

- **都県境を越える移動の自粛**
- **旅行や観光は中止または延期**

会食等の呼びかけ

- **マスク・手洗い・3密回避**の徹底
- **路上や公園などでの飲み会自粛**
- **感染対策が徹底されていない、または要請に応じ
ていない飲食店等の利用を控える**

テレワークの徹底

- テレワークや時差出勤等の活用により、**出勤者を7割削減**
- 出勤せざるを得ない従業員に対しても、**20時までの早期終業・帰宅を要請**
- 都県境を越える出張は控えて、**オンライン会議**を活用

長期休暇期間に向けた呼びかけ

GW期間に向けた呼びかけ

- **旅行や帰省は中止または延期**
- **観光地や行楽地への外出もしないで**
- **遠くの家族やお孫さんとはオンラインで**
- **屋外レジャーやホームパーティー、インハウスでの飲み会もやめて**
- GW期間中の平日は有給休暇を取得し、**連続休暇となるよう奨励**
- GW期間中は、**従業員の出勤抑制**を

シルバーウィークに向けた呼びかけ

- **旅行やお彼岸のお墓参りで、都県境を
越える移動は控えて**
- **敬老の日もある。感謝の気持ちは電話
やオンラインで**
- シルバーウィーク中の平日は、**従業員
の休暇取得、連続休暇の奨励**を

都民等への要請・都立施設の対応等②

都立施設の休館等

- **全面的に都立施設を休館(94か所)**【R3.4.25~5.11】
(無観客のイベント開催の場合を除く)
- **引き続き都立施設を休館(80か所)**【R3.5.12~5.31】
(屋外スポーツ施設など一部都立施設を再開)
- **事前予約制等による徹底した入場制限**を実施し、**感染防止対策の更なる強化**を図った上で順次再開【R3.6.1~】 ※ただし、感染状況が悪化した場合は休業等の措置を講じる
- 都立公園・海上公園の**利用制限**、**駐車場閉鎖**、売店の**営業休止**、キッチンカーの**出店取りやめ**、**酒類の販売停止** ※ 駐車場再開(R3.5.12~)、売店・キッチンカー再開(R3.6.1~)
- 区市町村に対し都立施設の対応を周知
- ※ 都主催**イベント**を延期・中止、無観客又はオンライン開催

学校の対応

- **感染防止対策を徹底し学校運営を継続**
- 感染状況に応じて**オンラインの活用**や**分散登校**、**時差通学**、**短縮授業**などを実施
例) 都立高校：4/29-5/9及び9/21-24の平日は、
**全高校でオンライン等を活用し、
全生徒が自宅学習**
- 感染状況に応じて**部活動**や**飛沫感染の可能性の高い教育活動**を**中止する**などの対策を徹底

事業者と連携した取組

- 夜間照明、ネオン等は**20時以降消灯**【R3.4.25~9.30】※
- 大規模施設のイルミネーションイベントにおけるライトアップの**停止等**【R2.12.18~R3.9.30】※
※R3.10.1からは21時以降消灯
- 商店街の各店舗の街頭の看板についても、営業の終了や休業にあわせて、**消灯**
- GW期間中の平日において、**鉄道会社15社が鉄道の減便等を実施**

事業所・飲食店等の感染対策の徹底（コロナ対策リーダー等）

- 業種別ガイドライン等の感染防止対策を実施している事業者向けに、「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行（10月13日現在、ステッカー掲示枚数約367,000枚、都職員による掲示店舗の確認 約17,000件）
- 店舗従業員への指導と利用客への感染防止マナーの働きかけの旗振り役となる「コロナ対策リーダー」を各店舗に配置し、店舗と利用客双方の協力の下、より安心なお店づくりを推進
- 10月13日現在、リーダー登録者数約127,000人、オンライン研修の修了者数約120,000人

取組のポイント

- ・ステッカー登録の飲食店等店舗ごとに、**店長やマネジャーなど店舗責任者が、利用者に対策を促すことを宣誓し、リーダーとして登録**
- ・リーダーは、**東京iCDC監修による研修（e-ラーニング：動画視聴と理解度チェック）**を受講
- ・研修修了後に「感染防止徹底宣言ステッカー」に貼付する**修了シールを発行・送付**
- ・コロナ対策リーダーを配置する飲食店等向けに、CO₂濃度測定器、アクリル板、消毒液の購入費助成（助成率4/5）を実施



リーダー研修

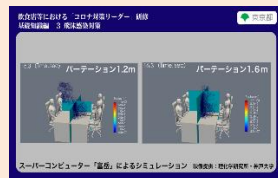
- ・研修内容：40分程度の動画視聴と理解度チェック（6問）

利用者側の
感染症対策の
基礎知識
(10分程度
×3本)

〔講師〕 賀来満夫 座長（東京iCDC専門家ボード）
〔内容〕
・感染症対策の基礎知識（変異株の流行など）
・飛沫・接触感染や飲食・会食のリスク 等

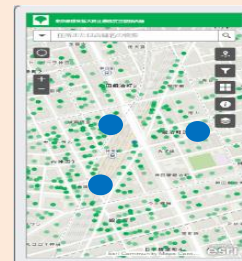
接遇
(10分程度)

〔講師〕 接遇研修などの専門講師
〔内容〕 利用客に対する働きかけの**具体的な対応方法やコミュニケーションの取り方**



店舗支援の取組

- ・徹底点検による認証店等を**地図上にマッピングしてPR**
- ・リーダーの取組を更にサポートしていくため、**お声がけの心得集**である「**リーダー必携**」、**お声がけカード・ポスター**などの効果的な発信ツール、取組の好事例集、**リーダーバッジ**等を提供
- ・飲食店からの要望や意見の収集を行う「**リーダーのひろば**」やメールを活用した発信
- ・業界団体が行う、感染防止のチェックシートを用いた自主的な店舗の点検等の経費を補助



事業者と連携した感染防止の強化②

飲食店等への「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト

- 飲食店等での感染を効果的に抑え込むため、都の第三者認証である「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおいて、都職員等が直接店舗を訪問して、店舗の感染防止対策のうち特に重要なものを点検
- 対策の徹底が確認できた店舗には、「点検済証」を交付し、認証

取組の概要

- 「徹底点検 TOKYOサポート」チームが、4月12日（月）から都内飲食店等の各店舗を個別に訪問

＊対象：都内飲食店等（約12万店舗）

＊体制：職員・委託による体制で、点検申込を受け付けた店舗を中心に訪問

＊点検済：約99,000店舗（10月8日時点）

点検と支援

10/1～の「リバウンド防止」期間は、
点検・認証済みの店舗で酒類提供が可能

- 特に重要な5つの対策分野に20のチェックポイントを設定
- 各店舗の対策のレベルアップにつながるよう丁寧に支援

- ・ 国が求めている重点4分野(手指消毒、マスク着用、間隔確保・アクリル板設置、換気)に加え、都独自の分野としてコロナ対策リーダーに関する項目を設定
- ・ 一定の対策が確認できた店舗には「点検済証」を交付

点検
内容

支援
内容

〔手指消毒〕

- ✓ 単に消毒液を置くだけではなく、掲示物も活用した呼びかけや配置場所の工夫を行っているか

- 入店時の注意書きをまとめたポスターを提供
- 入店時に目にとまる配置場所を助言



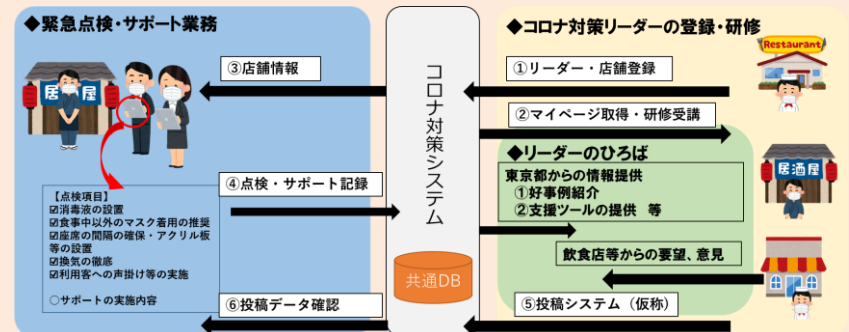
飲食店等感染防止 徹底点検済



DXによる飲食店等への支援

- DXにより、業務の効率化、店舗のニーズ把握、支援ツールの提供等を実施

- ・ 点検・サポート記録等をシステムで管理・蓄積し、オンラインのタブレット端末を活用し、点検業務を効率化
- ・ 店舗からの要望・意見や好事例等の情報を収集し、都の取組内容の改善や他店舗への情報の横展開に繋げる
- ・ WEB上から感染対策状況を投稿できるシステムを構築し、店舗の継続的な対策状況の確認を行うことで実効性を確保



人流の抑制に向けたテレワークの推進

- 新型コロナの感染拡大を防ぐためには、徹底した人流の抑制が重要
- 感染の拡大防止と経済活動との両立に極めて有効なテレワークの推進に向け、企業への支援や都民への普及啓発を行うとともに、経済団体を通じた経営者への働きかけなど、様々な取組を展開
- 企業に対するテレワーク機器助成のほか、多摩地域等においてサテライトオフィスの充実を図り、テレワークの実施環境を整備

テレワークの導入・定着に向けた取組

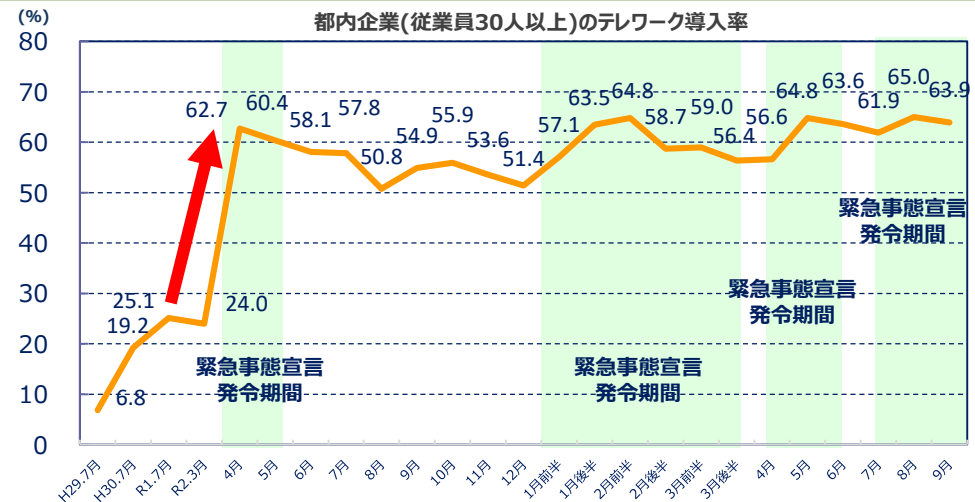
ソフト面の支援

- ・東京テレワーク推進センターでの**体験型セミナー**の開催
- ・「**テレワーク東京ルール実践企業宣言**」制度を創設
<宣言企業に対する支援>
 - ◆ 融資利率の優遇や信用保証料を補助
 - ◆ テレワーク求職者とのマッチングイベント等への参加
- ・「**テレワーク・マスター企業**」への支援
テレワーク定着トライアル期間の設定：令和3年5月12日～10月31日
「東京ルール」登録企業で上記期間中に「週3日・社員の7割以上」のテレワークを一定期間実施した中小企業をWebサイト上でPRのうえ、定額の奨励金を支給
- ・経済団体と連携したテレワーク導入のための**オンラインセミナー**を開催
- ・テレワークの導入事例や情報を入手できる**TOKYOテレワークアプリ**の普及
- ・IT等の専門家による**テレワーク導入コンサルティング**を実施



ハード面の支援

- ・テレワーク機器・ソフトウェア等の**環境整備**に係る経費を助成
- ・民間企業等における**サテライトオフィスの整備・運営**を支援
- ・多摩地域において、**TOKYOテレワーク・モデルオフィス**を開設（府中、東久留米、国立）
- ・多摩地域に加えて新たに区部の**宿泊施設**を活用した**サテライトオフィスの提供**や、**テレワーク利用を目的とした企業が行う宿泊施設の借り上げ**への支援
- ・地域の経済団体や中小企業の店舗等における**小規模テレワークコーナー設置**を支援



テレワークの推進に向けた知事から経済団体への要請等

テレワークの推進に向け、令和2年3月から令和3年9月の間、知事から経済団体に対して、計30回の要請を実施

※要請先の主な経済団体

- ・日本経済団体連合会
- ・経済同友会
- ・東京商工会議所
- ・東京都商工会連合会
- ・東京都中小企業団体中央会
- ・東京経営者協会 など



人流の抑制に資する様々な取組を展開①

- スムーズビズの推進、まちの混雑状況の発信、都立施設の閉鎖やイベント開催の制限、街頭での呼びかけ、STAY HOME週間など、様々な人流の抑制策を実施

スムーズビズの推進

- 鉄道各社と連携し、車内や駅構内へポスター・動画を掲出。また、鉄道各社は、鉄道の混雑状況についてアプリなどを通じた配信や、ポイント付与キャンペーンなどを実施
- 企業等が時差出勤やテレワーク等に集中的に取り組む期間を4回設定

「冬のスムーズBiz実践期間」

- ① 令和2年1月14日～31日
- ② 令和2年12月1日～令和3年2月28日

「春のスムーズBiz実践期間」

- ③ 令和3年3月1日～5月9日

「特にスムーズBizを推進する期間」

- ④ 令和3年7月19日～9月5日

- **時差Biz** 参加企業：2,019社・事業所（令和3年10月15日時点）
- **2020TDM推進プロジェクト**
協力者：910団体
参加企業：52,202社・事業所（令和3年9月5日時点）



新型コロナウイルス対策重点措置期間中

都民・企業の皆様へお願い

- ✓ 都県境を越える外出の自粛
- ✓ 大都市圏の往来自粛
- ✓ G.W.中の旅行の延期を

都内の人流抑制

- ✓ 日中詰め、外出は買い物など必要最小限に
- ✓ テレワークの徹底やオンライン会議の活用



鉄道終電時間の繰り上げ

- 都や国などからの要請に応じ、**本年1月20日から鉄道各社17社が終電時刻の繰り上げを実施**
- JR東日本では山手線など11路線で**最大32分繰り上げ**

まちの混雑状況の発信

- 携帯電話の位置情報データやデジタル技術を活用し、HPにて**主な繁華街の混雑状況を1時間ごとにほぼリアルタイムで発信**
- 色分けしたマップを表示し、**都内全体の常用も可視化**



※500mメッシュあたりの人口：

25,600人～ 12,800人～ 6,400人～ 0人～

※「株式会社・インサイトマーケティング」のデータを加工して東京都で作成（1時間ごとに更新）



※株式会社・インサイトマーケティング「EIR 県空間統計」のデータを掲載
※「EIR 県空間統計」はNTTドコモの登録商標です

明日の混雑予測の発信

- 東京2020大会期間中、**各競技会場・繁華街の翌日の混雑予測**を確認出来るようピクトグラムおよび色分けしたマップにて毎日状況を発信

日程	2021年8月7日（土）				
時間	6～9	9～12	12～15	15～18	18～21
オリンピックスタジアム					
東京体育館					
国立代々木競技場					
日本武道館					
東京国際フォーラム					
有明コロシアム					

【凡例】
500mメッシュあたりの人口
25,000人～ 5,000人～ 10,000人～ 0人～



翌日の混雑予測



滞在人口の大会前との増減比較

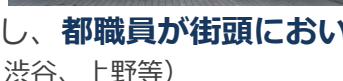
人流の抑制に資する様々な取組を展開②

都立施設の閉鎖やイベント開催の制限

- ・都立施設は令和3年4月25日から5月11日まで全面的に休館（94か所）
- ・イベントは緊急事態宣言期間中、中止や規模の縮小、対面以外の方法による実施等の対応を実施
- ・イルミネーションイベントの点灯中止や時間短縮を要請

街頭での呼びかけの実施

- ・重点措置区域内等の繁華街の人流抑制を図るため、区市町村等とも連携し、**広報車や宣伝カーにより外出自粛を都民に呼びかけ**
（都各局庁有車、区市町村広報車（ごみ収集車含む）、消防車両、民間宣伝カー）
- ・警視庁、東京消防庁、関係区職員と連携し、**都職員が街頭において、外出自粛への協力を呼びかけ**（新宿、渋谷、上野等）
- ・コンビニエンスストア店頭において、**音声による路上飲み自粛メッセージ**を発信



都内大学での人流抑制の呼びかけ

- ・都内大学のオンライン授業に、知事が**ゲスト参加**するなどして、大型連休期間中の感染対策について呼びかけを実施
- ・都県境を越える外出自粛などGW中の「**人流抑制**」の徹底、「**感染予防**」の徹底、「**会食ルール**」の徹底を呼びかけ
＜オンライン授業へのゲスト参加＞
早稲田大学、東京都立大学、駒澤大学



徹底した感染対策を呼びかけ



STAY HOME 週間

- ・令和2年4月25日から5月6日までの大型連休を「いのちを守る**STAY HOME週間**」として、**都民の外出抑制を強化するとともに、東京発で他県とも協力して広報を展開**
- ・令和3年4月29日から5月9日までの大型連休には、「**コロナをおさえる STAY HOME**」をスローガンに、都民等に対するメッセージや人流の状況、自宅で楽しめる庁内外のコンテンツなどをまとめて掲載した**特設ポータルサイトを開設**。
大型連休後も引き続きサイトを運用し、**STAY HOME**を継続的に呼びかけ



感染拡大防止の力は、このGWのステイホーム・動物園も、このサイトから見えてね！



2020大会期間中の STAY HOME 集中広報

- ・オリンピック及びパラリンピックの開催期間において、「**この夏、最後の STAY HOME**」としてホームページ、SNS、新聞広告、デジタルサイネージ等様々な媒体において広報展開し、外出自粛を呼びかけ



都民等に向けた広報、情報発信①

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、都民に対して訴求力の高い広報を実施
- 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を迅速に届け、感染の拡大防止を図るとともに、必要とする人に必要な支援情報を提供

最新情報・支援情報の発信

感染の拡大防止や都民の不安解消のため、**知事会見**の他、**ウェブ**
サイトや**SNS**を活用し、新型コロナウイルス感染症に関する**最新**
情報や都民等向けの**支援情報**などを正確かつ迅速に発信

○東京都新型コロナウイルス感染症最新情報 (モニタリングレポート)

新型コロナウイルス感染症に関する知事からの
メッセージ（日/英）を定期的にTwitter及び
YouTubeで動画配信

（令和2年4/3～6/15、7/9～ 約210回）



モニタリングレポート

○東京都新型コロナウイルス感染症関連情報 (デイリーメッセージ)

新型コロナウイルス感染症に関する情報を
Twitterを活用して、動画で発信

（令和3年1/18～6/20 146回）



デイリーメッセージ

○知事会見（定例、臨時等）

○SNSを活用した情報発信

- ・ 新型コロナウイルス関連情報を発信する
Twitter・Instagramアカウントを開設・運用
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報や、
毎日の感染動向をLINE を活用して発信
- ・ 都が設置する新型コロナウイルスワクチン大規
模接種会場に関する情報をTwitterで発信



都のコロナ関連情報を
発信するSNSアカウント



ワクチン大規模接種会場
のSNSアカウント

○新型コロナウイルス感染症対策サイト

最新感染動向等について、グラフや表により
分かりやすく掲載。オープンデータ、ソースコードの
公開により他自治体で活用（55自治体64サイト）

開設日：令和2年3月3日
ユーザー数：3869万人
P V 数：1億2193万回



○新型コロナウイルス感染症支援ナビ

都民及び事業者が、東京都及び国の支援策に
ついて、必要とする情報を容易に入手できるよう、
ナビゲーション機能を実装したウェブサイトを構築。
オープンデータ、ソースコードを公開

開設日：令和2年5月5日
ユーザー数：195万人
P V 数：718万回



アンケート調査の実施

○街頭アンケート(渋谷駅・原宿駅・新宿駅周辺)の実施(令和3年4/30)

- ・ GWに繁華街で活動中の若者の実態を直接把握（480人）

○オンラインアンケートの実施

- ・ 若者全般の外出への意識を調査
（令和3年5/17～18 1,300人）
- ・ ワクチン接種に関する都民意識を調査
（①令和3年7/15～19 1,000人、②令和3年7/16～17 1,000人）

都民等に向けた広報、情報発信②

感染状況に応じたメッセージの発信

若年層や中高年層、在住外国人といったターゲットを意識しながら、感染状況に応じたタイムリーなメッセージを届けるための広報を展開

○中高生向けコンテンツの制作・配布

学校生活や放課後・休日におけるリスクとなるシーンやNG行動をまとめた動画・チラシを制作・配布(公立・私立学校)



中高生向けコンテンツ

○若者をターゲットにした集中広報

ウェブ広告・SNS広告等においてターゲットを絞ったメッセージ発信を実施

○「出勤者の夜8時帰宅」の呼びかけ

「8時にはみんな帰ろう」を幅広く呼びかけるため、事業者等で活用可能なコンテンツを制作・配布



「8時にはみんな帰ろう」コンテンツ

○リバウンド防止に向けた広報

- 青いステッカー(感染防止徹底点検済証)を紹介する動画を制作し、TVCMやウェブ広告、SNS等で発信
- 感染抑制のための「攻め」と「守り」の取組を分かりやすく伝えるイラストを多言語で制作しホームページ・SNS等で発信



「やさしい日本語」によるイラスト

ワクチン接種促進に向けた広報

- ワクチンについての知識等をPRするマンガを年代別に制作し、SNSや新聞広告等で発信
- ワクチン接種開始のお知らせや、ワクチン接種券に関する動画を制作し、TVCMやウェブ広告、SNS等で発信



ワクチンについての知識等をPRするマンガ

多様な主体との協働

○協定による企業との連携

- Yahoo! JAPANのサイトに、知事メッセージや都のワクチン接種状況等を掲載(ヤフー株式会社)
- Facebook・Instagramに特定の年代や興味関心を持つ層に対するターゲット広告を掲出(Facebook Japan 株式会社)



Instagram広告

○インフルエンサーとのコラボレーション

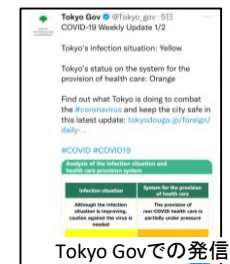
感染拡大防止やワクチン接種促進に関してインフルエンサーとのコラボレーションにより動画等を制作し、若い世代にメッセージを発信



インフルエンサーとの対談

海外への情報発信

- 都の海外向けSNSや海外メディアを活用し、新型コロナウイルスに関する都の取組など、「東京の安全・安心」に関する情報を発信
- 在京大使館等やIOC・IPCに対して、都の感染状況や取組について情報提供
- 東京都メディアセンターから、国内外のメディアに対して東京2020大会期間中の都の感染状況や取組について情報発信
- TOKYO UPDATESにより新型コロナウイルスに関する都の取組を、外部のライターが取材して紹介



Tokyo Govでの発信



TOKYO UPDATES

1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）による共同の取組

- 1都3県は、生活圈・経済圏を一体としており、人々の往来も多いことから、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、緊密に情報共有や意見交換を行い、連携した取組を展開

都民・県民・事業者への共同メッセージ発信

○共同キャンペーンを展開

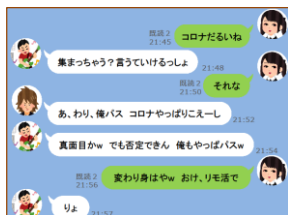
- ・大型連休を「いのちを守るSTAY HOME週間」として、4知事が通勤抑制や外出自粛をビデオメッセージで呼びかけるなど、共同キャンペーンを実施（R2.4/25～5/6）



1都3県共同キャンペーン
「いのちを守るSTAY HOME週間」

○共同メッセージの発信

- ・行動変容を促すため、世代の行動特性を意識した若者向け動画や、感染対策徹底を呼びかける標語、場面ごとの感染事例の紹介などを様々な媒体を活用して共同で発信



若者向け動画



身近な感染事例の紹介

国などに対する共同要望

○新型コロナ対策を講じる際の課題解決に向けて共同で要望

- ・国際的な往来の再開が本格化するにあたり、入国管理・検疫体制の強化など水際対策の徹底を国に要望（R2.10/16）
- ・初詣の混雑回避に向けた大晦日の終夜運転中止、人流抑制策として終電時刻繰上げの前倒しを鉄道事業者・国に要望（R2.12/16、R3.1/7）
- ・緊急事態宣言が解除された場合の段階的緩和措置について基本的対処方針への明記を国に要望（R3.9/26）



4知事から西村大臣へ要望書を提出
（R2.10/16）

緊密な情報共有・意見交換（テレビ会議）

○知事同士のテレビ会議を実施し、課題の共有や共同取組について意見交換（10/13までに23回実施）

- ・多くの人出が見込まれる夏休みシーズンを前にして、感染動向や医療提供体制の状況に加え、主要繁華街の滞留人口や変異株陽性率などの最新情報を共有し、リスクの高い行動の回避を呼びかけ（R3.8/3）
- ・緊急事態宣言解除後を「リバウンド防止措置期間」と位置付け、飲食店の時短営業やイベントの条件付開催など、共同して取組むことを確認し、都民・県民、事業者に向けて知事コメントを発信（R3.9/29）



4知事による意見交換

東京2020大会における新型コロナ対策

- コロナ禍において安全・安心な大会とするため、水際対策の徹底や入国後の定期的な検査、厳格な行動管理等の対策を実施
- 訪日アスリート、大会関係者の陽性率が低く抑えられるなど、安全・安心な大会を実現

選手や関係者にとっての安全・安心な環境整備

海外からの 入国者数の縮小

- 大会運営の簡素化とともに来日大会関係者数を延期前の計画からオリンピック時は4分の1、パラリンピック時は3分の1に縮小

水際対策・検査

- 入国前に2回検査
- 選手は原則毎日検査、関係者は役割に応じ定期的に検査

行動管理・健康管理

- 厳格な用務先の制限、行動管理、健康管理

基本的な感染対策

- マスクや物理的距離の確保、三密の回避といった基本的コロナ対策の徹底などにより、選手村や競技会場における感染拡大の防止

日本在住者との接触を最小限とし、国民の安全・安心を確保

移動手段

- 公共交通機関の原則不使用。移動は原則として大会専用車両

宿 泊

- 自己手配宿泊施設の「宿泊ガイドライン」への適合
- 満たせない場合は、組織委員会手配ホテルへ変更

安全・安心なオリンピック・パラリンピック大会①

安全・安心な大会開催

大会前

実績

アスリート
大会関係者
の陽性状況

空港検疫検査
(7/1～9/8)

大会前の
陽性率想定：0.2%

陽性率：0.10%

55人(陽性者数)/54,250件(検査数)

スクリーニング検査
(7/1～9/8)

繁華街等の
スクリーニング
陽性率：0.1%

陽性率：0.03%

304人(陽性者数)/1,014,170件(検査数)

アスリート
大会関係者
の療養状況

都内医療機関
(入院)

大会前の想定
(ピーク時)：8.5人

入院者数(ピーク時)：2人
(重症者：0人) (訪日大会関係者)

※大会指定病院へ入院

都内宿泊療養施設

大会前の想定
(ピーク時)：44.6人

入所者数(ピーク時)：49人
(訪日大会関係者)

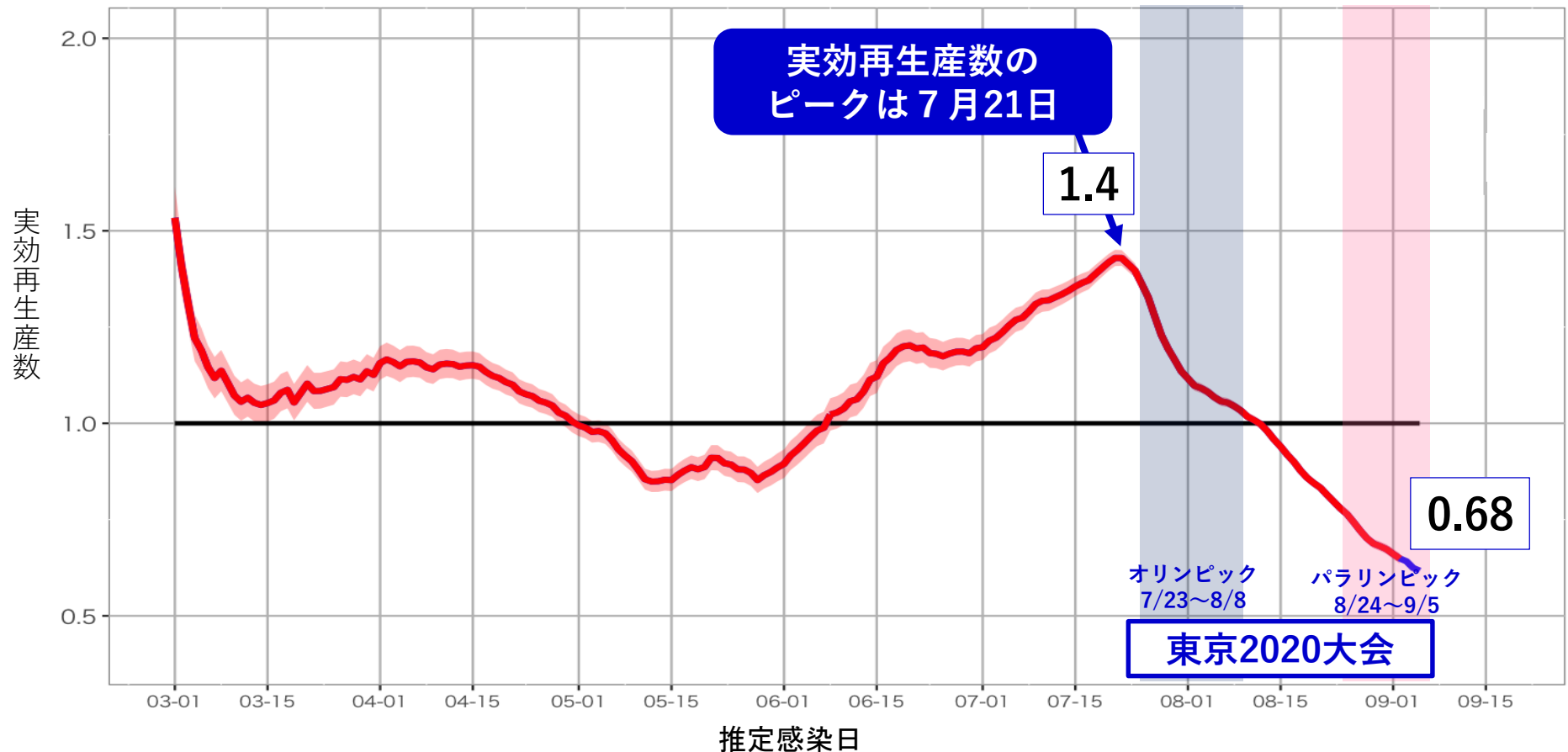
※大会用に組織委が300室を準備
余剰の部屋は都民用として活用

海外からのアスリート・大会関係者の陽性率等は当初想定を下回る水準

安全・安心なオリンピック・パラリンピック大会②

安全・安心な大会開催

実効再生産数の推移（厚生労働省アドバイザリーボード（9月16日会議資料）より）

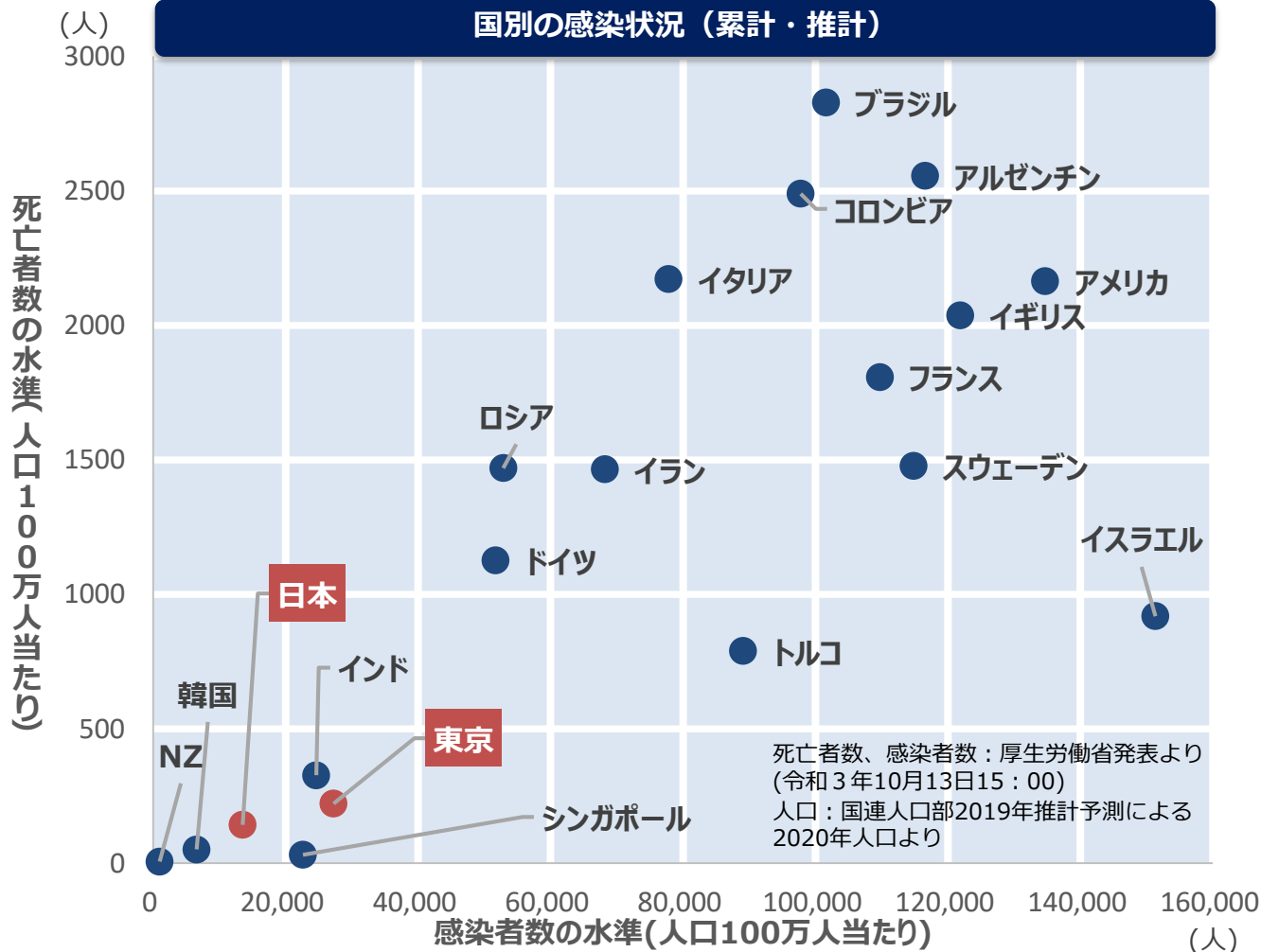


東京の実効再生産数は7月21日をピークに下落傾向へ

世界各国と日本・東京の感染状況の比較

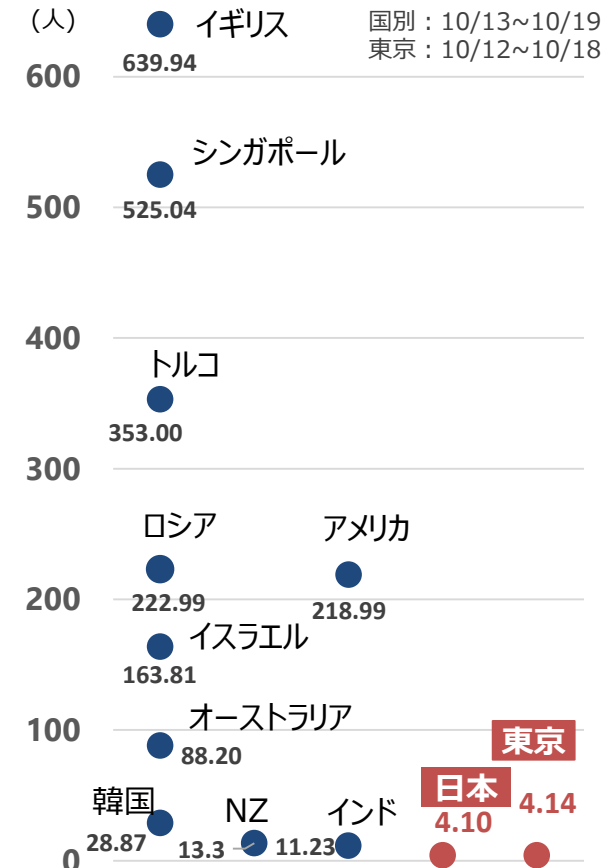
- 世界各国と比較して、日本・東京は、感染者数、死亡者数ともに、低く抑えられている
- 直近一週間(10/13~10/19)においても、世界各国に比べて日本・東京の感染者数は低く抑えられている

世界各国の感染状況(10/13時点)
日本、東京は、感染者数、死亡者数ともに低く抑えられている



直近1週間平均の新規感染者数
日本、東京は低く抑えられている

新規感染者数(平均・人口100万人当たり)

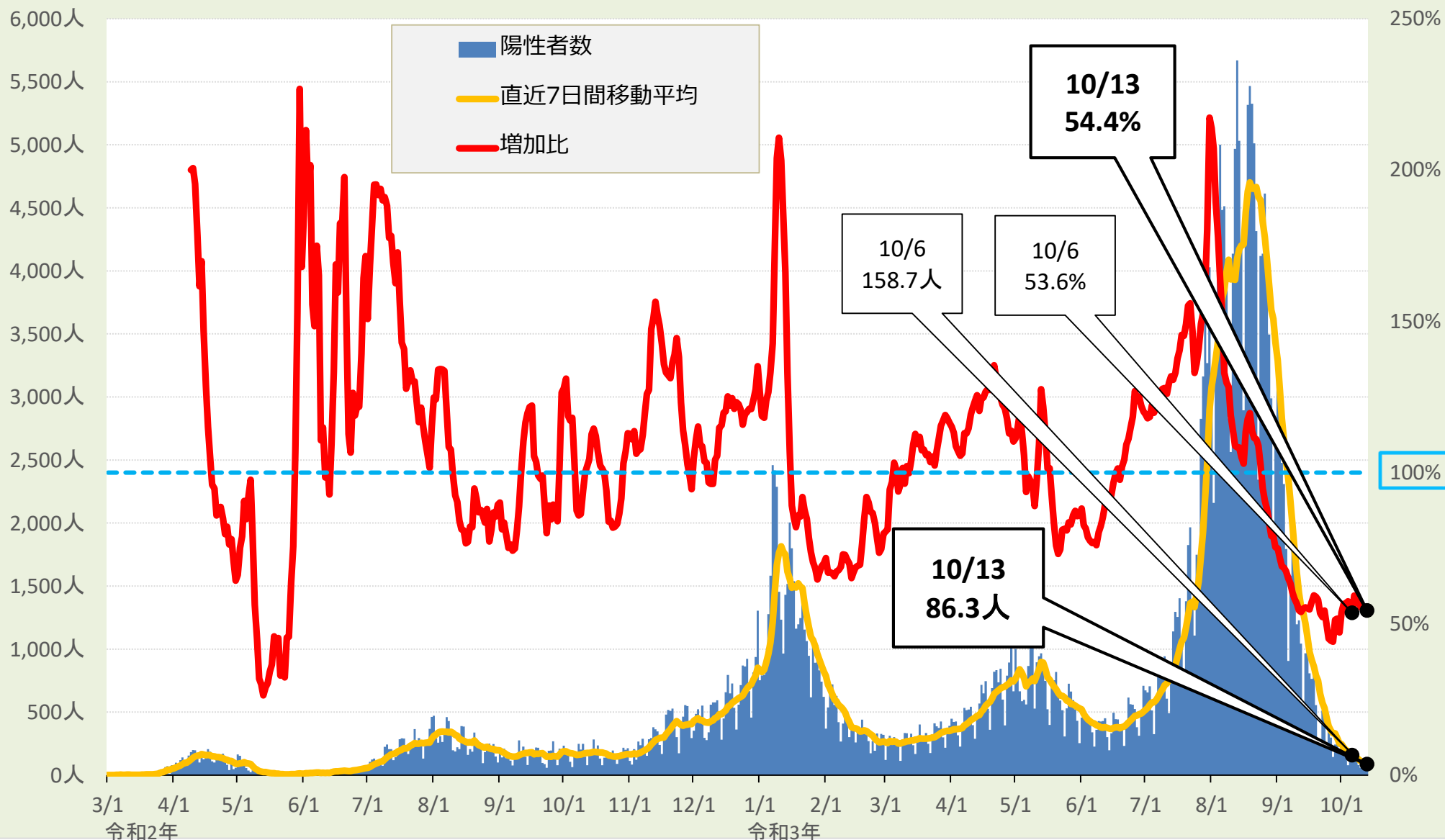


※各国はWHO Coronavirus (COVID-19) Dashboard (10月20日11:08:42 AMダウンロード)、東京は福祉保健局新型コロナウイルス保健医療情報ポータル：国のステーション判断のための指標(10月18日時点)を基に作成

付 属 資 料

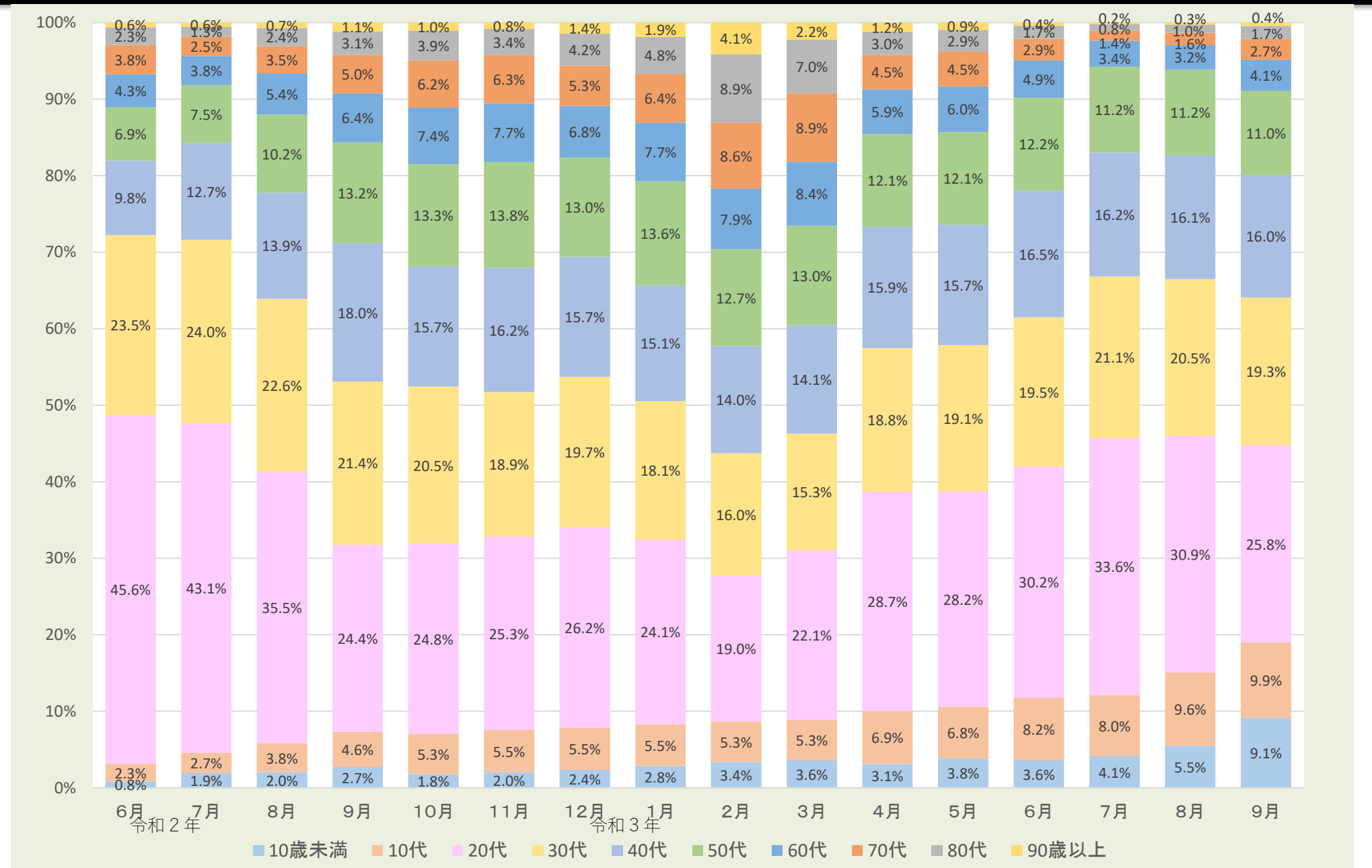
○ 新規陽性者数及び増加比の推移	50
○ 新規陽性者数の年代別割合の推移（月別）	51
○ 入院患者数・重症患者数の推移	52
○ 相談件数・東京ルール件数・陽性率の推移	53
○ ターミナル駅・繁華街の滞留人口の推移	54
○ 国の基本的対処方針と都の対応	55
○ 感染防止対策の状況	61
○ 1都3県による共同の取組の経過	62
○ 新型コロナ関連の相談・問い合わせ先一覧	65
○ 新型コロナ関連の主なデータ掲載ウェブサイト	67

新規陽性者数及び増加比の推移

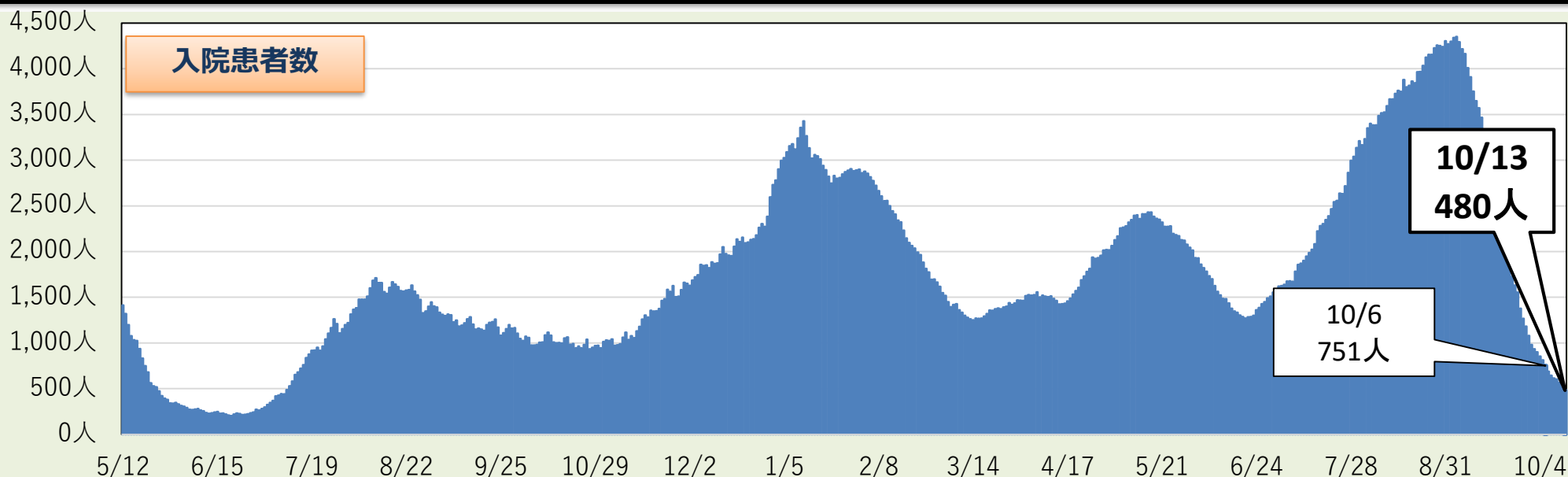


(注) 集団感染発生や曜日による件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を陽性者数として算出

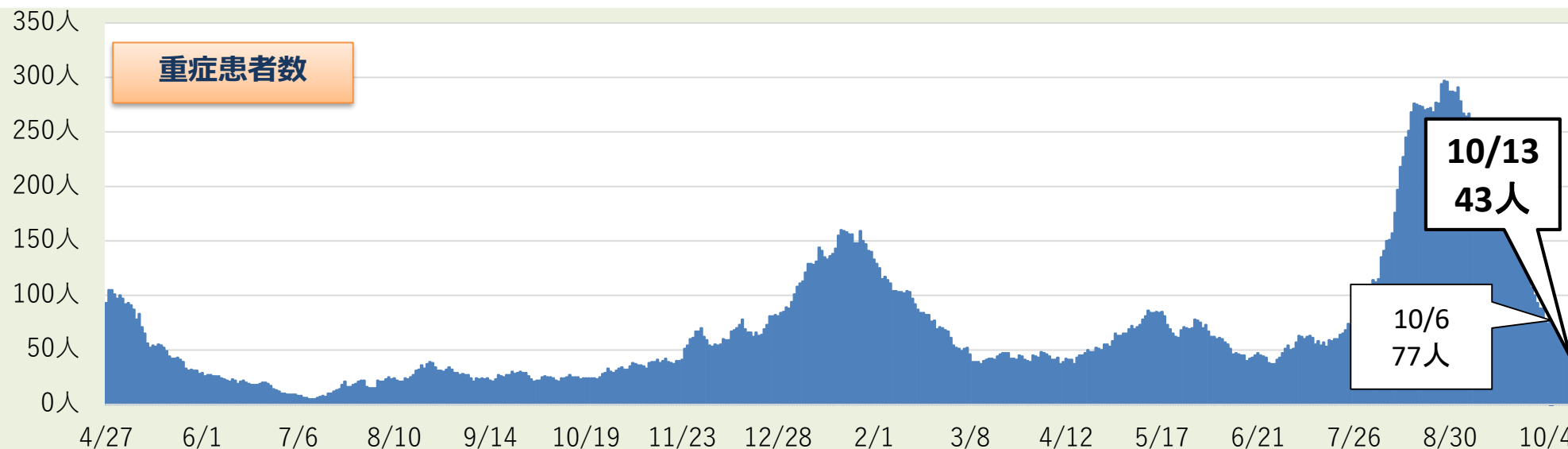
新規陽性者数の年代別割合の推移（月別）



入院患者数・重症患者数の推移

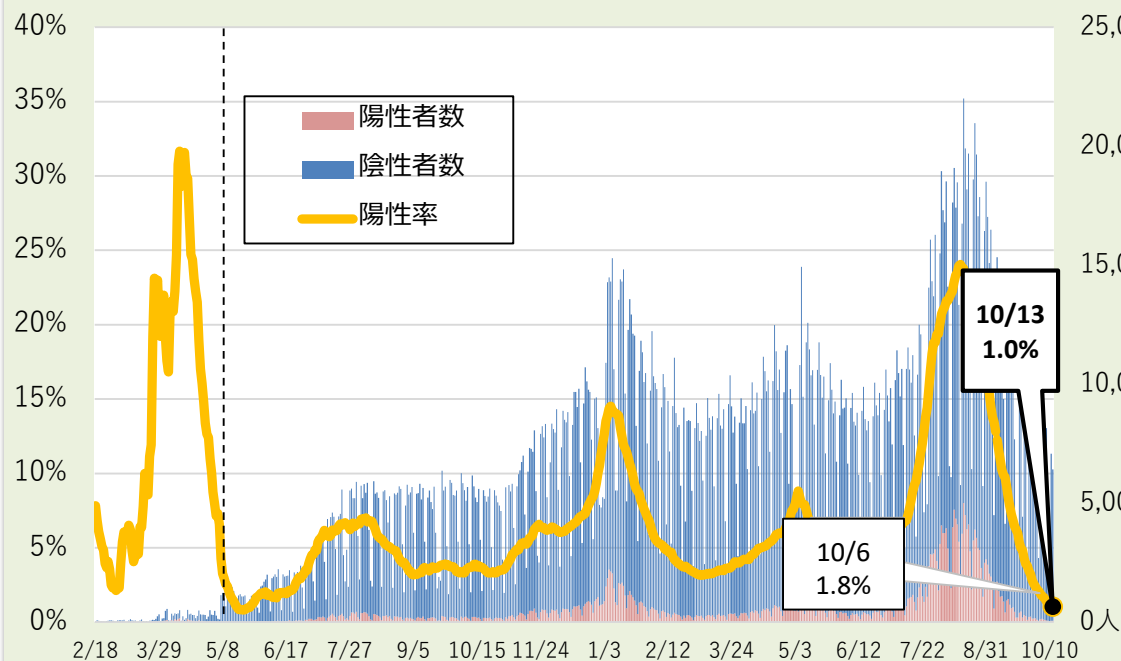
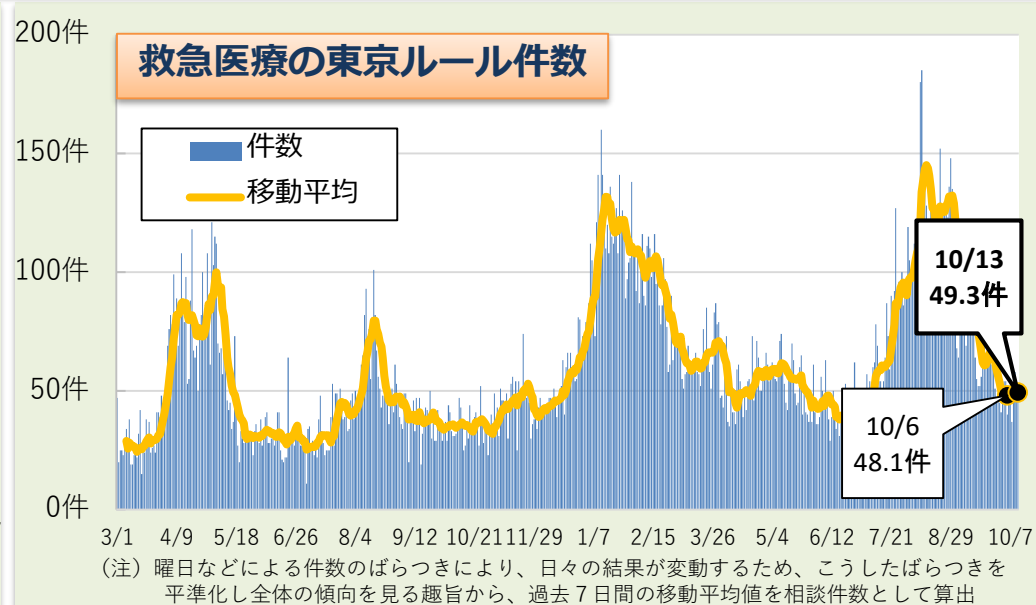
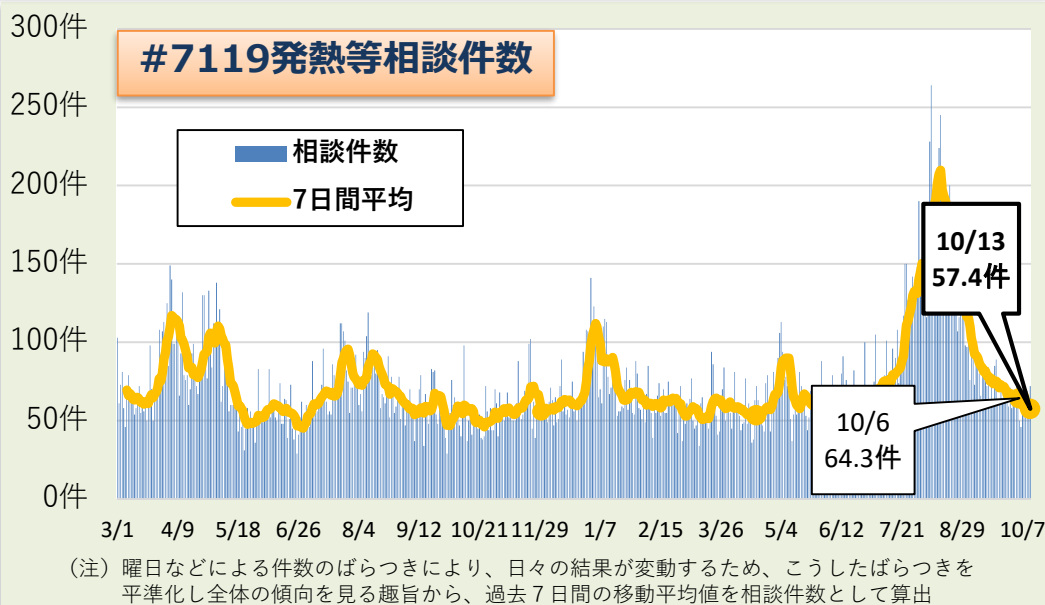


(注) 2020年5月11日までの入院患者数には宿泊療養者・自宅療養者等を含んでいるため、入院患者数のみを集計した5月12日から作成



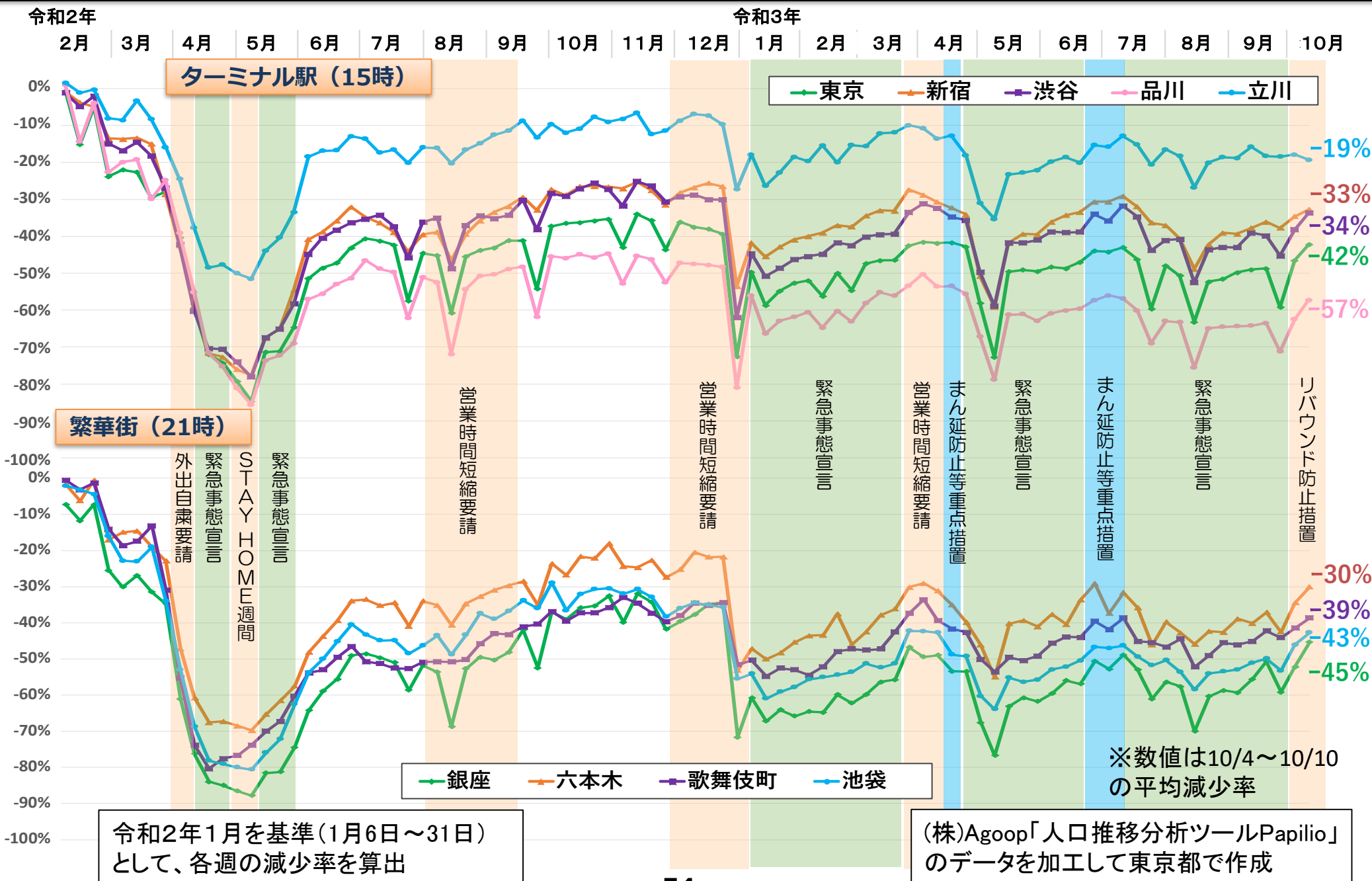
(注) 入院患者数のうち、人工呼吸器管理（ECMOを含む）が必要な患者数を計上
上記の考え方で重症患者数の計上を開始した4月27日から作成

相談件数・東京ルール件数・陽性率の推移



- 25,000人
20,000人
15,000人
10,000人
5,000人
0人
- (注1) 陽性率：陽性判明数（PCR・抗原）の移動平均／検査人数（＝陽性判明数（PCR・抗原）＋陰性判明数（PCR・抗原））の移動平均
(注2) 集団感染発生や曜日による数値のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値をもとに算出し、折れ線グラフで示す（例えば、5月7日の陽性率は、5月1日から5月7日までの実績平均を用いて算出）
(注3) 検査結果の判明日を基準とする
(注4) 5月7日以降は(1)東京都健康安全研究センター、(2)PCRセンター（地域外来・検査センター）、(3)医療機関での保険適用検査実績により算出。4月10日～5月6日は(3)が含まれず(1)(2)のみ、4月9日以前は(2)(3)が含まれず(1)のみのデータ
(注5) 5月13日から6月16日までに行われた抗原検査については、結果が陰性の場合、PCR検査での確定検査が必要であったため、検査件数の二重計上を避けるため、陽性判明数のみ計上。6月17日以降に行われた抗原検査については、陽性判明数、陰性判明数の両方を計上
(注6) 陰性確認のために行った検査の実施人数は含まない
(注7) 陽性者が1月24日、25日、30日、2月13日にそれぞれ1名、2月14日に2名発生しているが、有意な数値がとれる2月15日から作成
(注8) 速報値として公表するものであり、後日確定データとして修正される場合がある

ターミナル駅・繁華街の滞留人口の推移



国の基本的対処方針と都の対応①

国の基本的対処方針の概要		都の対応
令和2年 4月7日	●宣言対象の都道府県 【住 民】・外出の自粛等について協力の要請(§ 45 I) 【事業者】・施設の使用制限の要請(§ 24IX) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進	●期間: 4月7日～5月25日 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§ 45 I) 【事業者】・施設の休業要請(§ 24IX) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進
令和2年 5月25日	●宣言対象外の都道府県 【住 民】・基本的感染対策などの徹底 【事業者】・施設の使用制限の要請(§ 24IX)は、地域の実情に応じて判断 ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を引き続き推進	●期間: ロードマップに基づき、5月26日から段階的に緩和 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§ 24IX) (6月18日まで) 【事業者】・施設の休業要請(§ 24IX)(6月18日まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を推進
(夏の対策)	同 上	●期間: 8月3日～9月15日 【事業者】・酒類の提供を行う飲食店等への営業時間短縮の要請 (§ 24IX)(22時まで) (多摩、島しょ地域は8月31日まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を推進
(冬の対策)	同 上	●期間: 11月28日～1月7日 【事業者】・酒類の提供を行う飲食店等への営業時間短縮の要請 (§ 24IX)(22時まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を推進
令和3年 1月7日	●宣言対象の都道府県 【住 民】・外出の自粛等について協力の要請(§ 45 I) 【事業者】・飲食店への営業時間短縮の要請(§ 24IX)(20時まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進	●期間: 1月8日～3月21日 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§ 45 I) 【事業者】・飲食店への営業時間短縮の要請(§ 24IX)(20時まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進

国の基本的対処方針と都の対応②

	国の基本的対処方針の概要	都の対応
(リバウンド 防止期間)	●宣言対象外の都道府県(ステージⅡを目指し、段階的に緩和) 【住 民】・当面、外出の自粛等について協力の要請(§ 24IX) 【事業者】・飲食店への営業時間短縮の要請は段階的に緩和(§ 24IX)(時間等は知事の判断) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進	●期間:3月22日～4月11日 【都 民】・外出の自粛等について協力の要請(§ 24IX) 【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 24IX)(21時まで) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進
令和3年 4月12日	●重点措置区域の都道府県 まん延防止等重点措置適用 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 24IX) ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§ 31の6Ⅱ) ・不要不急の都府県間の移動は、極力控えるように促すこと 【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 31の6Ⅰ)(20時まで) ・感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 24IX) ・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§ 31の6Ⅰ) ・カラオケ設備の利用自粛を要請(§ 24IX) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進	●期間:4月12日～4月24日 【都 民】・都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛(§ 24IX) ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 24IX) ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§ 31の6Ⅱ) ・会食において会話をする際のマスク着用の徹底(§ 24IX) 【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(措置区域:§ 31の6Ⅰ、その他:§ 24IX)(20時まで) ・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§ 31の6Ⅰ) ・カラオケ設備の利用自粛を要請(§ 24IX) ・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX) ・在宅勤務(テレワーク)を強力に推進
令和3年 4月23日	●宣言対象の都道府県 緊急事態宣言発令 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 45Ⅰ) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§ 45Ⅰ) 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§ 45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、休業を要請(§ 24IX)	●期間:4月25日～5月11日 【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 45Ⅰ) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§ 45Ⅰ) 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§ 45Ⅱ) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45Ⅱ) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、休業を要請(§ 24IX)

国の基本的対処方針と都の対応③

国の基本的対処方針の概要	都の対応
令和3年 5月7日 ●宣言対象の都道府県 緊急事態宣言延長 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§ 45 I) ・路上、公演等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§ 45 II) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45 II) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間短縮(20時まで)を要請(§ 24 IX) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、営業時間短縮(21時まで)を要請(§ 24 IX)	●期間: 5月12日～5月31日 【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§ 45 I) ・路上、公演等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§ 45 II) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45 II) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、休業を要請(§ 24 IX) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、営業時間短縮(21時まで)を要請(§ 24 IX)
令和3年 5月28日 ●宣言対象の都道府県 緊急事態宣言延長 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§ 45 I) ・路上、公演等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§ 45 II) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45 II) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間短縮(20時まで)等を要請(§ 24 IX) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、営業時間短縮(21時)を要請(§ 24 IX)	●期間: 6月1日～6月20日 【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 45 I) ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§ 45 I) ・路上、公演等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§ 45 II) ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§ 45 II) ・多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、土日の休業、平日の営業時間短縮(20時まで)等を要請(§ 24 IX) ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、営業時間短縮(21時)を要請(§ 24 IX)

国の基本的対処方針と都の対応④

国の基本的対処方針の概要

●重点措置区域の都道府県

まん延防止等重点措置適用

- 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 24IX)
・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§ 31の6Ⅱ)
・不要不急の都府県間の移動は、極力控えるように促すこと
- 【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 31の6Ⅰ)(20時まで)
・酒類の提供は、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して酒類の提供自粛を要請(§ 31の6Ⅰ)
・感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 24IX)
・飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、利用自粛を要請(§ 24IX)
・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§ 31の6Ⅰ)
・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請するとともに(§ 24IX)、入場整理等について働きかけを実施
・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX)
・在宅勤務(テレワーク)を更に徹底するよう働きかけ

都の対応

●期間:6月21日～7月11日

- 【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§ 24IX)
・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない(§ 31の6Ⅱ)
・不要不急の都府県間の移動は、極力控えるように促すこと
- 【事業者】・飲食店等への営業時間短縮の要請(§ 31の6Ⅰ)(20時まで)
・酒類提供の停止を要請(§ 31の6Ⅰ)
・ただし、「一定の要件」を満たした店舗においては、以下を条件として酒類提供可
①同一グループの入店:2人以内
②酒類提供時間:19時まで
③利用者の滞在時間:90分
・措置区域以外の地域の飲食店等に対し、営業時間短縮(21時まで)の要請(§ 24IX)
・飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、利用自粛を要請(§ 24IX)
・特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請(§ 31の6Ⅰ)
・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(イベント開催時21時、イベント開催時以外20時)するとともに、入場整理等の実施を要請(§ 24IX)
・催物(イベント)開催の制限の要請(§ 24IX)
・在宅勤務(テレワーク)を更に徹底するよう働きかけ

令和3年
6月18日

国の基本的対処方針と都の対応⑤

国の基本的対処方針の概要

●宣言対象の都道府県

緊急事態宣言発出

- 【住 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45Ⅰ)
- ・混雑した場所等への外出の半減
 - ・20時以降の不要不急の外出自粛
 - ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§45Ⅰ)
 - ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、極力控えること
 - ・路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛

- 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§45Ⅱ)
- ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ)
 - ・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(イベント開催時21時、イベント開催時以外20時)するとともに、入場整理等の実施を要請(§24Ⅸ)
 - ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、営業時間短縮を要請(§24Ⅸ)

緊急事態宣言解除

都の対応

●期間:7月12日～9月30日

- 【都 民】・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(§45Ⅰ)
- ・混雑した場所等への外出の半減
 - ・20時以降の不要不急の外出自粛
 - ・特に、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること(§45Ⅰ)
 - ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は、極力控えること
 - ・路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛

- 【事業者】・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請(§45Ⅱ)
- ・上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時まで)を要請(§45Ⅱ)
 - ・大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請(イベント開催時21時、イベント開催時以外20時)するとともに、入場整理等の実施を要請(§24Ⅸ)
 - ・イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限5,000人かつ収容率50%以内等)に沿った開催、営業時間短縮(21時)を要請(§24Ⅸ)

令和3年
7月8日

7月30日
8月17日
9月9日
順次延長

国の基本的対処方針と都の対応⑥

国の基本的対処方針の概要

●宣言解除後の都道府県

【住 民】・当面、法第24条第9項に基づき、外出については、
 ➤混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
 ➤企業における在宅勤務(テレワーク)等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと
 ➤飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力の要請を行うこと
 ・外出・移動については、感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断

【事業者】・地域の感染状況等を踏まえ、§ 24IXに基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。
 ・営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする。
 ・酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断すること
 ・イベント主催者等に対して、§ 24IXに基づき、規模要件(人数上限5,000人又は収容定員50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方等。)に沿った開催の要請を行うこと。また、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと

都の対応

●期間:10月1日～10月24日

【都 民】・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請(§ 24IX)
 ・帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請(§ 24IX)
 ・21時以降、飲食店等に入りしめないことを要請(§ 24IX)
 ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請(§ 24IX)

【事業者】・飲食店等のうち、認証店に対しては、営業時間の短縮(21時まで)、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請し、酒類提供・持込を可とする(20時まで)
 ・非認証店に対しては、営業時間の短縮(20時まで)、酒類提供・持込の自粛を要請
 ・飲食店等以外の施設に対し、営業時間の短縮(21時まで)の協力を依頼
 ・飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請(§ 24IX)
 ・飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請(§ 24IX)
 ・イベント主催者等に対して、規模要件(人数上限5,000人又は収容定員50%以内(ただし、10,000人を上限)のいずれか大きい方等。)に沿った開催を要請(§ 24IX)
 また、営業時間の短縮(21時)の協力を依頼

令和3年
9月28日

感染防止対策の状況

東京都感染拡大防止ガイドラインに基づく現地確認の実施

- ◆「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」を作成し、感染防止対策を実施している事業者向けに、「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行

都職員がステッカー掲示店舗を訪問し、感染防止策が実際に講じられているかの確認を実施



●：訪問先

- 実施期間
令和2年8月18日～
- 現地確認実施件数
17,710件（R3.4.9時点）
- 現地確認実施エリア
219箇所

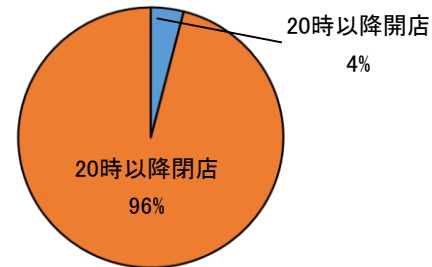
緊急事態措置等に伴う飲食店等の時短要請等協力状況

- ◆都職員による緊急事態措置等に伴う呼びかけを実施

○実施期間

令和3年4月25日から8月20日まで

- ◆飲食店等の20時までの時短要請等協力状況



- 確認期間
R3.7/12～R3.9/30
 - 確認対象エリア
都内各駅近郊の飲食店等
 - 時短要請等への協力状況
 - ・確認店舗数
277,102件（延べ数）
 - ・時短要請協力店舗数
(20時以降閉店している店舗数)
265,350件（延べ数）
- 約96%の飲食店等が20時までの営業時間短縮等に協力

特措法に基づく命令等の手続

（個別）要請 2,067店舗 命令 192店舗

※次の期間中の手続の累計

緊急事態措置：令和3年1月8日～3月21日、令和3年4月25日～6月20日、令和3年7月12日～9月30日

まん延防止等重点措置：令和3年6月21日～7月11日

- ・度重なる営業時間の短縮等の要請に応じない店舗に対し、個別要請を実施
- ・個別要請に応じず営業を続けている店舗のうち、営業を継続し客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めていることに加え、緊急事態措置等に応じることなく公然と営業するなど、他の飲食店等の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある店舗を対象として命令を実施



緊急事態措置：第45条第2項
まん延防止等重点措置：第31条の6第1項

緊急事態措置：第45条第3項
まん延防止等重点措置：第31条の6第3項

緊急事態措置：第79条
まん延防止等重点措置：第80条第1号

1都3県による共同の取組の経過①

概 要

1都3県は、生活圏・経済圏を一体としており、人々の往来も多いことから、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、緊密に情報共有や意見交換を行い、連携した取組を展開

取組の一覧

*1都4県は、都と隣接する山梨県を含む ※メッセージ、要 国への要望、会 テレビ会議(意見交換)

日付	第Ⅰ期における取組	
令和2年3月26日	感染拡大傾向の中、爆発的増加回避のため、外出自粛等を1都4県*共同で呼びかけ	メ 会
令和2年4月25日 ～5月 6日	大型連休中の外出を抑制するため、「いのちを守る STAY HOME週間」を設定し、4知事によるコメントやビデオメッセージを公表するなど、共同キャンペーンを実施	メ
令和2年5月19日	1都3県のみ緊急事態宣言が継続する中、感染の再拡大が起こらないよう呼びかけ	メ 会
令和2年5月22日	全国の感染者数が減少傾向の中、次の感染の波に備え、国際空港及び国際港湾を擁する1都3県から国に対し、水際対策の徹底・強化や入国者の行動追跡の実施等を要望	要
日付	第Ⅱ期における取組	
令和2年 7月10日	直近の新規感染者数の増加を受け、「新しい日常」の習慣を実践するよう呼びかけ	メ 会
令和2年 7月17日	会食等が感染拡大のきっかけとなるため、飲食店へのガイドライン徹底等を呼びかけ	メ 会
令和2年 9月25日	“Go To トラベル”の対象に東京が加わることを前に、感染拡大防止と社会経済活動両立のため「新しい旅のエチケット」や各都県のお知らせサービス利用を1都4県*で呼びかけ	メ 会
令和2年 10月16日	国際的な往来の再開が本格化するに当たり、西村大臣と4知事が面会し、 入国管理・検疫体制等水際対策の強化・徹底や入国者への確実な行動追跡の実施等を要望	要

1都3県による共同の取組の経過②

日 付	第Ⅲ期以降における取組	
令和2年12月 8日	全国的に急速に感染が拡大する中、「ひきしめよう」と基本的な行動徹底を呼びかけ	メ
令和2年12月16日	初詣の混雑回避のため、 鉄道事業者・国交省に対し大晦日の終夜運転中止への協力を要請	要
令和2年12月21日	人の移動が多くなる年末年始を前に「穏やかな新年をみんなで迎えるため」呼びかけ	メ 会
令和3年 1月 2日	感染急拡大が続き医療提供体制が逼迫する中、緊急事態宣言発出の検討を大臣に要請	要
令和3年 1月 4日	緊急事態宣言発令を前に、人流抑制のための「緊急事態行動」を共同取組として確認	会
令和3年 1月 7日	人流抑制対策として、 鉄道の終電時刻繰上げの前倒しを鉄道事業者・国交省に要請	要
令和3年 1月10日	緊急事態宣言期間に入り、協力金等の事業者支援や積極的疫学調査の重点化等を要望	要
令和3年 1月12日	緊急事態宣言下で国と一都三県が連携すべく、菅総理と4知事による意見交換を実施	要
令和3年 1月15日	宣言発出後も感染拡大が続く中、外出自粛等を呼びかけ、特措法改正等を国に要望	メ 要 会
令和3年 1月29日	緊急事態宣言の当初の期限である2/7が迫る中、今後の共同取組を宣言。外出自粛やテレワーク推進、会食時の留意点を呼びかけるとともに、財政上の支援等を国に要望	メ 要 会
令和3年 2月 2日	1都3県の行動指針として、感染拡大防止に全力を尽くす旨の共同声明を発出	メ
令和3年 2月 5日	宣言延長決定を受け、主に 若者に“リモ活”を提唱 。「テレワーク集中実施期間」を設定	メ 要 会
令和3年 2月23日	3/7までの宣言期間中に感染拡大を抑えるべく、対策のトコトン徹底を呼びかけ	メ 会
令和3年 3月 5日	緊急事態宣言の延長を受け、感染防止対策をトコトンやりきるよう呼びかけ	メ 会
令和3年 3月 8日	緊急事態宣言の延長を受け、リバウンド対策・変異株対応・ワクチン接種等に関し国に要望	要
令和3年 3月18日	宣言解除後から3/31までの期間における時短要請等を共同で取り組むことを確認	メ 要 会

1都3県による共同の取組の経過③

日 付	第Ⅲ期以降における取組（前頁からの続き）	
令和3年 3月24日	4/1-21を「リバウンド防止期間」として共同で取り組むことを確認	メ 要 会
令和3年 4月16日	全国的に変異株による感染が急拡大する中、徹底した人流抑制に向けて呼びかけ	メ 会
令和3年 4月28日	大型連休を迎えるにあたり、3つの徹底(ステイホーム、飲食時対策、出勤抑制)を呼びかけ	メ 会
令和3年 5月 6日	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長などについて、共同で国に要望	要 会
令和3年 5月21日	GW明けからの人流増加傾向を受け、 身近な感染事例を紹介 し、外出自粛などを呼びかけ	メ 会
令和3年 5月26日	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長などについて、共同で国に要望	要 会
令和3年 6月11日	地方創生臨時交付金の増額などについて、共同で国に要望	要
令和3年 6月21日	まん延防止等重点措置への移行にあたり、酒類提供に関するルールの順守を呼びかけ	メ
令和3年 7月 1日	ワクチン接種の加速化に向け、希望する量のワクチン配分について、共同で国に要望	要
令和3年 7月15日	緊急事態宣言の発令等を受け、地方創生臨時交付金の増額などについて、共同で国に要望	要
令和3年 7月21日	夏休みシーズン を迎えるにあたり、 リスクの高い行動を徹底的に避けることを呼びかけ	メ 会
令和3年 8月 3日	緊急事態宣言の延長を受け、急激に感染拡大している現状を踏まえた対策の徹底を呼びかけ	メ 会
令和3年 9月 8日	緊急事態措置が長期に及ぶ中、地方創生臨時交付金の増額などについて、共同で国に要望	要
令和3年 9月16日	シルバーウィークを迎えるにあたり、気を緩めず「今が踏ん張りどころ」と呼びかけ	メ 会
令和3年 9月26日	緊急事態宣言が解除された場合における 段階的な緩和措置について、基本的対処方針への明記 を共同で国に要望	要
令和3年 9月29日	10/1-24を「 リバウンド防止措置期間 」として 共同で取り組む ことを確認し、コメント発信	会

新型コロナ関連の相談・問い合わせ先一覧①

区分	名称	電話番号	受付時間
新型コロナに関する一般相談窓口	新型コロナコールセンター	☎0570-55-0571 ※聴覚に障害のある方等 FAX番号 03-5388-1396	9時～22時 (土・日・祝日を含む毎日)
発熱した時の相談窓口	東京都発熱相談センター	☎03-5320-4592	24時間 (土・日・祝日を含む毎日)
住まいと仕事を失った時の相談窓口	TOKYOチャレンジネット	☎0120-874-225 ☎0120-874-505(女性専用ダイヤル)	(月・水・金・土) 10時～17時 (火・木) 10時～20時 (日・祝日を除く)
解雇・雇止め等の労働問題に関する相談窓口	緊急労働相談ダイヤル	☎0570-00-6110	(平日) 9時～20時 (土曜) 9時～17時
仕事探しのサポート相談窓口	緊急就職相談ダイヤル	☎03-5213-5013	(平日) 9時～20時 (土曜) 9時～17時
協力金や東京都からの要請等に関する相談窓口	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止 協力金相談センター	☎03-5388-0567	9時から19時まで (土・日・祝日を含む毎日)
経営に関する相談窓口	新型コロナウイルスに関する 中小企業者等特別相談窓口	☎03-3251-7881	(月・水～金) 9時～16時30分 (火) 9時～19時
資金繰り(融資)に関する相談窓口		☎03-5320-4877	9時～17時(土・日・祝日除く)
様々な女性の悩みに関する相談窓口	東京ウィメンズプラザ	☎03-5467-2455	9時～21時
	東京都女性相談センター	☎03-5261-3110(本所) ☎042-522-4232(多摩支所) ☎03-5261-3911(夜間休日緊急の場合)	(平日) 9時～20時 (平日) 9時～16時 上記以外
人権侵害の相談窓口	STOP! コロナ差別	☎03-6722-0118	9時30分～17時30分(土・日・祝日除く)
生きているのがつらいと思った時の相談窓口	こころといのちのほっとライン	☎0570-08-7478	14時～翌朝5時30分
	相談ほっとLINE@東京	「相談ほっとLINE@東京」を友だち登録	15時～21時30分

新型コロナ関連の相談・問い合わせ先一覧②

区分	名称	電話番号	受付時間
コロナで困った外国人の方の 専用相談窓口	東京都多言語相談ナビ (TMC Navi)	☎03-6258-1227	10時～16時（土・日・祝日除く）
コロナ後遺症相談窓口	大塚病院	☎03-3941-3211(代表) ※「コロナ後遺症受診相談窓口」とお申し出 ください。	13時～16時 （土・日・祝日・年末年始除く）
	駒込病院	☎080-5933-4582(相談窓口直通)	9時30分～11時30分 （土・日・祝日・年末年始除く）
	墨東病院	☎03-3633-6151(代表) ※予約制。「コロナ後遺症の相談の申込み」と お伝えください。	9時～12時、13時～16時 （土・日・祝日・年末年始除く）
	多摩総合医療センター	☎042-312-9163(相談窓口直通)	9時～11時 （土・日・祝日・年末年始除く）
	東部地域病院	☎03-5682-5111(代表) ※「コロナ後遺症相談窓口」とお申し出ください。	14時～16時 （土・日・祝日・年末年始除く）
	多摩南部地域病院	☎042-338-5111(代表) ※「コロナ後遺症相談窓口」とお申し出ください。	9時～11時 （土・日・祝日・年末年始除く）
	大久保病院	☎03-5273-7711(代表) ※「コロナ後遺症相談窓口」とお申し出ください。	14時～16時 （土・日・祝日・年末年始除く）
	多摩北部医療センター	☎042-306-3161(相談窓口直通)	9時～11時 （土・日・祝日・年末年始除く）
新型コロナウイルスワクチン 副反応に関する相談窓口	東京都新型コロナウイルスワクチン 副反応相談センター	☎03-6258-5802	24時間（土・日・祝日も対応）



その他様々な相談窓口を設けております。詳しい支援情報は、「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」
(<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>) をご覧ください。

新型コロナウイルス関連の主なデータ掲載ウェブサイト

名称	内容	URL
新型コロナウイルス感染症対策サイト	都内の最新感染動向/最新のモニタリング情報について	https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/
新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト	新型コロナウイルスワクチン接種について	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kanse/n/coronavaccine/index.html
東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ	新型コロナウイルス感染症に関する東京都および国の支援情報について	https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/
新型コロナウイルス感染症モニタリング会議	東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料を掲載	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1013388/index.html
新型コロナウイルス感染症対策本部会議	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議・東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会資料を掲載	https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1013389/index.html
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 東京都ポータルサイト	東京2020大会のコロナ対策の取組結果等を掲載	https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/guide/taikaijitorikumi/index.html

予算上の対応状況

東京都の新型コロナウイルス感染症対策の全体像

	令和元・2年度	令和3年度 (うち 9月補正予算)	累計
I.新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策	1兆4,297億円	3兆3,652億円 (5,624億円)	4兆7,949億円
①感染拡大の収束に向けた取組 (感染拡大防止協力金、感染症対策物資配備支援、ワクチン接種体制の整備など)	8,353億円	2兆7,214億円 (2,386億円)	3兆5,567億円
②医療提供体制等の強化・充実 (空床確保料補助、医療従事者への慰労金、宿泊施設確保など)	5,127億円	6,239億円 (3,165億円)	1兆1,366億円
③区市町村と一体となった対策 (区市町村振興基金積み増し、市町村コロナ対策特別交付金など)	817億円	199億円 (74億円)	1,016億円
II.経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実	1兆 531億円	4,681億円 (130億円)	1兆5,212億円
①経済活動を支えるセーフティネット (中小企業制度融資等、家賃支援、業態転換支援、雇用安定化支援など)	7,836億円	3,213億円 (130億円)	1兆1,049億円
②都民生活を支えるセーフティネット (生活福祉資金貸付事業補助、東京都出産応援事業、東京都生活応援事業など)	2,695億円	1,469億円	4,164億円
III.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組 (新しい生活様式に対応したビジネス展開支援、学校におけるコロナ対策事業の拡充など)	199億円	75億円 (15億円)	275億円
IV.社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組 (テレワーク活用促進緊急支援、学校におけるオンライン学習等の環境整備など)	549億円	198億円 (4億円)	747億円
合 計	2兆5,577億円	3兆8,607億円 (5,773億円)	6兆4,183億円

※金額は、令和元年度以降の当初・補正予算及び予備費等を含む総額であり、令和3年10月13日現在の数値である。
また、会計間の重複を含む。

- ✓ 当初予算では、東京の総力を挙げた感染症対策や、困難に直面している方々に寄り添った緊急雇用対策、感染防止と経済活動の両立を図るための多面的な対策などを事業化
- ✓ 更に、医療提供体制の強化や営業時間短縮要請などの必要な取組については、感染状況を見極めながら、迅速に対応

I.新型コロナウイルスの感染再拡大を阻止する対策 3兆3,652億円

① 感染拡大の収束に向けた取組 2兆7,214億円

事業名	概要	予算額
ワクチン接種体制に係る体制整備や区市町村との連携強化を推進		
大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業	・ 新型コロナウイルスワクチン接種のスピードをさらに加速させるため、区市町村が主体となって進めている一般住民向けのワクチン接種とあわせて、都が主体となって集団接種を行う大規模会場を都内複数箇所に設置し、ワクチン接種を実施	185億円
新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業	・ 高齢者を対象としたワクチン接種について、地域の診療所等が、通常の診療に代わりワクチン接種に専念する際に協力金を支給し、全ての区市町村での7月末までの接種完了を目指す	207億円
新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備	・ ワクチン接種後の副反応に係る専門的な相談体制を確保するため、都民からの電話相談に対応する「東京都新型コロナウイルスワクチン相談センター」を運営 ・ 接種医等からの相談に対応する専門的医療機関を確保するほか、国から配布される超低温冷凍庫の保管及び配送など、接種体制を整備	10億円
新型コロナウイルスワクチン接種促進キャンペーン事業	・ 若年層の方のワクチン接種を後押しするため、各種広報を集中的に実施するとともに、ワクチン接種記録を読み込めるアプリを活用した取組等を展開	都単独 10億円
医療従事者等への新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備	・ 医療従事者等への円滑なワクチン接種に向け、ワクチンの在庫管理や分配・梱包業務等を行う接種医療機関に謝金を交付するなど、体制確保を支援	8億円
新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進	・ 東京都医学総合研究所において、現在流行している新型コロナウイルスを含め、新たなコロナウイルスに対応可能なワクチン開発研究を推進	都単独 1億円
新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備（9月補正分）	・ ワクチン接種後の副反応に係る医学的知見が必要となる専門的な相談体制を確保するため、都民からの電話相談に対応する「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を運営するとともに、接種医等からの相談に対応する専門的医療機関を確保するために必要な経費を計上	11億円

① 感染拡大の収束に向けた取組

事業名	概要	予算額
ワクチン接種体制に係る体制整備や区市町村との連携強化を推進		
新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業（9月補正分）	新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、中小企業や大学等が実施する職域接種を支援	5億円
新型コロナウイルスワクチンに係る抗体保有に関する研究（9月補正分）	新型コロナウイルスワクチン接種後の抗体価の保有状況について、東京都医学総合研究所等において研究を実施	都単独 30百万円
相談体制の拡充		
相談体制の確保（コールセンター・受診相談窓口）	新型コロナに係る相談体制を確保するため、「新型コロナコールセンター」を継続して設置するとともに、「東京都発熱相談センター」において、外国人への対応として多言語通訳を実施	16億円
相談体制の確保（コールセンター・受診相談窓口）（9月補正分）	- 新型コロナウイルス感染症に関する様々な相談に広く対応する「新型コロナコールセンター」及び発熱等の症状がある方や接触確認アプリ「COCOA」の通知を受けた方からの相談に対応する「東京都発熱相談センター」を引き続き設置するとともに、「東京都発熱相談センター」については回線数を増強するなど体制を強化 - コールセンター：最大46回線、発熱相談センター：最大100回線、補助率：10/10	16億円
検査体制の拡充		
高齢者・障害者支援施設等への集中的検査の実施	- 重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用する施設の職員等を対象として集中的・定期的にPCR検査を実施 - 感染が拡大した場合にリスクの高い患者が多く入院する病院の職員（296病院・約7万人）を対象として4～6月の間、抗原検査を週1回を目安に実施	都単独 138億円
戦略的検査強化事業	感染者が確認された場合、クラスター化等が懸念される集団に対し、感染者の早期探知により、感染拡大を早期に防止するため、集中的・定期的にPCR検査を実施	都単独 39億円
戦略的検査強化事業（9月補正分）	感染者が確認された場合、クラスター化等が懸念される集団への集中的・定期的なPCR検査の実施及び感染動向に応じた比較的感染リスクの高い人流のある場所・交通結節点等での検査実施により、感染者を早期に探知し感染拡大を防止	都単独 30億円

① 感染拡大の収束に向けた取組

事業名	概要	予算額
検査体制の拡充		
都立学校におけるPCR検査の実施 区市町村立学校におけるPCR検査の実施 私立学校におけるPCR検査の実施 保育所等におけるPCR検査の実施 (9月補正分)	①都立、②区市町村立、③私立学校及び④保育所等において、児童・生徒等の感染が判明した際に、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、感染拡大を未然に防止するため、保健所に先行してPCR検査を実施	都単独 ①3億円 ②8億円 ③5億円 ④13億円
高齢者・障害者支援施設等への集中的検査の実施(9月補正分)	重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用する施設の職員等を対象として集中的・定期的にPCR検査を実施	都単独 5億円
感染拡大防止に向けたその他の取組		
飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給	- 都内の飲食店等に対して、リバウンド防止期間、重点措置期間及び緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として感染拡大防止協力金を支給 - 協力金の申請には、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要	1兆9,909億円
「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金」の支給	都内の飲食店以外の大規模施設に対して、緊急事態措置期間中やまん延防止等重点措置期間中に休業や営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金」を支給	3,711億円
「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」の支給	都内の飲食店以外の中小規模施設等に対して、緊急事態措置期間中の休業の協力を依頼することなどに伴い、全面的に協力頂いた中小企業等の事業所などを対象として「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」を支給	都単独 444億円
中小企業等による感染症対策助成事業	コロナ対策リーダーを置く飲食店など、都内中小企業・グループ等を対象に、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を助成	都単独 113億円
感染防護具の備蓄	新型コロナへの対応として、9月末までの間に配布が見込まれる個人防護具(ガウン・ワンピース)106万着や手袋766万双、キャップ203万個を確保	15億円

① 感染拡大の収束に向けた取組

事業名	概要	予算額
感染拡大防止に向けたその他の取組		
飲食店等に対する徹底点検・サポート	都内飲食店等の感染防止対策に係る徹底的な点検や支援の取組を、重点措置の実施に合わせて短期集中的に実施	都単独 11億円
郵送によるシルバーパス一斉更新	コロナ禍において更新を希望する高齢者の心理的不安や手続きの周知期間等を考慮し、手続きに混乱が生じないように、郵送方式による一斉更新を実施	都単独 5億円
休業要請等対象施設に対する状況調査	都内の飲食店等に対して緊急事態措置期間中の休業等や重点措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、取組状況について把握するため、営業状況等の調査を実施	都単独 3億円
飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給（9月補正分）	- 都内の飲食店等に対して、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として感染拡大防止協力金を支給（10月1日から10月24日までの分） - 協力金の申請には、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要	2,283億円
中小企業等による感染症対策助成事業（9月補正分）	コロナ対策リーダーを置く飲食店など、都内中小企業・グループ等を対象に、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を助成	都単独 4億円
感染防護具の保管・配送（9月補正分）	都において新型コロナウイルス感染症への対応として個人防護具を確保するとともに、新型コロナ外来・入院患者受入病院等に対して都の備蓄品を配送	2億円

②医療提供体制等の強化・充実

6,239億円

事業名	概要	予算額
東京iCDCを核とした効果的・機動的な感染症対策		
東京iCDC専門家ボードにおける調査・研究	感染症対策全般について提言を行う専門家ボードを設置し、調査・研究を実施	都単独 3億円
東京iCDCの活動に資する情報基盤の整備	新型コロナウイルス感染症関連データを集約・蓄積し、より高度な分析を実施	都単独 50百万円
東京iCDCの感染症対策に向けた調査	これまでの新型コロナウイルス感染症対策について、データ収集・分析を行うとともに、今後の感染症対策に活かしていくための必要な調査を実施	都単独 30百万円
検査体制の拡充		
P C R 検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	- 新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等において実施するP C R 検査等について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担 - 保険適用分の自己負担分を国と都が負担（補助率：1/2）	124億円
検査体制の強化	東京都健康安全研究センターにおける新型コロナウイルス検査に係る検査試薬の購入経費等を計上	11億円
P C R 検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担（9月補正分）	新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等において実施するP C R 検査等について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担	86億円
検査体制の強化（9月補正分）	東京都健康安全研究センターにおける新型コロナウイルス検査に係る検査試薬の購入経費等を計上	2億円
医療提供体制の整備		
患者受入に向けた空床確保料の補助	- 入院治療が必要な患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して空床確保料を補助し、必要な病床数を確保 - 空床確保料（千円）：ICU436、HCU211、一般74 - 補助率：10/10（財源は全額国庫）	1,857億円
宿泊施設活用事業	- 無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の療養環境を確保するため、ホテル等の宿泊施設を活用するとともに、健康管理に必要な体温計やパルスオキシメーター等の備品を整備 - 無症状・軽症患者受入ホテルの借上げ及び搬送・食事・医療スタッフ人件費等 - 補助率：10/10（財源は全額国庫）	454億円

②医療提供体制等の強化・充実

事業名	概要	予算額
医療提供体制の整備		
民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保	- 新型コロナウイルス感染症患者の受入れや感染の疑いのある患者の一時受入れを行う医療機関を支援するとともに、重症患者を受け入れている医療機関には受入謝金を加算するなど、必要な経費を計上 - 陽性患者・疑い患者を受け入れる医療機関への謝金、患者移送・搬送に係る費用	202億円
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援	新型コロナウイルス感染症患者への診療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関を支援（単価／日：5,000円） 補助率：10/10	都単独 60億円
診療体制の確保支援	- 外来診療体制及び検査体制を確保するため、医療機関が設置する新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の運営に係る経費及び地区医師会等が設置する地域外来・検査センターの運営に係る経費を支援 - 新型コロナ外来及びPCRセンターの運営経費補助	都単独 43億円
酸素ステーションの設置	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者で、自ら救急搬送を要請した者のうち、軽症と判断された者を受け入れ、酸素投与などを実施する施設等を設置	40億円
自宅療養の適切な実施に向けた支援	- 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する適切かつ効率的な健康観察と生活面での支援を引き続き実施するため、療養中の悩み等についてよりアクセスしやすい相談受付体制を整備するとともに、保健所との連携体制の確保や、食料品等の配送、パルスオキシメーターの貸与等に係る経費を支援 - 補助率：10/10	38億円
都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給	新型コロナウイルス感染症患者への診療に携わる都立病院の医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給（1人1日5,000円）	都単独 35億円
ゴールデンウィークにおける診療・検査体制の確保支援事業	ゴールデンウィークに新型コロナウイルス感染症の診療・検査を実施する都内の診療・検査医療機関及びそれらの機関と連携し開所する調剤薬局を支援	都単独 31億円
新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営	都立多摩総合医療センターの病棟（旧都立府中療育センター）として運営する新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営等に係る経費を計上	25億円
新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備	- 高度な医療提供体制の整備や院内感染防止のため、患者専用の病院や病棟を設定する都内の医療機関（重点医療機関）等に対し、設備整備に必要な経費を支援 - 設備整備の対象経費：超音波画像診断装置、血液浄化装置、CT撮影装置等 - 補助率：10/10	18億円

②医療提供体制等の強化・充実

事業名	概要	予算額
医療提供体制の整備		
ゴールデンウィークにおける入院医療体制の確保支援事業	医療機関における人員体制の確保が困難となるゴールデンウィークに、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れる医療機関を支援	都単独 15億円
新型コロナウイルス感染症緊急対応資金融資利子補給	新型コロナウイルス感染症の流行により減収等の影響を受けた医療機関へ融資を実施する金融機関に対し利子補給を実施	都単独 12億円
救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策への支援	- 都内の救急・周産期・小児医療機関において、院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援（補助率10/10） - 対象経費：簡易陰圧装置、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機、個人防護具、消毒等	7億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担	感染症法に基づき、当該患者が感染症指定医療機関で受ける医療に要する費用について、公費負担経費等を計上	7億円
新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の東京ルールへの運用	- 疑い救急患者の円滑な受入れに向け、患者を積極的に受け入れる新型コロナ疑い救急医療機関及び患者を必ず受け入れる新型コロナ疑い地域救急医療センターに対して、受入謝金を交付するとともに、担当医師の確保に要する経費を支援 【対象】 - 受入謝金：新型コロナ疑い地域救急医療センター、新型コロナ疑い救急医療機関：106か所 - 担当医師確保料：新型コロナ疑い地域救急医療センター：30か所	都単独 3億円
新型コロナウイルス感染症入院医療確保のための後方支援病床確保事業	- 新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者を受け入れる後方支援病床を確保し、重症・中等症患者等に対する医療提供体制を確保するため、転院先の医療機関への受入謝金に係る経費を計上 - 転院1人あたり180千円	都単独 3億円
宿泊療養施設への入所調整	- 保健所が担う宿泊療養施設への入所調整に係る業務の一部（基礎疾患やアレルギー情報等の聴取など）について、都が人材派遣を活用しながら、継続して適切に実施できる体制を確保 - 入所判定の外部委託の継続及び入所調整への人材派遣活用 - 補助率：10/10	3億円

②医療提供体制等の強化・充実

事業名	概要	予算額
医療提供体制の整備		
医療従事者への宿泊先確保支援	新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わる医師・看護師等の深夜に及ぶ勤務時の宿泊等のため、医療機関がホテル等を借上げる場合の費用（1人13,100円/日）を支援（補助率：10/10）	2億円
新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業	- 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後等に助産師・保健師等が電話や訪問等による寄り添い支援を実施するほか、希望する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査実施に係る費用を補助 - 寄り添い型支援及びPCR等検査受診費用補助（単価2万円・1回を限度）の継続	1億円
退院基準を満たしたコロナ患者等の転院搬送支援	新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者の転院搬送を支援するため、医療機関に対し、対象患者の後方支援病院への搬送に係る経費を補助	1億円
都立・公社病院の酸素ステーション設置に要する医療機器の整備	新型コロナウイルス感染症患者の重症化を防ぐため、患者を受入れ、酸素投与等を行う酸素ステーションを設置する公社病院に対して、必要な医療機器整備に要する経費を補助	都単独 44百万円
患者受入に向けた空床確保料の補助（9月補正分）	入院治療が必要な患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して空床確保料を補助し、必要な病床数を確保	1,918億円
宿泊施設活用事業（9月補正分）	ホテル等の宿泊施設を活用し、軽症等の新型コロナウイルス感染症患者に対して、看護体制の拡充を図るなど医療体制を一層強化した上で、健康管理や酸素投与、抗体カクテル療法等を実施するための療養環境を確保	373億円
自宅療養の適切な実施に向けた支援（9月補正分）	- 保健所等との連携体制を確保し、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する適切かつ効率的な健康観察と生活面での支援を実施するとともに、自宅療養者が安心して療養生活を送れる体制を構築 - 自宅療養者に対してアプリによる健康管理や食料品の配送等を引き続き実施し、「自宅療養支援フォローアップセンター」の回線数を増強 - 地域の医師、訪問看護師等による医療支援を引き続き実施し、助産師を活用した妊産婦の健康観察の実施や医師の診療と連携した薬局の調剤体制を確保	195億円

②医療提供体制等の強化・充実

事業名	概要	予算額
医療提供体制の整備		
民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保（9月補正分）	新型コロナウイルス感染症患者の受入れや感染の疑いのある患者の一時受入れを行う医療機関を支援するとともに、重症患者を受け入れている医療機関には受入謝金を加算するなど、必要な経費を計上	184億円
酸素・医療提供ステーション（施設型）の設置・運営（9月補正分）	軽症患者等を受け入れ、酸素投与や抗体カクテル療法等を実施する施設型の酸素・医療提供ステーションについて、施設数を拡大した上で、引き続き運営	98億円
新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備（9月補正分）	高度な医療提供体制の確保のため、患者専用の病院や病棟を設定する都内の医療機関（重点医療機関）等に対し、引き続き設備整備に必要な経費を支援するとともに、新たな設備を対象に加えるなど支援内容を充実	82億円
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援（9月補正分）	新型コロナウイルス感染症患者への診療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関を支援	都単独 42億円
抗体カクテル療法を受ける患者の搬送（9月補正分）	抗体カクテル療法の対象となる患者を早期・確実に治療につなげていくため、治療を実施している医療機関への患者搬送を実施	31億円
診療体制の確保支援（9月補正分）	外来診療体制及び検査体制を確保するため、医療機関が設置する新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の運営に係る経費及び地区医師会等が設置する地域外来・検査センターの運営に係る経費を支援	都単独 27億円
重点医療機関等医療チーム派遣支援事業（9月補正分）	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等が迅速に医療提供体制を確保できるよう、医療チームを派遣する医療機関を支援	25億円
新たな臨時の医療施設の確保（9月補正分）	様々な症状の患者からの医療ニーズに対応するため、新たな臨時の医療施設を整備	23億円
新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営（9月補正分）	都立多摩総合医療センターの病棟（旧都立府中療育センター）として運営する新型コロナウイルス感染症専用医療施設の運営等に係る経費を計上	16億円
都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給（9月補正分）	新型コロナウイルス感染症患者への診療に携わる都立病院の職員に対し、特殊勤務手当を支給する経費を計上	10億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担（9月補正分）	感染症法に基づき、勧告又は措置があった患者等が感染症指定医療機関等で受ける医療に要する費用について、公費負担経費等を計上	8億円

②医療提供体制等の強化・充実

事業名	概要	予算額
医療提供体制の整備		
ＴＯＫＹＯ入院待機ステーションの運営（９月補正分）	入院治療が必要にもかかわらず入院待機となった患者を一時的に受け入れる施設を確保し、酸素投与や投薬治療が可能な医療機能を強化した宿泊療養施設を運営	7億円
新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の東京ルール運用（９月補正分）	新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の円滑な受入れに向け、患者を積極的に受け入れる新型コロナ疑い救急医療機関及び患者を必ず受け入れる新型コロナ疑い地域救急医療センターに対して、受入謝金を交付するとともに、担当医師の確保に要する経費を支援	都単独 5億円
救急・周産期・小児医療機関の感染拡大防止対策への支援（９月補正分）	都内の救急・周産期・小児医療機関において、院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援	5億円
新型コロナウイルス感染症入院医療確保のための後方支援病床確保事業（９月補正分）	新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者を受け入れる後方支援病床を確保し、重症・中等症患者等に対する医療提供体制を確保するため、転院先の医療機関への受入謝金に係る経費を計上	都単独 4億円
オンライン診療システムを活用した自宅療養者支援（９月補正分）	医師会の協力のもと、オンライン・電話診療が可能な医師が参画し、都内全域の自宅療養者を対象として、ビデオ通話システムを活用した遠隔診療を実施	2億円
新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業（９月補正分）	新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後等に助産師・保健師等が電話や訪問等による寄り添い支援を実施するほか、希望する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査実施に係る費用を補助	1億円
医療従事者への宿泊先確保支援（９月補正分）	新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わる医師・看護師等の深夜に及ぶ勤務時の宿泊等のため、医療機関がホテル等を借り上げる場合の費用を支援	37百万円
宿泊療養施設への入所調整（９月補正分）	保健所が担う宿泊療養施設への入所調整に係る業務の一部（基礎疾患やアレルギー情報等の聴取など）について、都が人材派遣を活用しながら、継続して適切に実施できる体制を確保	34百万円
退院基準を満たしたコロナ患者等の転院搬送支援（９月補正分）	新型コロナウイルス感染症による入院加療後、回復期にある患者の転院搬送を支援するため、医療機関に対し、対象患者の後方支援病院への搬送に係る経費を補助	14百万円

②医療提供体制等の強化・充実

事業名	概要	予算額
保健所機能の強化		
都保健所における即応体制の整備 保健所支援体制の強化	- 保健所による健康相談等の電話対応等について、人材派遣を活用することで、効率的な業務遂行や職員の健全な勤務環境を確保 - 東京都保健所支援拠点において、会計年度任用職員を活用し、積極的疫学調査やPCR検査等を担う体制を引き続き確保するとともに、保健所による業務の一部を都が外部への委託やシステム化することにより、保健所業務の負担を軽減	28億円
都保健所における即応体制の整備 保健所支援体制の強化 (9月補正分)	- 保健所による健康相談等の電話対応等について、人材派遣を活用することで、効率的な業務遂行や職員の健全な勤務環境を確保 - 東京都保健所支援拠点において、会計年度任用職員を活用し、積極的疫学調査やPCR検査等を担う体制を確保するとともに、保健所業務の一部の外部委託化など支援を充実し、保健所業務の負担を軽減	20億円
感染拡大防止に向けたその他の取組		
高齢者・障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業	- 感染者が発生した場合に影響が大きい特別養護老人ホームや障害者支援施設等を対象として、スクリーニングを含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援 - 施設の規模に応じて都独自で費用を補助	都単独 20億円
介護、障害、児童養護施設等における感染症対策への支援	新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら必要なサービスを継続的に提供するため、介護、障害、児童養護施設等に対し、環境整備や感染症対策の取組徹底による業務量の増加への対応経費等を支援	18億円
在宅要介護者等の受入体制整備事業	在宅で介護する者等が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、要介護者等が緊急一時的に利用できる施設等に支援員等を配置するなど、受入体制を整備する区市町村を支援	5億円

③区市町村と一体となった対策

199億円

事業名	概要	予算額
区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業	都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、当該自治体が地域の実情に応じて集中的に実施する、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組（集中的なPCR検査実施、保健所の運営体制強化、独自に実施する感染拡大防止対策など）を支援	都単独 50億円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（特別区分）	新型コロナウイルスの感染拡大の防止や地域経済や住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図るための臨時交付金（特別区分）を計上	63億円
新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援事業	- 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用する区市町村に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上 - 補助率10/10	9億円
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助	国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用する区市町村に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上	3億円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（特別区分） （9月補正分）	緊急事態宣言等の長期化により、経済活動への影響が生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や区市町村が地域の実情に応じて、支援の取組を着実に実施できるよう交付された臨時交付金（事業者支援分）のうち、特別区分を計上	42億円
新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援事業 （9月補正分）	国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用する区市町村に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上	22億円
区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業 （9月補正分）	都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、当該自治体が地域の実情に応じて集中的に実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組に係る経費を支援	都単独 10億円

Ⅱ.経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化・充実

4,681億円

① 経済活動を支えるセーフティネット

3,213億円

事業名	概要	予算額
資金繰り対策		
中小企業制度融資等	- 信用補完制度のもと、中小企業の金融円滑化のための各種融資メニューを設けるとともに、金融機関への預託を通じ、中小企業の資金使途に応じて低利な資金を供給し、融資に係る信用保証料を補助 - 融資目標額：2.2兆円うち新型コロナウイルス感染症対応融資分1兆円、コロナ対応事業転換等支援融資分100億円 - 預託金：1,161億円、信用保証料補助：211億円、利子補給：828億円	都単独 2,200億円
就労支援・職業訓練等		
雇用創出・安定化支援事業	労働者派遣のスキームを活用し、派遣社員として働きながら、ITや介護福祉等の複数の業種や職種を経験し、適職を探しながら正社員としての就職を目指すトライアル就業者を支援	都単独 41億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策雇用環境整備促進事業	- 雇用調整助成金等の支給決定を受けた都内中小企業を対象に、非常時の勤務体制づくりや特別休暇制度の整備等の取組に対し、奨励金を支給 - 規模：7,700件 支給額：10万円	都単独 11億円
雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進事業	コロナ禍による雇用環境の深刻化に対応するため、雇用創出・安定化支援事業により採用した労働者が安心して働き続けられる労働環境の整備を行った企業に助成金を支給し、安定雇用を促進	都単独 6億円
就職氷河期世代雇用安定化支援事業	就職氷河期世代の求職者を正社員として採用し、職場定着に取り組む中小企業に対して助成金を支給し、安定雇用を促進	3億円
早期再就職緊急支援事業	キャリアカウンセリング、セミナー、就職面接会を短期集中プログラムとして1日で実施	都単独 3億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る短期間・短時間委託訓練	新型コロナウイルス感染症の影響により不安定な就労状態にある在職者を主な対象として、職業能力を向上させ、ステップアップに結び付けられるよう、短期間・短時間の委託訓練を新たに実施	1億円

① 経済活動を支えるセーフティネット

事業名	概要	予算額
事業活動等に対する支援		
東京都中小企業者等月次支援給付金	緊急事態措置等に伴う、飲食店の休業や営業時間の短縮等の影響により売上高が減少した都内中小企業者等を対象に、国が給付する月次支援金に対して都独自に支援金額を加算するとともに、月次支援金の支給対象外となる事業者の一部まで対象事業者を拡大	755億円
飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、業態転換に取り組む都内飲食事業者を支援するため、宅配やテイクアウトサービス等を新たに開始する際の初期費用等を助成	都単独 16億円
島しょ地域における定期航路・航空路補助事業等	定期航路・航空路の運航事業者に対する補助について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う欠損額の拡大が継続しているため、補助を実施	都単独 14億円
一時支援金等受給者向け緊急支援事業	一時支援金を受給した都内中小企業等に対して、直面する課題を解決し、経営の改善等を図るため、専門家派遣や販路拡大助成、新事業展開等の支援を実施	都単独 10億円
芸術文化活動の幅広い支援	文化の灯を絶やさないため、コロナ禍で厳しい状況下にあるアーティスト等を支援	都単独 10億円
島しょ地域における貨物運賃補助事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う島内生産者への影響を軽減し、島民生活の安定を図るため、農漁業生産物及び関連物資の輸送費に対する補助を実施	都単独 62百万円
東京都中小企業者等月次支援給付金（9月補正）	飲食店の営業時間短縮等の影響により売上高が減少した都内中小企業者等を対象に、国が給付する月次支援金に対して都独自に加算等を行ってきた月次支援給付金について、対象期間を10月まで延長	103億円
一時支援金等受給者向け緊急支援事業（9月補正分）	一時支援金等を受給した都内中小企業等に対して、直面する課題を解決し、経営の改善等を図るため、専門家派遣や販路拡大助成、新事業展開等の支援を実施	都単独 24億円
成長産業分野キャリア形成支援事業（9月補正分）	経済活動の再開に向けて雇用の安定化を図るとともに、非正規労働者等の再就職やキャリア形成により成長産業分野への人材シフトを促進するため、eラーニング等による新たな資格やデジタルスキルの取得支援及び職業紹介等の就職支援を一体的に実施	都単独 2億円

② 都民生活を支えるセーフティネット

1,469億円

事業名	概要	予算額
事業活動等に対する支援		
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業（9月補正分）	コロナ禍が長期化する中、若手技術者が不足している中小企業の中核人材確保を支援するため、奨学金を利用している大学生等が中小企業に就職し、継続勤務した場合、奨学金返還をサポートする中小企業の取組を支援	都単独 50百万円
都民生活に対する支援		
東京都出産応援事業 ～コロナに負けない！～	- コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供を通じて、経済的負担の軽減を図るとともに、あわせて具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策へ反映 - 対象者：令和3年1月1日～令和5年3月31日に出生した子供を持つ家庭 - 配布内容：子供一人当たり10万円分	都単独 126億円
東京都生活応援事業 ～コロナに負けない！～	新しい日常における「生活応援」を図るとともに、デジタルの力を活用した地域経済の活性化に向け、キャッシュレスによるポイント還元などの取組を行う区市町村を支援	都単独 125億円
自殺防止対策の推進	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う失業や休業等による自殺を未然に防止するため、「東京都自殺相談ダイヤル」や「相談ほっとLINE@東京」により相談対応を実施	3億円
働く方などへの支援		
生活福祉資金貸付事業補助	新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、一時的な資金需要に対応する特例貸付（緊急小口・総合支援資金）について、当面必要となる原資を追加で計上	1,182億円
住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業	住居喪失不安定就労者や離職者等に対し、生活相談、居住相談、就労支援及び介護資格取得支援等を実施し、安定した居住、生活の確保を図る	22億円
中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症対策）	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い融資が必要となった中小企業の従業員（非正規雇用の方を含む）に対して、実質無利子の融資を引き続き実施	都単独 7億円
オンライン就職支援事業	感染拡大の影響を踏まえ、学生や求職者の就職活動を支援するため、キャリアカウンセラーによる就職の相談、セミナー、企業説明会等をオンラインで実施	都単独 3億円
ひとり親に対する支援体制の充実	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活の不安や失業等による住居喪失などの悩みを抱えるひとり親を支援するため、「ひとり親家庭支援センター」や「TOKYOチャレンジネット」の支援体制を拡充	都単独 97百万円

Ⅲ.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組			75億円
事業名	概要		予算額
子供や高齢者の生活に関する支援			
都立学校における新型コロナウイルス感染症対策事業	都立学校における新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液等の物品購入、エアロゾル感染対策等を実施		19億円
新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業 ～コロナに負けない！～	感染症対策を講じて集合方式で行う通いの場等の活動や、オンラインツールを活用して行う介護予防・フレイル予防活動に取り組む区市町村を支援	都単独	4億円
私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策事業	- 私立幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品等の購入経費など、感染症対策の取組徹底に必要な経費を補助 - 規模：791園		4億円
区市町村立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策事業	- 区市町村立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として、保健衛生用品の購入など、感染症対策の徹底に必要な経費を補助 - 規模：154園		79百万円
事業活動との両立に向けた支援			
宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業	都内宿泊施設が非接触型サービスの導入や施設整備等の新型コロナウイルス感染症の感染対策を行う際の経費を補助		19億円
文化事業の推進 (コロナ感染症対策事業)	都立文化施設における新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液等の保健衛生用品等の購入経費に加え、感染症対策の取組徹底による清掃、検温のスタッフ人件費等	都単独	2億円
新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた自主点検等支援	「感染防止徹底宣言ステッカー」の実効性を確保するため、業界団体が自主的に行う事業者の感染拡大防止対策の点検及び普及等事業を支援 - 感染防止対策の自主点検に係る経費を補助（上限1,300万円） - ステッカーの普及・専門家の派遣等に係る経費を補助（上限300万円）	都単独	2億円
観光事業者のオンラインツアー造成支援事業	旅行業者などによるVR等の新技術等を使ったオンラインツアーの造成を支援	都単独	2億円

Ⅲ.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組

事業名	概要	予算額
事業活動との両立に向けた支援		
飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（9月補正分）	今後の行動制限緩和を見据え、本格稼働の再開を検討する都内飲食事業者に対して、専門家派遣を実施するとともに、専門家による助言等に基づく収益増加や経営基盤強化につながる取組を支援	都単独 6億円
旅行業者等向け経営活力向上緊急支援事業（9月補正分）	旅行需要の回復を見据え、旅行業者及び観光バス事業者が行う効率化やサービス向上に向けた取組を後押しするため、専門家派遣を実施するとともに、業務のデジタル化など経営活力向上に資する経費を支援	都単独 3億円
テイクアウト専門店出店支援（9月補正分）	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等の影響で困窮する都内飲食事業者等（調理・加工した飲食料品を提供する事業者）に対して、A T M跡地などを活用したテイクアウト専門店を新たに出店する際の経費の一部を助成	都単独 2億円
宿泊施設魅力向上緊急支援事業（9月補正分）	旅行需要の回復を見据え、中小企業者が営むホテル・旅館が行う取組を後押しするため、経営戦略策定のための専門家派遣を実施するとともに、経営戦略の実行やマイクロツーリズム等のプランづくりなどを支援	都単独 1億円
ホストシティ東京の海外への魅力発信（9月補正分）	今後のインバウンド回復につなげていくため、オリンピック等へのインタビューを交えた映像を制作し、オンラインで配信するなど、大会開催を通じ外国人目線で感じた東京の魅力などを海外へ発信	都単独 50百万円
人流抑制に向けた対策		
宿泊施設テレワーク利用促進事業	宿泊施設がテレワークの利用環境を整備する経費への助成することで、宿泊施設の新たなビジネス展開をより一層支援するとともに、「新しい日常」における事業者の働き方改革を促進	都単独 2億円
小規模テレワークコーナー設置促進事業	テレワークの実施を一層定着させるため、地域の経済団体や中小企業の店舗等に小規模テレワークコーナーを設置する経費を補助	都単独 2億円
多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供	テレワークを一層推進し、都心への人流を抑制するため、多摩地域の宿泊施設を活用し、希望者にサテライトオフィスとして安価に提供	都単独 1億円
小規模テレワークコーナー設置促進事業（9月補正分）	テレワークの実施を一層定着させるため、都内中小企業の店舗等に小規模テレワークコーナーを設置する経費を補助	都単独 66百万円

Ⅲ.感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組

事業名	概要	予算額
人流抑制に向けた対策		
区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供 （9月補正分）	テレワークを一層推進し、都心への人流を抑制するため、多摩地域に加えて新たに区部の宿泊施設を活用し、希望者にサテライトオフィスとして安価に提供	都単独 63百万円
多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供 （9月補正分）	テレワークを一層推進し、都心への人流を抑制するため、多摩地域の宿泊施設を活用し、希望者にサテライトオフィスとして安価に提供	都単独 53百万円

IV.社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

198億円

事業名	概要	予算額
T O K Y Oスマート・スクール・プロジェクト	コロナ禍におけるデジタル教育環境の状況変化を踏まえ、Society5.0を見据えて教員の経験知とテクノロジーをベストミックスし、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進	132億円
テレワーク定着トライアル緊急支援事業	- テレワーク定着トライアル期間中（5月12日～9月30日）に「週3日・社員7割以上」のテレワークを3か月以上実施する中小企業を「テレワーク・マスター企業」に認定し、定額の奨励金を支給 - 目標：10,000社	都単独 50億円
デジタル人材育成支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響等により失業中の若者などに対し、民間事業者のノウハウを活用して、IT関連のスキルを付与する職業訓練と、きめ細かい再就職支援を一体的に行う取組を実施 規模：400人	都単独 6億円
中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業	中小企業のサイバーセキュリティ対策の向上を図るため、セキュリティ機器の試行導入やインシデント対応をはじめとした技術相談、セキュリティ診断などの支援や情報発信を実施	都単独 2億円
デジタルトランスフォーメーション推進に係るスタートアップ実証実験促進事業	革新的な発想を持つスタートアップ企業によるイノベーションの創出を促し、危機をチャンスに転換し、社会変革を加速させていくため、デジタルトランスフォーメーション分野の活用による新たなビジネスモデルの実証に挑戦する企業を支援し、実証事例を発信	都単独 1億円
躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（9月補正分）	コロナ後を見据えた都内中小企業のデジタルトランスフォーメーションの更なる推進に向け、生産性と付加価値の向上、新たなビジネス展開などを目指す際に必要となる最新機械設備等の導入経費に係る助成のうち、デジタルトランスフォーメーションの推進に資する設備等の導入を対象とした助成を拡充	都単独 4億円

「第 64 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 10 月 21 日(木) 17 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、ただ今より、第 64 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

次第については、それぞれお手元の画面のとおりです。

次、まず、現在の状況です。世界におきましては、全体で、2 億 4,000 万の方々が感染をされ、約 500 万人の方が亡くなられている、という状況にあります。

次、国内の発生状況になります。約 171 万人の方が感染をされ、約 1 万 8,000 人の方が亡くなっている状況です。

次、都内の発生状況になります。

これまで累計で、37 万 7,305 人の方が感染をされています。そのうち退院等、回復をされた方が 37 万 3516 人という状況です。入院については 280 人、亡くなられた方の累計は 3,113 人になります。

次、直近の国の動きになります。

10 月 15 日、第 79 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされました。

その右、直近の都の動きです。

都では、9 月 28 日、第 63 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催をいたしました。

次、直近の都の対応になります。

東京都におけるリバウンド防止措置の実施、令和 3 年 10 月 1 日零時から 10 月 24 日までで実施をしているところです。

次、続きまして、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。

政策企画局ですが、9 月 29 日、1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同取組を実施をいたしました。

その下、総務局の欄です。

10 月 13 日に、都内で開催される大規模イベントに係るワクチン・検査パッケージの技術実証に、都として同意をいたしました。

次、生活文化局の欄です。

広報東京都 10 月号で、抗体カクテル療法の取り組み、医療提供体制の確保、感染症の影響を受けた方への支援、ワクチン接種の推進、相談窓口等について掲載をいたしました。

また、スポーツ紙4紙に、ワクチン接種を啓発する広告を掲載しております。

東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに、10月1日からのリバウンド防止措置、そして予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを、「やさしい日本語」及び16言語、英語等で発信をしております。

次、一番上のところ、住宅政策本部の欄です。

生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るために、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また、随時募集において新たな団地を追加しております。

毎月募集におきましては、令和3年10月から12月の戸数360戸、1月から12月の累計で1,400戸となっております。

その下ですね、一番下になります、産業労働局のところです。

9月30日から10月13日までの間に、次の点について公表いたしました。

「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の10月1日から24日までの実施分、テレワーク実施率の9月の調査結果、「東京都中小企業者等月次支援給付金」10月分の申請受付開始、「テイクアウト専門店出店支援」の開始、「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施、「飲食事業者向け業態転換支援事業」の申請受付期間の延長、そして、観光関連事業者に対する新たな支援等の実施についてであります。

次、続いて10月13日以降、引き続き、新型コロナウイルス感染症の緊急対策に係る「雇用環境整備促進奨励金」の申請受付期間の延長、そして「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の実施、「小規模テレワークコーナー設置促進助成金」第2期募集開始、「中小企業等による感染症対策助成事業」の申請受付期間等の延長、「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」7月12日から8月31日の申請受付期間の延長等について、公表をしております。一番下が、「新型コロナウイルスの影響による解雇・雇止め・休業等に関する電話特別相談」の実施、これらについて公表をしております。

新たに開始をいたしましたのが、上から4つめ、「第2回 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」、そして、「営業時間短縮等に係る協力金」9月1日から9月30日の実施分、さらに、「東京都中小企業者等月次支援給付金」9月分の申請受付を開始しております。

その下が中央卸売市場です。

市場業者の使用料及び光熱水費、電気料金、水道料金などですが、これらの支払いを猶予しております。

次、教育庁の欄の一番下です。

リバウンド防止期間中におけます、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知いたしました。

区市町村に対しましては、都の措置を参考に、対策の徹底について、再周知をしたところであります。

次、続きまして各局から発言をいただきます。

まず、「基本的対策徹底期間における対応（案）」、他の案件につきまして総務局長からお

願いたします。

【総務局長】

はい。

それでは、「基本的対策徹底期間における対応（案）」及び、今後の東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議の開催につきましてご説明をします。

現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、10月24日をもって「リバウンド防止措置期間」を終了し、翌25日以降、「基本的対策徹底期間」として対応を行っていきます。

対象となる区域は、都内全域、期間は、10月25日0時から11月30日24時までとし、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民及び事業者向けに協力依頼等を行います。

なお、12月1日以降の年末年始に向けた対応については、「基本的対策徹底期間」における取組の効果を踏まえ、別途、決定をいたします。

まず、都民向けの協力依頼です。

外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することや、帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えることなどの協力を依頼します。

次に、事業者向けの協力依頼等です。

飲食店等への要請ですが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗については、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするように協力を依頼します。大人数で同一テーブルを使用する場合は、感染リスク低減のため、「TOKYO ワクションアプリ」又は他の接種証明書等を活用することを推奨いたします。

また、認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼いたします。

一方、点検済証の交付を受けていない又はこれを提示していない店舗については、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とすること、酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼します。

また、カラオケ設備を提供している店舗については、利用者の密を避ける、こまめな換気を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼します。

その他の施設への協力依頼等ですが、イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼します。

また、学校、大学等について、基本的な感染防止策の実施、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知することなどの協力を依頼します。

イベントの開催制限につきましては、10月31日0時からとなりますが、イベント主催者

等に対して、表に記載のとおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼します。

最後に、職場への出勤等です。テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼します。

なお、本日開催しました感染症対策審議会におきまして、「基本的対策徹底期間における対応」(案)につきましては、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

次に、今後のモニタリング会議の開催についてでございます。

資料はございませんが、本日のモニタリング会議で、感染状況・医療提供体制の分析結果が初めて両方ともに黄色になるなど、改善傾向が継続しております。

感染状況については、新規陽性者数の増加比が、モニタリング会議開始以来、最も低い状況が継続し、医療提供体制については、通常医療との両立が可能になりつつある、とのことでございます。

一方、第6波に備え、引き続き専門家の先生方には、感染状況や医療提供体制のモニタリングを継続していただき、感染再拡大の兆候を見逃さない様に注視していくことが必要でございます。

こうした状況を踏まえ、専門家の先生方と協議の結果、日々の感染状況等をこれまでどおりモニタリングしていただき、分析・評価については、毎週木曜日に公表するとともに、会議については、月に2回の開催とすることとしたいと思います。

今後、感染の再拡大や、医療提供体制の逼迫の兆候が見えた場合は、専門家のご意見を踏まえ、週に1回をベースに実施をしていきたいと考えております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、第6波に向けた医療・療養体制、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。

第6波に向けた医療・療養体制について、ご報告いたします。

まず、医療・療養体制については、現在、感染収束フェーズにあることから、通常医療との両立を図るため、確保病床数のレベルをレベル3からレベル1の4,000床に引き下げているところでございます。

感染の状況等に応じまして、医療機関と補完的な役割を担う臨時の医療施設等をあわせ、約9,200床を確保していくこととしており、今後、医療機関等とも調整し、さらなる医療・療養体制の拡充を進めてまいります。

次、お願いします。

次に、宿泊療養についてでございますが、現在、17施設約6,000室を確保しておりますが、施設の受入時間帯を拡大するなど、運用を見直すとともに、医療・看護度に応じ、医師が往診して対応する施設と、リモート診療で対応する施設に、機能を分化いたします。これにより、施設の使用率の向上を図ってまいります。

また、陽性判明後、患者ご本人が申込可能な電話窓口を新たに設置し、早期に入所できる仕組みを構築いたします。

あわせて、更なる規模の拡大も目指してまいります。

次、お願いします。

最後に、自宅療養についてでございますが、安心して自宅で療養していただくため、医師会と連携したオンライン診療等を実施していますが、今後、往診を行う拠点病院の設置、パルスオキシメータ等の更なる確保など、支援体制を充実してまいります。

さらに、基礎疾患のある自宅療養者の方に、中和抗体薬を投与して、重症化リスクの低減を図るなど、よりきめ細かな支援を行ってまいります。

今後、国や医師会などと緊密に連携しながら、医療提供体制の更なる強化を図ってまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、学校の対応につきまして、教育長からお願いいたします。

【教育長】

はい。

小中学校及び高校の対応についてでございます。

今後、冬場を迎えることから、これまでの対応を緩めることなく、手洗いの徹底や、教室等の換気など、基本的な感染防止対策を一層徹底するとともに、オンラインを活用した密を避ける工夫などにより、学校運営を継続してまいります。学校行事や、校外活動につきましても、感染防止対策を徹底した上で実施をしてまいります。

また、これまで実施してまいりました、陽性者発生時のPCR検査・抗原簡易キットの活用については、継続してまいります。

加えまして、今後、様々な学校活動を展開していくにあたりまして、安心して教育活動に取り組めるよう、大会等の主催団体や訪問先から、参加に際し、検査が求められる場合などにPCR検査を活用できる体制を新たに整えてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組」につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

このたび、「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組―未曾有の感染を乗り越えて―」を取りまとめました。

この資料は、およそ2年にわたります感染の状況や、「感染拡大防止対策」、「医療提供体制等の確保」、「ワクチン接種の推進」、「経済対策・セーフティネットの強化」など、東京都が講じてまいりました対策につきまして、第Ⅰ期から第Ⅳ期までの4つのステージに分けて整理をしたものでございます。

この中では、新たに、世界から見まして、日本、東京が、皆様のご協力により、世界でも感染者数、死亡者数ともに、低く抑えられてきたことが分かる資料なども掲載しております。

こうした、これまで積み重ねてまいりました知見や経験をまとめることによりまして、今後の対策に活かしていきたいと考えております。

本資料は、対策本部のホームページに掲載しておりますので、各局におかれましては、今後の対策に是非ご活用ください。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、この場でご発言のある局等につきましては以上と伺っておりますが、この場でご参加の方、Webでご参加の方含めまして、何か他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。

第 64 回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議、まとめであります。

まず、今日のモニタリング会議で、感染状況は、先週と変わらず警戒レベルの上から 3 番目の黄色、医療提供体制は、2 番目のオレンジから黄色へと一段階下に下がりました。

専門家からは、「ワクチン接種後も、基本的な感染防止対策を徹底する必要がある」ということ、「入院患者数と重症患者数は継続して減少していて、通常医療との両立が可能になりつつある」との指摘をいただきました。

こうした状況を踏まえ、都では、10 月 24 日、今週末の日曜日をもちまして、「リバウンド防止措置期間」を終了いたしまして、翌月曜日の 25 日から 11 月 30 日までの間、「基本的対策徹底期間」としまして、感染の再拡大防止のために対応してまいります。

対応などの具体的内容につきましては、関係局長から報告があったとおりでございます。

本当に長きにわたってご協力をいただいている都民の皆さん、そして事業者の皆様には、改めて、ここで基本に立ち返りながら、手洗い、消毒、正しいマスクの着用、そして換気の徹底など、基本的な感染防止対策の徹底や、定着についてのご理解ご協力について、引き続きお願いをいたします。

そして今、話し合いしましたように、今後のモニタリング会議でありますけれども、総務局長からの説明のように、これからは月 2 回の開催、そして分析・評価については、こちらの方は毎週木曜日に公表するものといたします。

専門家の皆さんには、引き続き、日々、感染状況などのモニタリングをお願いしてまいります。これは、継続ということでもあります。

この後ですね、都民の皆さんや事業者の皆様方に対しましての、改めての呼びかけを行わせていただきます。

ワクチンの接種、大変進みました。また、感染防止対策もご協力いただいております。

結果として、感染は急速に抑えられているというふうに考えておりますが、感染の再拡大を確実に抑え込んでいくための対策を、引き続き講じてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。また、皆様もご苦労様でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 64 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。